

山口県循環型社会形成推進基本計画 (第3次計画)



平成28年(2016年)3月
山口県

山口県循環型社会形成推進基本計画 (第3次計画)

平成28年(2016年)3月
山口県

〈目 次〉

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨及び目的.....	1
第2節 基本的な視点.....	2
第3節 計画の位置づけ.....	3
第4節 計画期間.....	3
第5節 地域区分.....	3
第6節 対象とする廃棄物等.....	4
第2章 現状と課題	5
第1節 地域の概要.....	5
1 地理的特性.....	5
2 人口特性.....	5
3 産業特性.....	6
第2節 廃棄物処理の概要.....	8
1 一般廃棄物.....	8
2 産業廃棄物.....	15
第3節 これまでの取組の評価と課題.....	31
1 第2次計画の進捗状況.....	31
2 取組に関する課題.....	34
第3章 基本方針・目標	39
第1節 基本方針.....	39
1 循環型社会の形成に向けた基本的な考え方.....	39
2 施策展開の基本方針.....	40
第2節 将来予測.....	43
1 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み.....	43
2 産業廃棄物の排出量及び処理量の見込み.....	45
3 未利用資源に係る見込み.....	46
第3節 目標.....	47
1 一般廃棄物の減量に関する目標【4項目】.....	47
2 産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】.....	47
3 県民・事業者・行政に係る目標【20項目】.....	48
第4章 施策の展開	49
第1節 一般廃棄物循環プラン.....	51
1 3Rの推進.....	51

2	適正処理の推進	53
3	適正処理体制の確保	54
第2節	産業廃棄物循環プラン	55
1	3Rの推進	55
2	適正処理の推進	56
3	適正処理体制の確保	57
第3節	循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン	60
1	環境教育・環境学習の推進	60
2	普及啓発及び情報提供	60
3	地域での連携・協働	60
第4節	災害廃棄物処理プラン	61
1	災害廃棄物の適正処理の推進	61
2	災害廃棄物の適正処理体制の確保	61
第5章	重点プロジェクト	62
	プロジェクト1【県民総参加による3Rの推進】	63
	プロジェクト2【資源循環型産業の育成支援】	64
	プロジェクト3【廃棄物の適正処理の推進】	65
	プロジェクト4【海洋ごみ対策の充実強化】	66
	プロジェクト5【地域特性を活かした資源循環の形成】	67
	プロジェクト6【大規模災害に対応した災害廃棄物処理体制の整備】	68
第6章	各主体の役割分担と計画の推進	69
第1節	主体別の取組	69
1	県民	69
2	NPO・民間団体	69
3	事業者	70
4	廃棄物処理業者	71
5	大学・研究機関	72
6	市町	72
7	県	73
第2節	関係機関との連携	75
1	環境やまぐち推進会議との連携	75
2	山口県容器包装廃棄物削減推進協議会との連携	75
3	山口県食品ロス削減推進協議会との連携	75
4	山口県海岸漂着物対策推進協議会との連携	75
5	やまぐちエコ市場との連携	75
第3節	計画の推進	76
1	推進体制	76
2	進行管理	76
3	施策の点検・評価	76

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨及び目的

山口県では、平成23年（2011年）3月、山口県循環型社会形成推進条例（以下「循環条例」という。）第8条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づいて「山口県循環型社会形成推進基本計画（第2次計画）」（計画期間：平成23～27年度（2011～2015年度））を策定し、本県における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところであり、着実に成果が上がっています。

また、平成25年（2013年）10月に、本計画の上位計画と位置づける「山口県環境基本計画（第3次計画）」を策定し、「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を基本目標として、循環型社会形成だけでなく、再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策、環境関連産業の育成・集積、環境に関する人づくりなどの施策を展開しています。

さらに、新たな県政運営の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」（以下「県チャレンジプラン」という。）を平成27年（2015年）3月に策定し、人口減少・少子高齢化社会にあっても、元気な産業や活気ある地域社会づくりを推進しており、64の重点施策のひとつとして、循環型社会の形成に積極的に取り組んでいます。

国では、平成25年（2013年）5月、循環型社会形成推進基本法に基づいて、平成32年度を目標年度とする第3次の「循環型社会形成推進基本計画」（以下「国の循環計画」という。）が策定され、循環型社会の形成を一層推進するため、「質にも着目した循環型社会の形成」、「東日本大震災への対応」など、内容の充実・強化が図られたところです。

このような状況の中、県チャレンジプラン及びその地方創生に資する施策を戦略化した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りつつ、第2次計画を基に、県環境基本計画及び国の循環計画等を踏まえて、循環型社会の形成を一層進めていくために「山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）」を策定するものです。

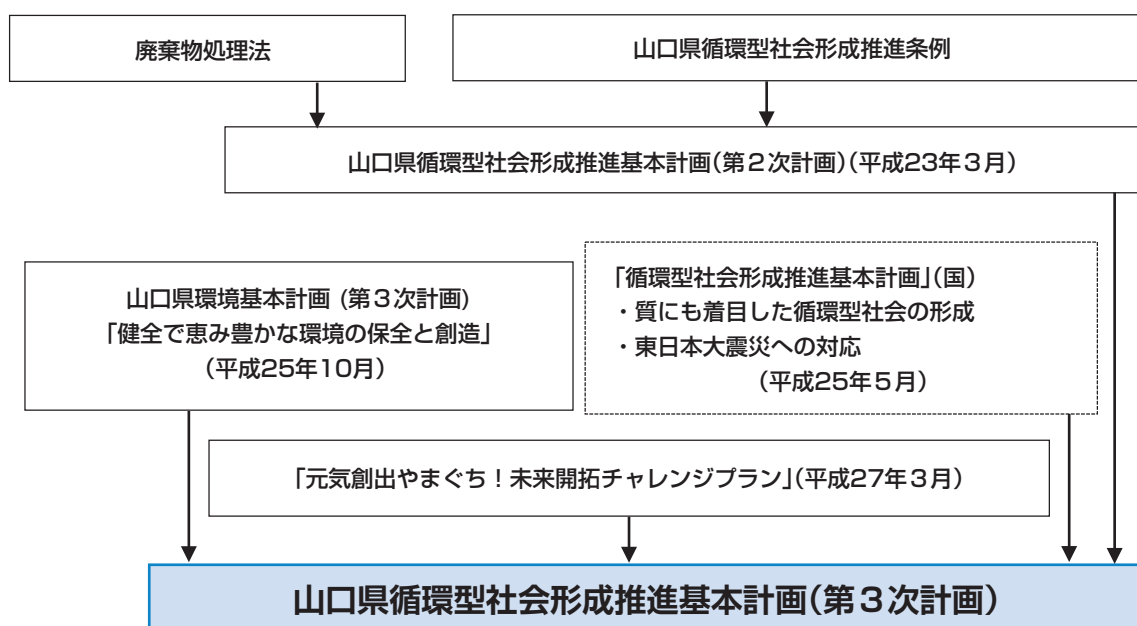


図1-1-1 本計画の相関図

第2節 基本的な視点

本計画は、低炭素社会づくりや自然共生社会づくりに向けた取組とも連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」の視点に基づく廃棄物の3R（発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））や廃棄物等の循環的利用の取組を通じ、本県の資源や特性を活かした全国に誇れるような環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進することにより、「活力みなぎる山口県」の実現を目指します。

～取組の基本的視点～

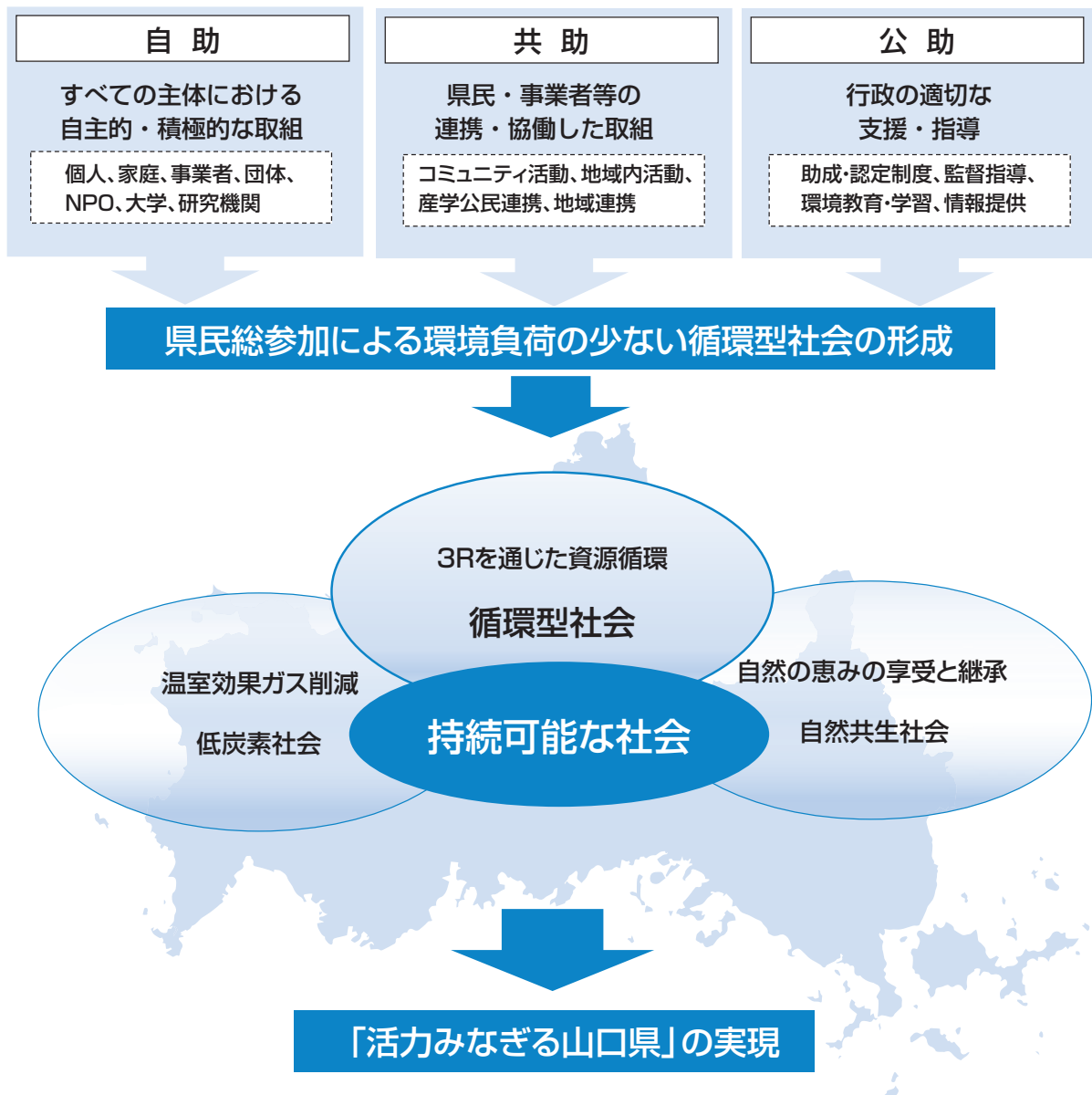


図1-2-1 取組の基本的視点

第3節 計画の位置づけ

本計画は、循環条例第8条の規定に基づいて策定するとともに、国の廃棄物処理基本方針に即して、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画として位置づけるものです。また、国の循環計画や廃棄物・リサイクル関連法令の規定も踏まえて策定します。

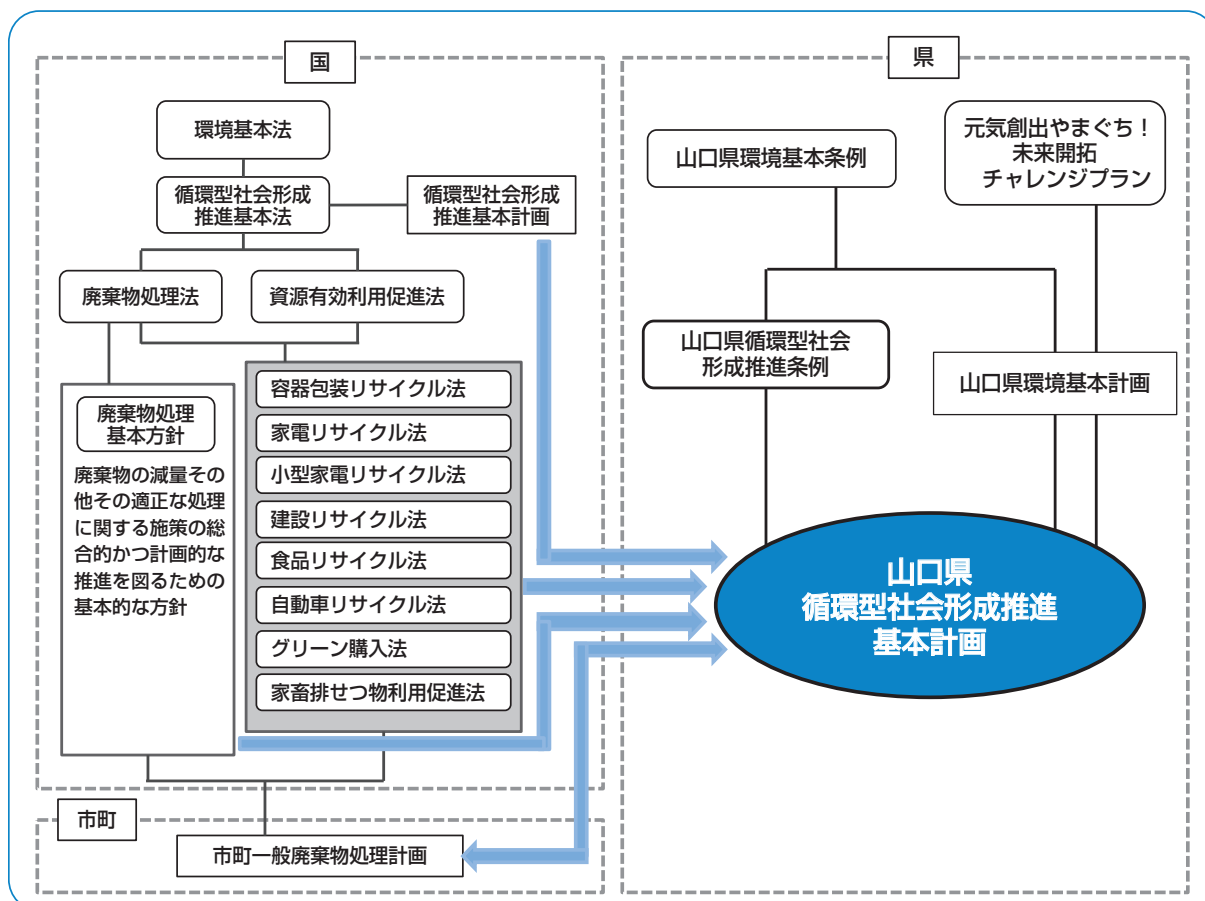


図1-3-1 計画の位置づけ

第4節 計画期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

第5節 地域区分

本計画は、山口県内の全域を対象とします。

一般廃棄物に関する地域区分は、行政区域を基に処理実態等を考慮して7つの広域ブロック（岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）とし、産業廃棄物に関する地域区分は、行政区域を基に人口規模等を考慮して6つの地域（東部、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）とします。

表1-5-1 ブロック・地域区分

一般廃棄物 ブロック区分	産業廃棄物 地域区分	人口 (人)	構成市町名
岩国	東部	144,239	岩国市、和木町
柳井		81,909	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南	周南	252,020	下松市、光市、周南市
山口・防府	山口・防府	311,066	山口市、防府市
宇部・小野田	宇部・小野田	259,509	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関	下関	270,943	下関市
長門・萩	長門・萩	89,252	萩市、長門市、阿武町
合計		1,408,938	13市6町

(出典)「人口移動統計調査(山口県)」(平成26年10月1日現在の人口)

第6節 対象とする廃棄物等

本計画の対象とする廃棄物等は、循環条例第2条第2項に規定する「廃棄物等」とします。「廃棄物等」には、廃棄物のほかに、竹材や間伐材等の林地残材、工場の製造過程で生じる副産物などの「未利用資源」も含まれます。

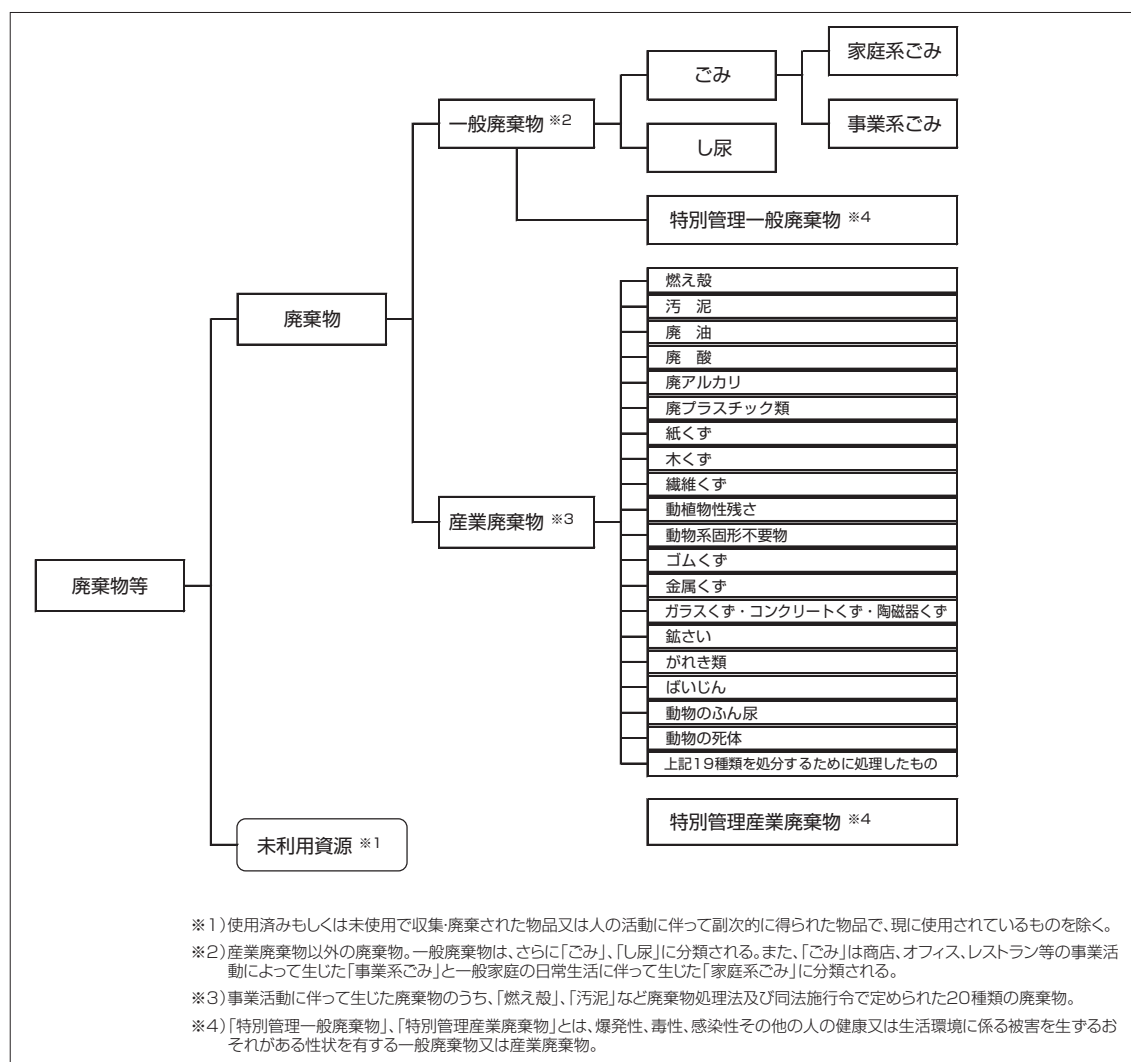


図 1-6-1 計画の対象とする廃棄物等

第1節 地域の概要

1 地理的特性

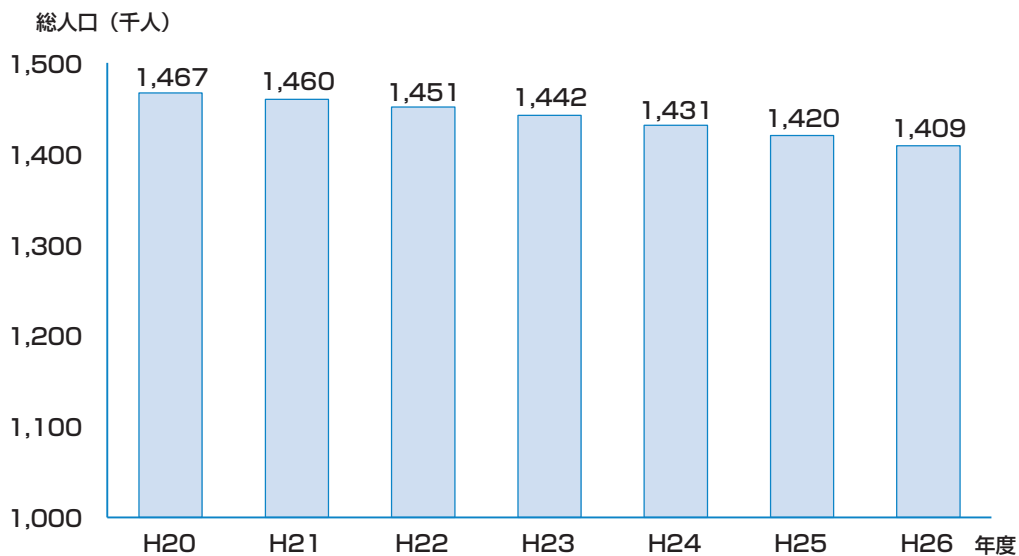
本県は、本州の西端に位置し、本州と九州、四国を結ぶ交通の要衝にあり、古くから西日本の結節点として重要な役割を果たしており、瀬戸内海沿岸部には臨海工業地帯が形成されています。

内陸部には中国山地が東西に走り、三方が瀬戸内海、日本海、響灘と異なった特色を有する三つの海に開け、海岸線は約1,580km（全国6番目）の長さを有しています。また、瀬戸内海国立公園、秋吉台国立公園、北長門海岸国立公園、西中国山地国立公園などがあり、豊かで美しい自然環境に恵まれています。

県土の面積は、約6,114km²（全国23番目）で、その大部分を森林（県土面積の71.8%）が占め、農用地の割合が低いことが特徴で、生活や生産活動等の場となる平地部が乏しく、中山間地域が県土の約7割を占めています。

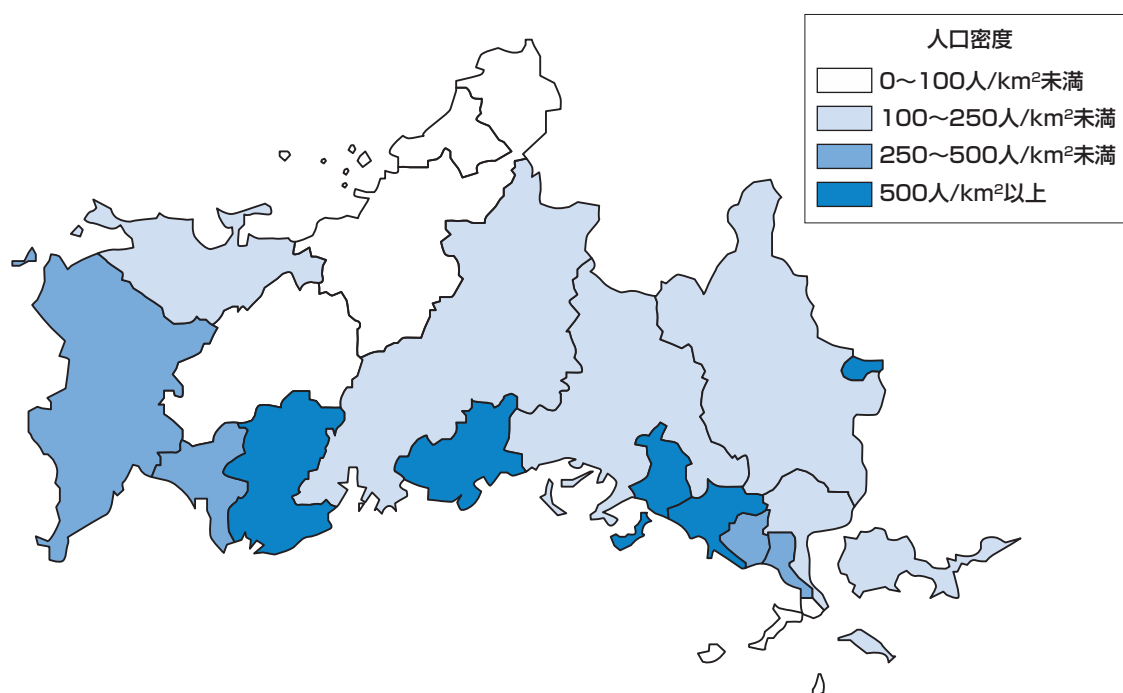
2 人口特性

本県の総人口は、1,409千人（平成26年（2014年）10月1日現在・人口移動統計調査）となっており、昭和60年（1985年）をピークに少子化等の影響によって減少傾向が続いています。また、人口分布では、瀬戸内海沿岸部の市部への集中がみられるなど、市町間で隔たりがみられます。



（出典）「人口移動統計調査（山口県）」（各年10月1日現在の人口）

図2-1-1 総人口の推移



(出典)「山口県人口移動統計調査」及び「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」

図2-1-2 市町別の人口密度(平成26年10月1日現在)

3 産業特性

本県の平成23年度(2011年度)の従業者総数(公務を除く民営事業所)は585千人で、これを産業別の割合で見ると、第1次産業が1%(6千人)、第2次産業が26%(152千人)、第3次産業が73%(427千人)となっています。

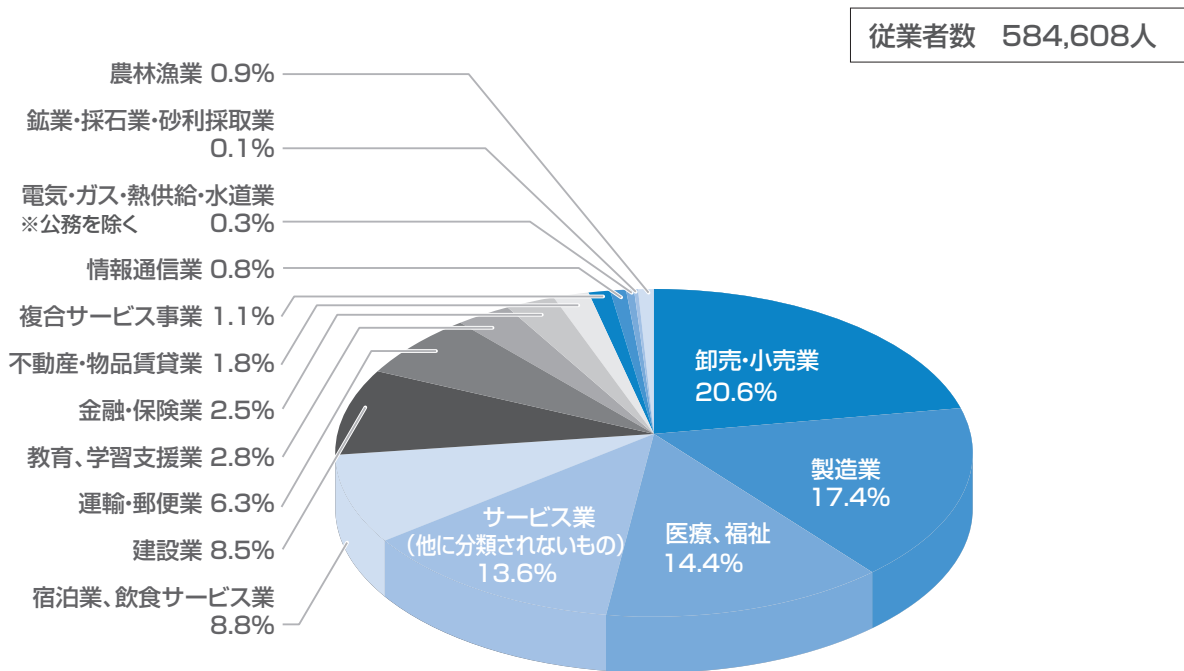
また、平成25年度(2013年度)の製造品出荷額等は、6兆7,979億円となっています。これを産業類型で見ると、最大シェアの基礎素材型産業(化学、石油、鉄鋼等)は、平成20年度(2008年度)以降拡大しており、全体の約7割以上を占めています。

また、市町別の製造品出荷額については、人口分布と同様に瀬戸内海沿岸に集中していることが特徴です。

表2-1-1 製造業事業所数等の推移

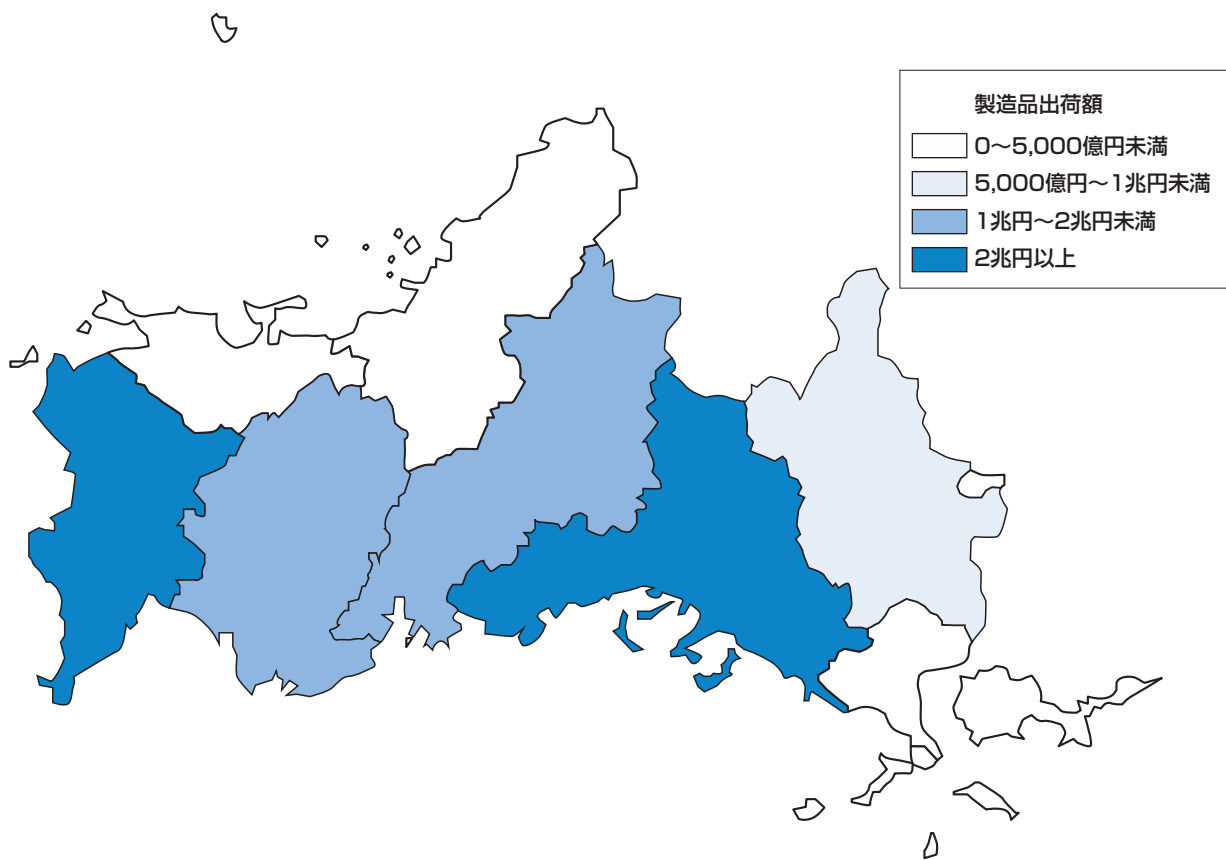
項目名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業所数(民営)	所	70,470	—	—	65,985	—	—
製造業事業所数(従業員4人以上)	所	2,310	2,123	2,054	2,096	1,951	1,896
従業者数(民営)	人	613,766	—	—	584,608	—	—
製造業従業者数(従業員4人以上)	人	102,935	96,011	94,876	90,079	91,304	91,288
製造品出荷額等	億円	71,183	54,129	63,487	62,632	60,860	67,979
基礎素材型産業	%	67.7	68.0	69.3	74.1	73.1	73.6
加工組立型産業	%	26.5	25.0	25.0	20.3	20.2	20.7
生活関連・その他産業	%	5.7	7.0	5.7	5.6	6.7	5.7

(出典)山口県主要基礎データ(商工労働部)



(出典) 平成24年経済センサス基礎調査

図2-1-3 産業別従業者数の割合 (平成23年度)



(出典) 平成25年度工業統計調査

図2-1-4 地域別製造品出荷額 (平成25年度)

第2節 廃棄物処理の概要

1 一般廃棄物

(1) ごみの処理

平成25年度（2013年度）の県内のごみ（一般廃棄物：家庭等から排出される廃棄物のことで、通常、ごみといわれている。）処理は、地域ブロック内の一般廃棄物処理施設（図2-2-1）で処理され、その排出量及び処理量は、図2-2-2のとおりです。

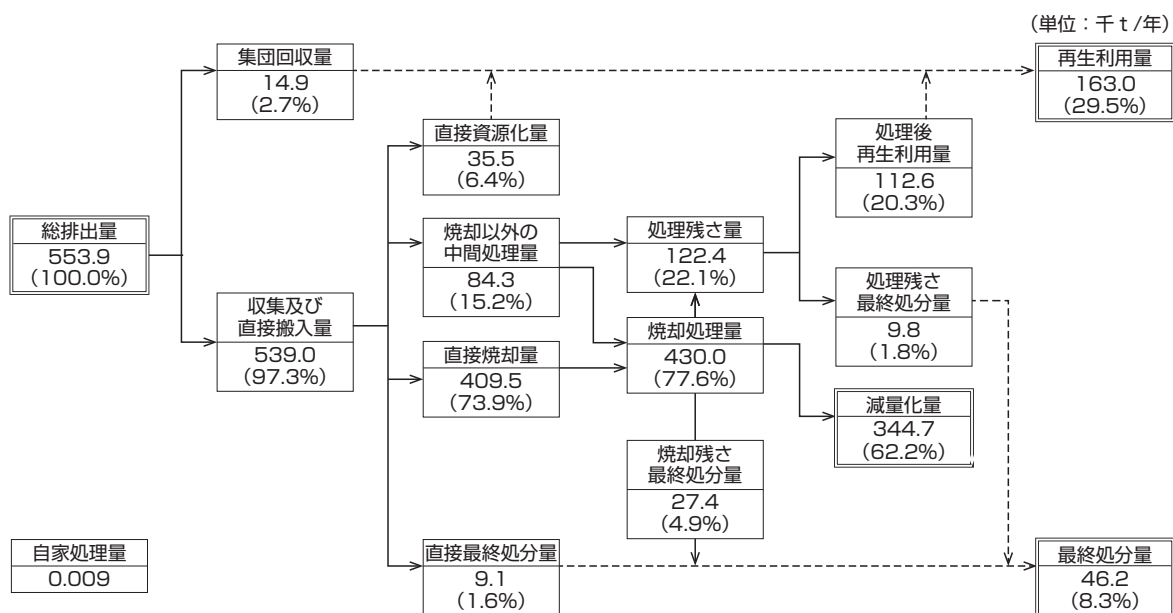
ごみ総排出量は554千トンで、このうち焼却や破砕・選別等の中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は113千トン、これに直接資源化量と集団回収量を合計した再生利用量は163千トン（リサイクル率：29.5%）となっています。

また、直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量（焼却残さ及び処理残さ）を合計した最終処分量は46千トン（8.3%）となっています。



注) 萩市清掃工場及び長門市清掃工場は平成26年3月に廃止され、萩・長門清掃工場（はなもゆ）に統合
周南市ごみ燃料化施設は平成27年3月に廃止

図2-2-1 県内の一般廃棄物処理施設の位置図



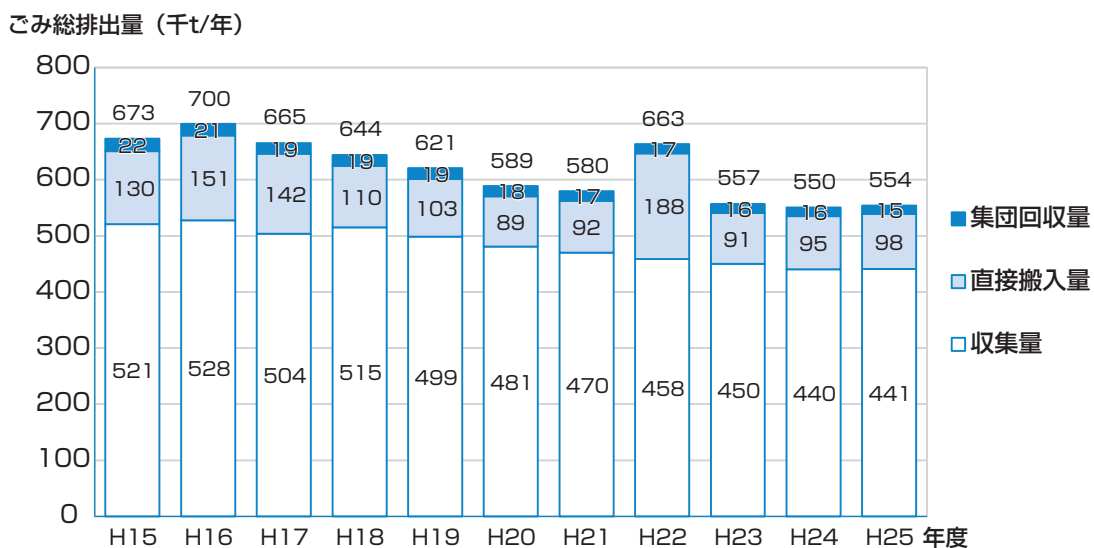
注1) ()は排出量に対する割合を示す。
 注2) 図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

図2-2-2 県内のごみ排出量及び処理量 (平成25年度)

①ごみの排出状況

ごみ総排出量 (収集量+直接搬入量+集団回収量) の推移は、図2-2-3のとおりです。

平成16年度 (2004年度) の700千トンをピークに減少し続け、平成22年度 (2010年度) は豪雨災害の多大な影響により一時的に増加したものの、以降は横ばい傾向にあります。



注) 平成22年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む
 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図2-2-3 ごみ総排出量の推移

地域ブロック別のごみの総排出量は、図2-2-4のとおりです。

1人1日当たりの排出量を地域ブロック別にみると、最も多いのは長門・萩ブロックの1,182グラム、最も少ないのは岩国ブロックの911グラムとなっています。前回（平成20年度（2008年度））調査と比較して、「ごみ総排出量」「1人1日当たりのごみ総排出量」ともに、長門・萩ブロック以外では減少していますが、山口市、萩市及び阿武町においては、平成25年（2013年）7月の豪雨災害の影響を受けています。

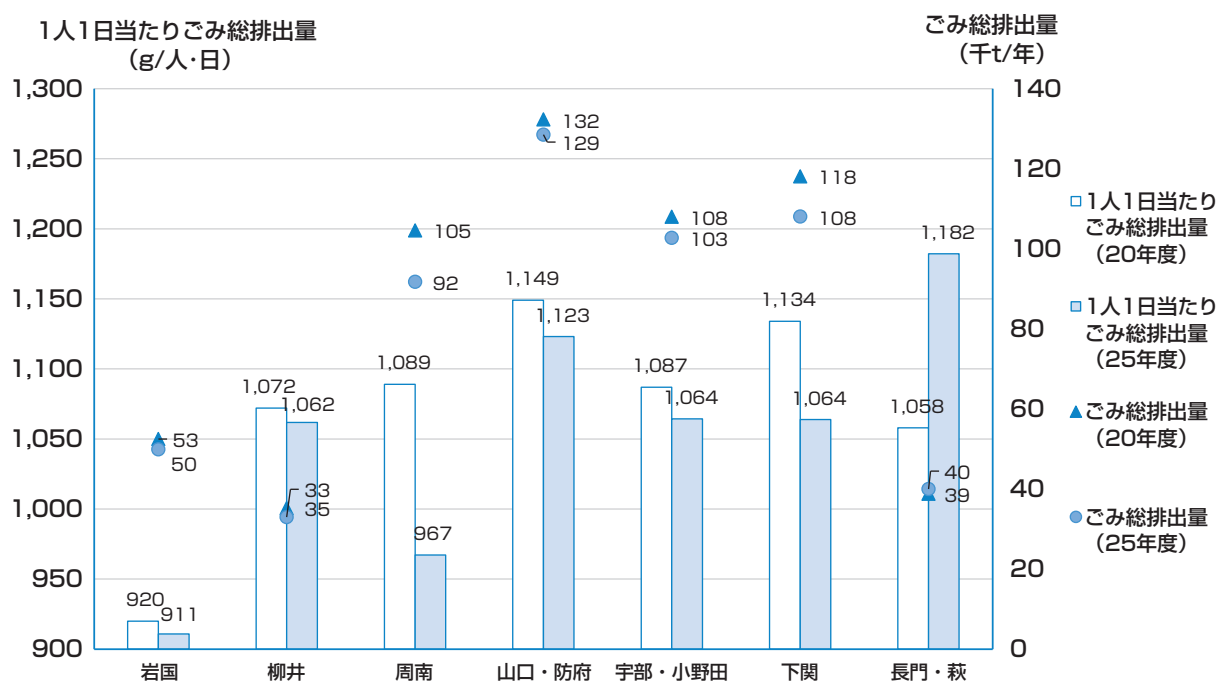
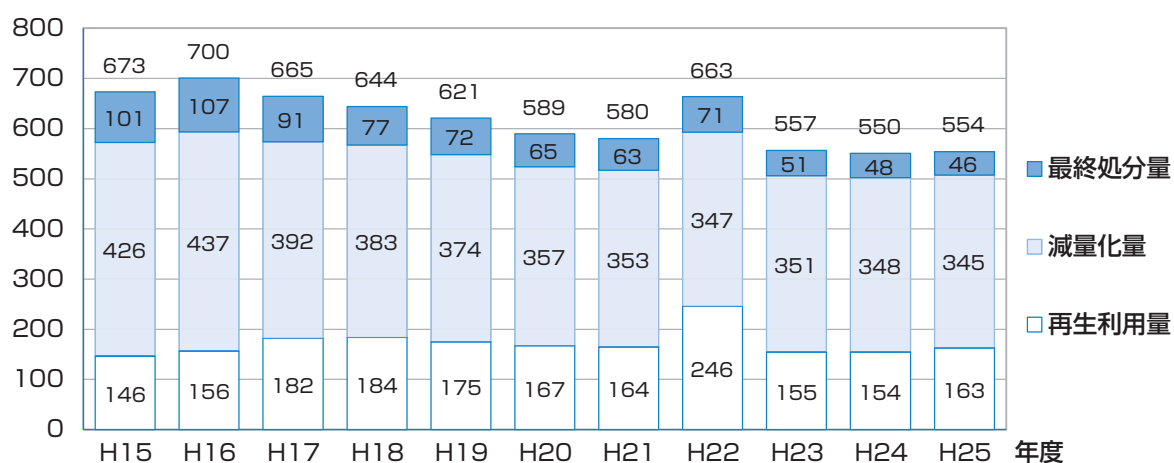


図2-2-4 地域ブロック別のごみの総排出量（平成25年度）

②ごみの処理状況

ごみの処理状況の推移は、図2-2-5のとおりです。ここ3年の総排出量は550～557千トンの間でほぼ横ばいに推移しています。なお、災害のあった平成22年度（2010年度）の総排出量については、一般廃棄物が混入した災害土砂を含むため一時的に増加しています。23年度（2011年度）以降の減量化量、再生利用量、最終処分量の処理状況の推移に注目すると、減量化量は345～351千トンの間でほぼ横ばいに推移しています。再生利用量は154～163千トンの間で推移し、平成25年度はわずかに増加し、一方、最終処分量については46～51千トンの間で推移し、年々わずかに減少しています。

処理量（千t/年）



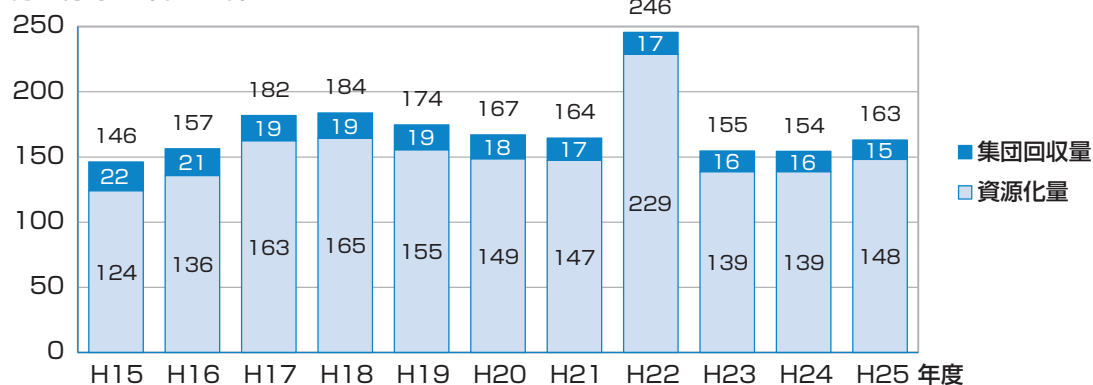
注) 平成22年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図2-2-5 ごみの処理状況の推移

③再生利用（リサイクル）の状況

集団回収量と資源化量の区分による再生利用量の推移は、図2-2-6のとおりです。資源化量は平成22年度（2010年度）を除いて、平成18年度をピークに減少していましたが平成25年度（2013年度）に再び増加しています。一方、集団回収量については、平成19年度以降、微減を続けている傾向にあります。

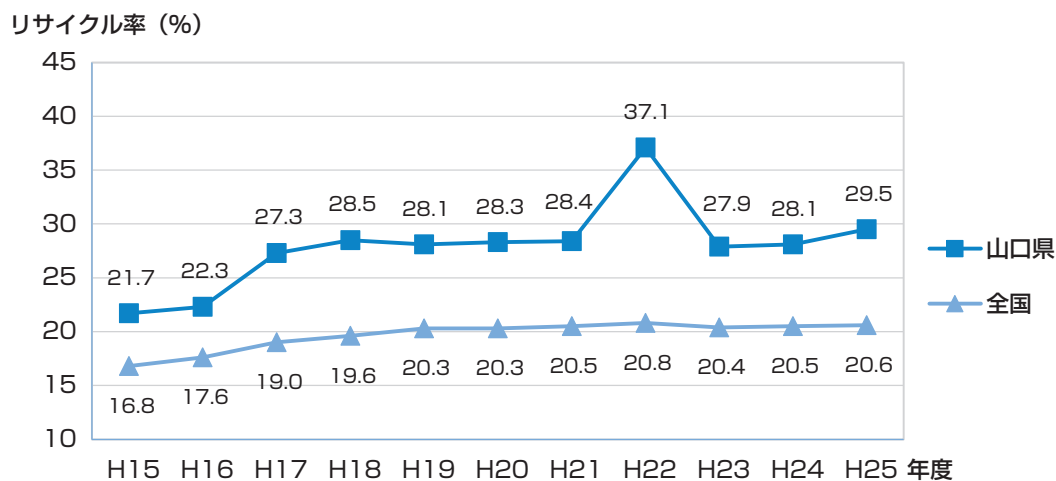
再生利用量（千t/年）



注) 平成22年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図2-2-6 ごみの再生利用量の推移

リサイクル率の推移は、図2-2-7のとおりです。全国平均は常に上回っているものの、近年は横ばい傾向になっています。平成22年度（2010年度）を除いて、平成25年度（2013年度）は過去最高の29.5%を記録し、全国2位のリサイクル率となっています。



注) 平成22年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図2-2-7 ごみのリサイクル率の推移

地域ブロック別の再生利用量・リサイクル率は、図2-2-8のとおりです。リサイクル率が最も高いのは周南ブロックの37.8%、最も低いのは柳井ブロックの21.8%であり、16ポイントの差が生じています。前回（平成20年度（2008年度））調査と比較すると、柳井、周南、下関、長門・萩の各ブロックでリサイクル率が増加しています。特に、下関ブロックでは、ごみの総発生量が減少し、再生利用量も減少していますがリサイクル率は増加しています。

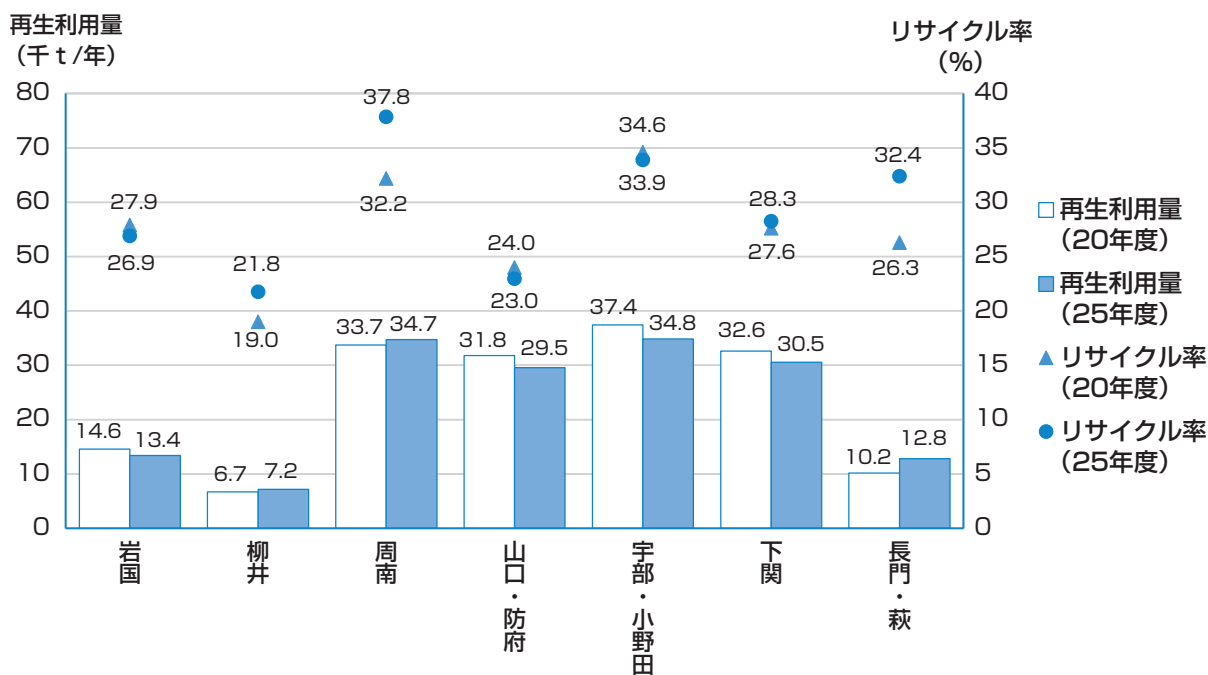


図2-2-8 ごみの地域ブロック別再生利用量及びリサイクル率（平成25年度）

④最終処分の状況

最終処分量の推移は、図2-2-9のとおりです。災害の影響により、平成22年度（2010年度）は一時的に増加したものの、発生・排出抑制や減量化、リサイクル等の進展に伴って、平成17年度（2005年度）以降は着実に減少しています。特に、直接最終処分量が著しく減少しています。

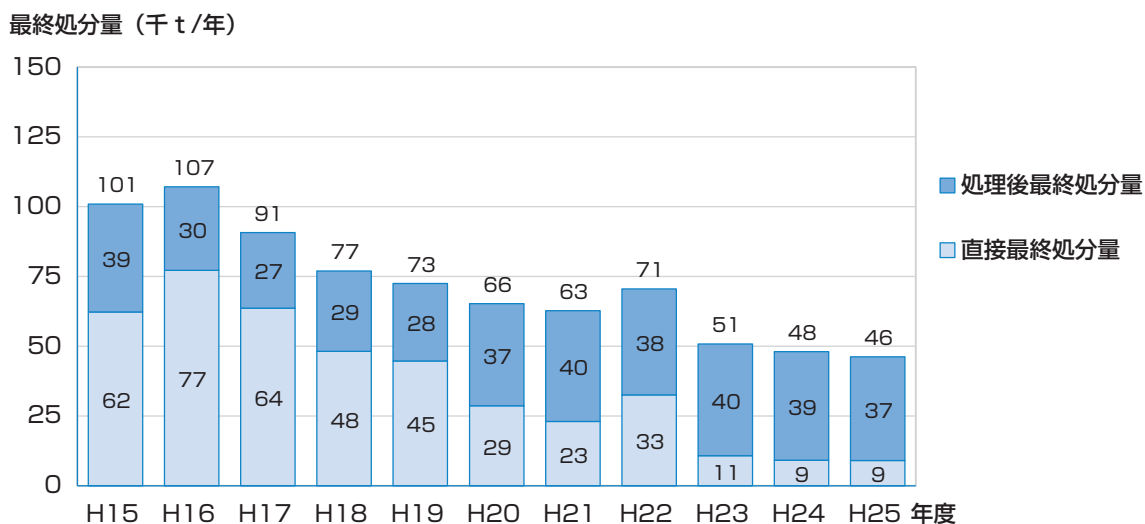


図2-2-9 ごみの最終処分量の推移

平成25年度（2013年度）のブロック別の最終処分状況は、図2-2-10のとおりです。1人1日当たりの最終処分量では、下関ブロックが143グラムと最も多く、次いで、宇部・小野田ブロックが96グラム、山口・防府ブロックが86グラムとなっており、岩国ブロックが48グラムと最も低くなっています。

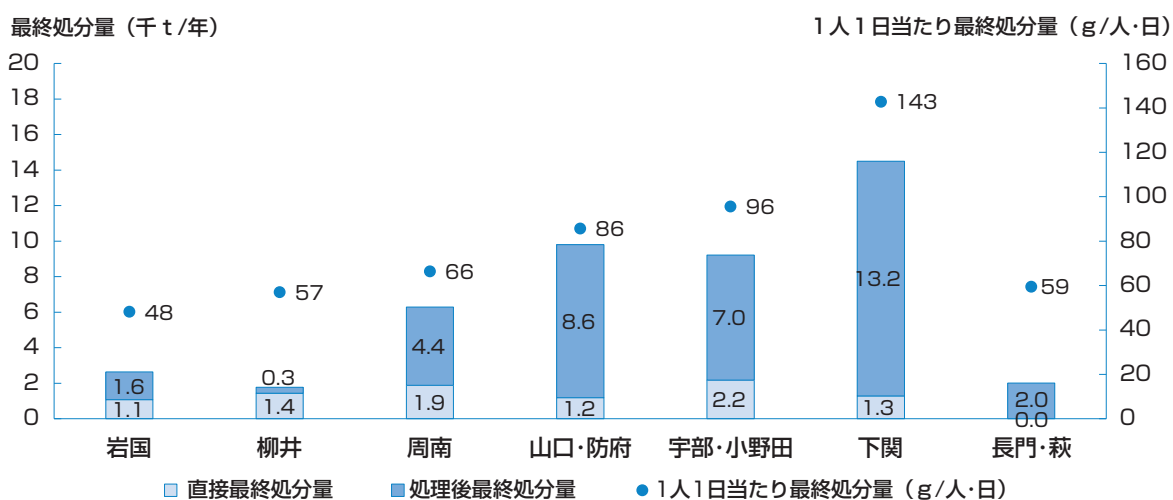


図2-2-10 ごみのブロック別の最終処分状況（平成25年度）

(2) し尿の処理

し尿処理の推移は、図2-2-11のとおりです。下水道等の整備に伴って、し尿、浄化槽汚泥ともに減少傾向にあり、総処理量も減少しています。なお、海洋投入処分は平成19年（2007年）2月より全面的に禁止されています。

また、平成25年度（2013年度）における県内のし尿および浄化槽汚泥の処理状況は、図2-2-12のとおりです。市町によって処理されたし尿は119千キロリットル、浄化槽汚泥は333千キロリットルであり、そのうちの大部分がし尿処理施設又は下水道投入によって処理されています。

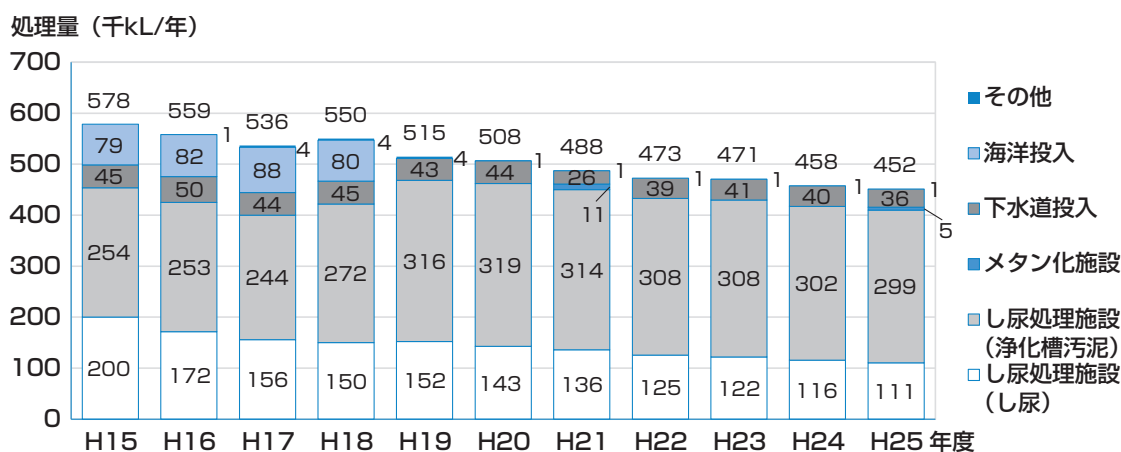


図2-2-11 し尿処理の推移

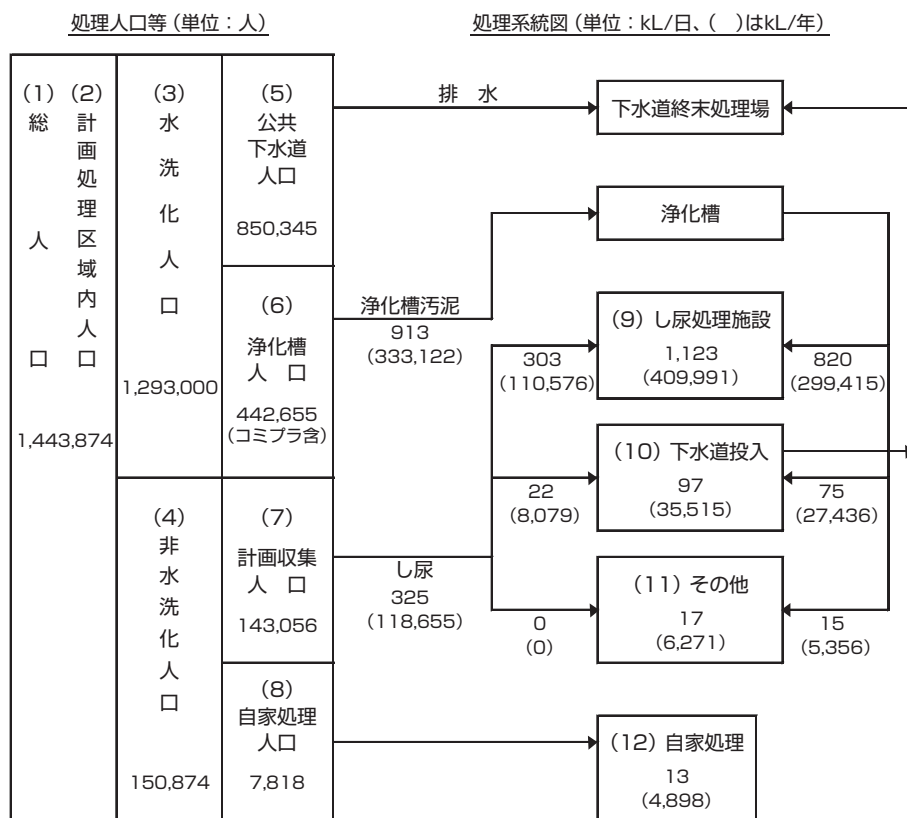


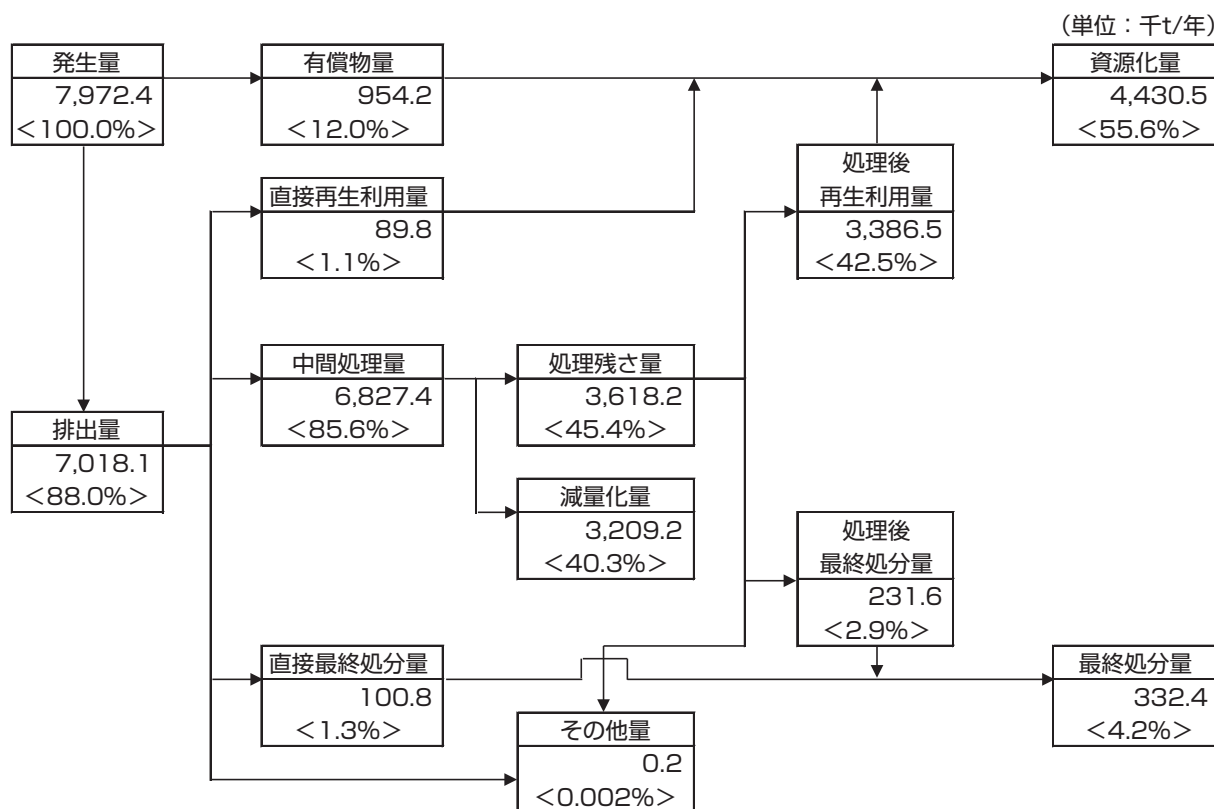
図2-2-12 し尿処理の状況 (平成25年度)

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の処理

平成25年度（2013年度）の発生量及び処理量は、図2-2-13のとおりです。発生量（特別管理産業廃棄物を含む）は7,972千トンで、このうち脱水や焼却、破砕などの中間処理量は6,827千トン（85.6%）、中間処理されることなく処分された量は、直接再生利用量が90千トン（1.1%）、直接最終処分量が101千トン（1.3%）となっています。

また、中間処理による減量化量は3,209千トン（40.3%）で、資源化量（有償物量、直接再生利用量、処理後再生利用量の合計）は4,431千トン（55.6%）、最終処分量（直接最終処分量、処理後最終処分量の合計）は332千トン（4.2%）、保管等その他量が0.2千トン（0.002%）となっています。



注) <>発生量に対する割合を示す。
四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

図2-2-13 産業廃棄物の発生量及び処理量（平成25年度）

①発生状況

発生量の推移は、図2-2-14のとおりです。平成12年度（2000年度）以降は減少傾向にあります。

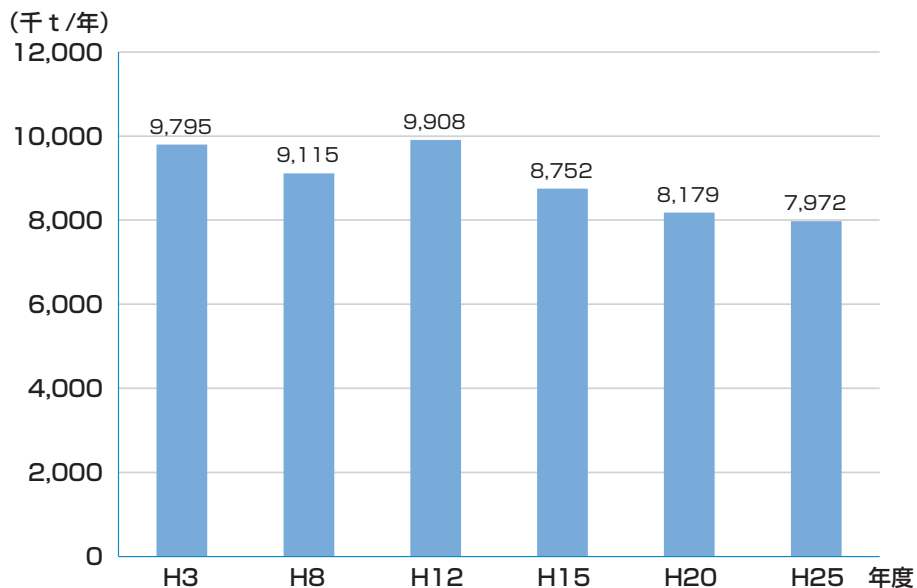


図2-2-14 産業廃棄物の発生量の推移

○種類別の発生状況

平成25年度（2013年度）の種類別発生割合は、図2-2-15のとおりです。汚泥が3,257千トン（40.8%）と最も多く、次いで、がれき類1,016千トン（12.7%）、金属くず932千トン（11.7%）、ばいじん884千トン（11.1%）、動物のふん尿387千トン（4.9%）、鉱さい281千トン（3.5%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず211千トン（2.6%）となっており、これら7種類で全体の87.4%を占めています。

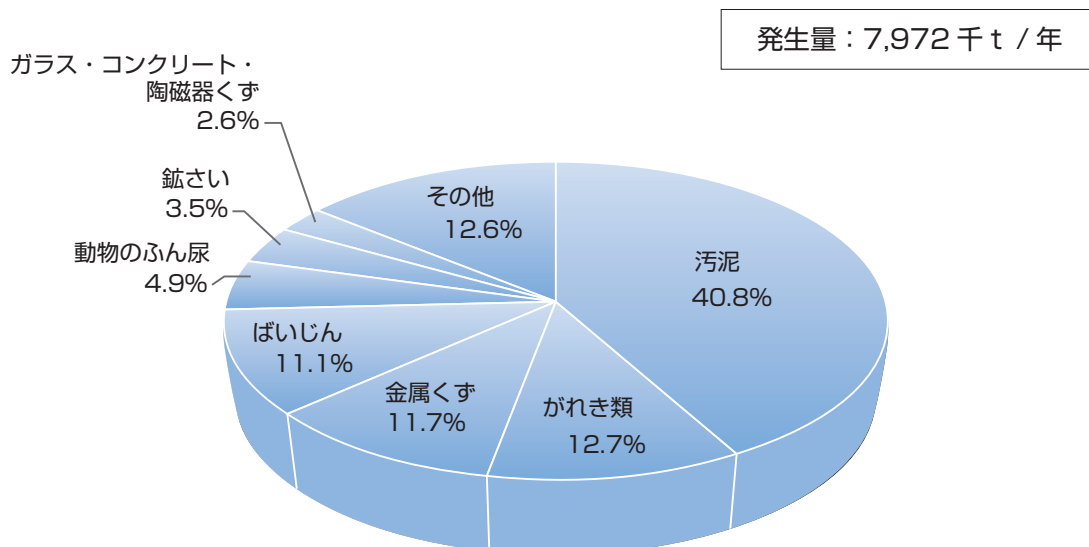


図2-2-15 産業廃棄物の種類別発生割合（平成25年度）

種類別発生量の推移は、表2-2-1のとおりです。平成25年度（2013年度）の発生量を種類別にみると、汚泥は著しい減少傾向にあり、同じく減少傾向にあったばいじん、鉱さいは、平成20年度（2008年度）に一旦増加しましたが平成25年度（2013年度）は再び減少しています。増加傾向にあったがれき類は、平成15年度を境に減少しています。また、金属くずは増加傾向にあり、平成25年度（2013年度）は急増しています。

表2-2-1 産業廃棄物の種類別発生量の推移

(単位：千t/年)

廃棄物種類	平成12年度		平成15年度		平成20年度		平成25年度	
	発生量	構成比	発生量	構成比	発生量	構成比	発生量	構成比
合計	9,907.5	100%	8,752.0	100%	8,178.5	100%	7,972.4	100%
燃え殻	294.4	3.0%	369.1	4.2%	258.8	3.2%	170.4	2.1%
汚泥	4,816.9	48.6%	4,109.0	46.9%	3,558.6	43.5%	3,256.6	40.8%
廃油	256.2	2.6%	196.0	2.2%	176.7	2.2%	133.0	1.7%
廃酸	297.5	3.0%	190.0	2.2%	88.8	1.1%	151.2	1.9%
廃アルカリ	201.2	2.0%	167.5	1.9%	126.1	1.5%	116.3	1.5%
廃プラスチック類	301.9	3.0%	151.5	1.7%	109.2	1.3%	197.6	2.5%
紙くず	32.8	0.3%	17.7	0.2%	12.6	0.2%	9.5	0.1%
木くず	158.8	1.6%	275.4	3.1%	255.3	3.1%	143.0	1.8%
繊維くず	5.7	0.1%	1.8	0.0%	1.0	0.0%	1.7	0.0%
動植物性残さ	44.4	0.4%	31.7	0.4%	36.9	0.5%	38.0	0.5%
動物系固形不要物	—	—	10.3	0.1%	0.3	0.0%	1.5	0.0%
ゴムくず	0.7	0.0%	1.7	0.0%	0.5	0.0%	0.5	0.0%
金属くず	242.6	2.4%	282.4	3.2%	303.4	3.7%	932.4	11.7%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	155.3	1.6%	158.5	1.8%	157.3	1.9%	211.1	2.6%
鉱さい	291.5	2.9%	264.5	3.0%	321.1	3.9%	281.3	3.5%
がれき類	1,320.6	13.3%	1,440.4	16.5%	1,318.2	16.1%	1,016.1	12.7%
ばいじん	750.0	7.6%	508.3	5.8%	893.7	10.9%	883.6	11.1%
動物のふん尿	630.7	6.4%	528.4	6.0%	473.5	5.8%	386.8	4.9%
動物の死体	0.8	0.0%	0.8	0.0%	0.5	0.0%	1.0	0.0%
その他産業廃棄物	105.4	1.1%	47.2	0.5%	85.9	1.1%	40.5	0.5%

注) 平成12年度の動物系固形不要物の「—」の表記は、12年度は当該区分がなかったため「—」と表記した。

四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

○業種別の発生状況

平成25年度（2013年度）の業種別発生割合は、図2-2-16のとおりです。製造業が50.8%（4,054千トン）と最も多く、排出量の約半分を占め、次いで、電気・水道業24.0%（1,912千トン）、建設業の19.1%（1,525千トン）となっており、これら3業種で全体の約94%を占めています。

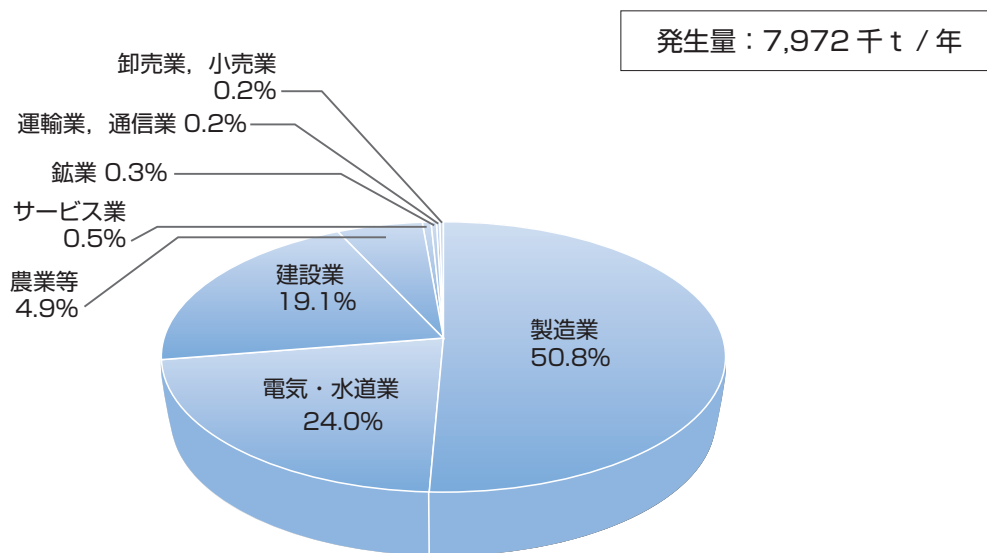


図2-2-16 産業廃棄物の業種別発生割合（平成25年度）

業種別発生量の推移は、表2-2-2のとおりです。発生量を業種別にみると農業、製造業は減少傾向にあります。電気・水道業は減少傾向にありましたが、平成20年度（2008年度）以降は増加しています。また、建設業は増加傾向にありましたが、平成25年度（2013年度）は減少しています。

表2-2-2 産業廃棄物の業種別発生量の推移

(単位：千t/年)

業種	平成12年度		平成15年度		平成20年度		平成25年度	
	発生量	構成比	発生量	構成比	発生量	構成比	発生量	構成比
合計	9,907.5	100%	8,752.0	100%	8,178.5	100%	7,972.4	100%
農業等	547.1	5.5%	530.0	6.1%	474.5	5.8%	388.3	4.9%
鉱業	27.9	0.3%	57.1	0.7%	6.6	0.1%	21.7	0.3%
建設業	1,440.4	14.5%	1,432.8	16.4%	1,679.6	20.5%	1,524.7	19.1%
製造業	6,215.7	62.7%	5,284.3	60.4%	4,306.3	52.8%	4,053.7	50.8%
食料品	173.6	1.8%	141.2	1.6%	48.5	0.6%	118.1	1.5%
飲料・飼料	10.4	0.1%	3.0	0.0%	54.1	0.7%	28.9	0.4%
繊維	2.5	0.0%	1.2	0.0%	2.2	0.0%	2.2	0.0%
衣服	3.0	0.0%	1.2	0.0%	1.0	0.0%	20.0	0.3%
木材	16.1	0.2%	160.8	1.8%	29.0	0.4%	14.4	0.2%
家具	0.5	0.0%	0.5	0.0%	0.3	0.0%	0.3	0.0%
パルプ・紙	819.0	8.3%	762.3	8.7%	613.5	7.5%	369.7	4.6%
印刷・同関連業	3.9	0.0%	3.3	0.0%	4.4	0.1%	2.3	0.0%
化学	2,411.9	24.3%	2,703.4	30.9%	2,093.8	25.6%	1,567.9	19.7%
石油・石炭	70.9	0.7%	157.2	1.8%	26.4	0.3%	36.6	0.5%
プラスチック	29.4	0.3%	18.9	0.2%	5.1	0.1%	4.7	0.1%
ゴム	6.9	0.1%	18.0	0.2%	8.9	0.1%	35.6	0.4%
皮革					0.8	0.0%		0.0%
窯業・土石	1,159.2	11.7%	308.6	3.5%	367.2	4.5%	168.1	2.1%
鉄鋼	887.4	9.0%	662.0	7.6%	702.2	8.6%	691.4	8.7%
非鉄金属	265.5	2.7%	67.6	0.8%	71.5	0.9%	44.7	0.6%
金属	45.2	0.5%	88.4	1.0%	65.0	0.8%	32.7	0.4%
一般機器	34.8	0.4%	20.1	0.2%	22.7	0.3%	66.3	0.8%
電気機器	204.6	2.1%	68.6	0.8%	22.4	0.3%	0.9	0.0%
情報通信機器					1.9	0.0%	0.0	0.0%
電子部品					32.1	0.4%	104.6	1.3%
輸送機器	67.3	0.7%	97.6	1.1%	131.7	1.6%	743.4	9.3%
精密機器	0.2	0.0%	0.1	0.0%	1.0	0.0%	0.5	0.0%
その他	0.3	0.0%	0.4	0.0%	0.6	0.0%	0.3	0.0%
電気・水道業	1,317.2	13.3%	1,259.8	14.4%	1,633.7	20.0%	1,911.8	24.0%
運輸・通信業	47.0	0.5%	51.5	0.6%	28.8	0.4%	14.5	0.2%
卸売業、小売業	259.9	2.6%	75.4	0.9%	28.6	0.3%	14.5	0.2%
サービス業等	52.2	0.5%	61.1	0.7%	20.3	0.2%	43.0	0.5%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

②処理状況

処理状況の推移は、図2-2-17のとおりです。再生利用率（資源化率）は増加傾向、最終処分率は減少傾向にあり、県全体としては産業廃棄物の「発生・排出抑制」、「リサイクル」、「最終処分量の削減」が着実に推進されています。

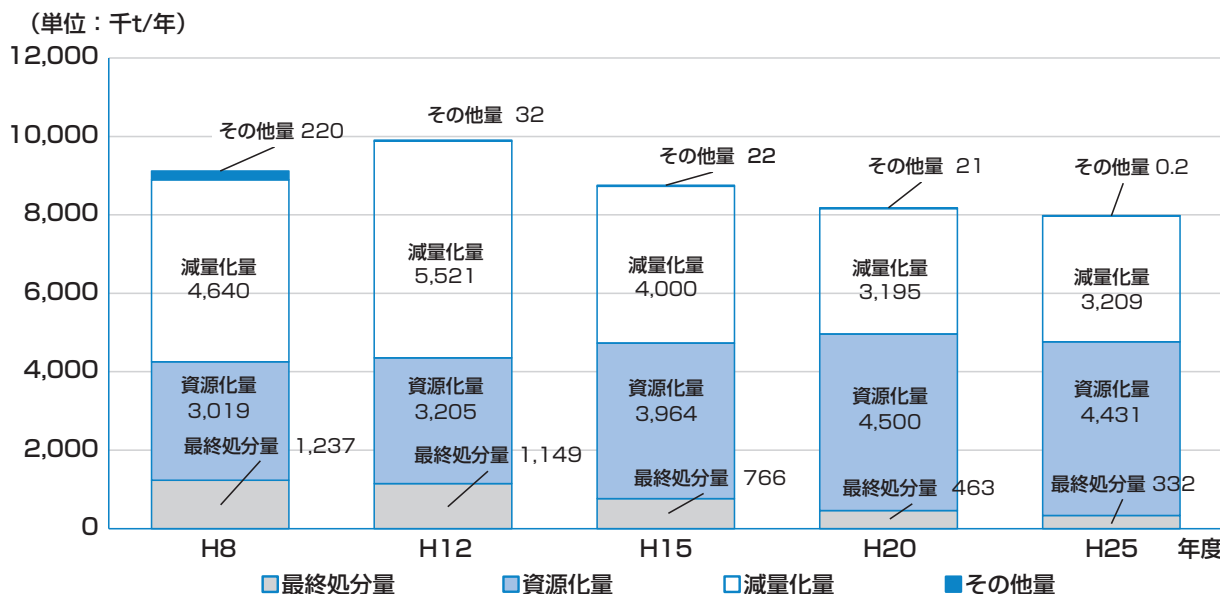


図2-2-17 産業廃棄物の処理状況の推移

○資源化（リサイクル）の状況

資源化量の推移は、図2-2-18のとおりです。平成20年度までは資源化量は増加傾向にあり、平成25年度（2013年度）では平成20年度（2008年度）とほぼ同様の4,431千トンとなっていますが、平成25年度（2013年度）のリサイクル率は55.6%とわずかながら上昇しています。

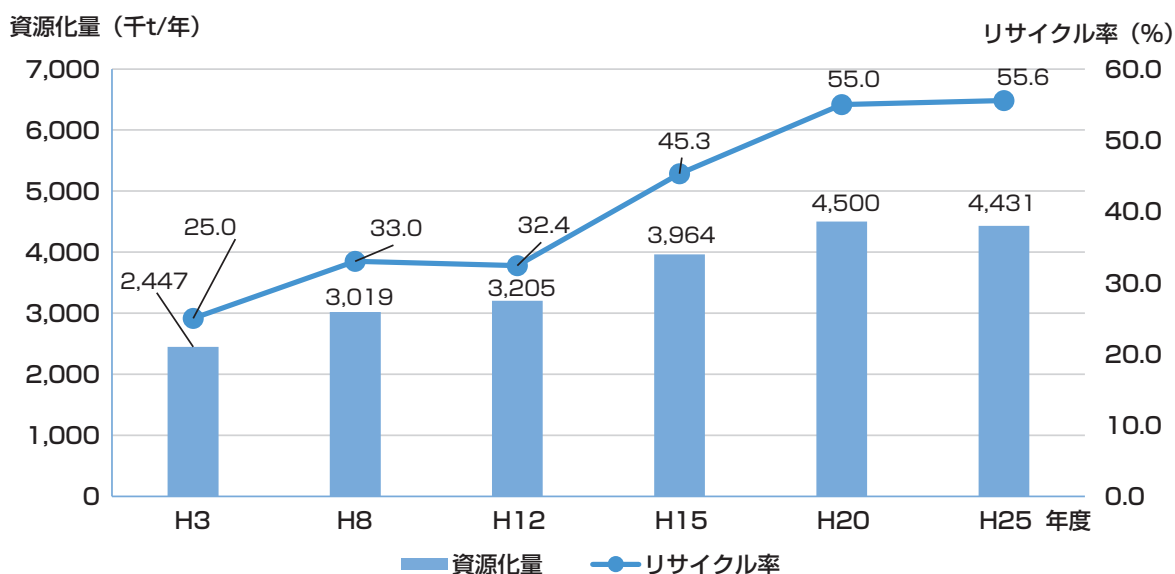


図2-2-18 産業廃棄物の資源化量の推移

平成25年度（2013年度）の種類別の資源化割合は、図2-2-19のとおりです。資源化量4,431千トンの内訳は、がれき類が928千トン（20.9%）と最も多く、次いで、金属くず914千トン（20.6%）、ばいじん856千トン（19.3%）、汚泥546千トン（12.3%）、動物のふん尿385千トン（8.7%）となっています。

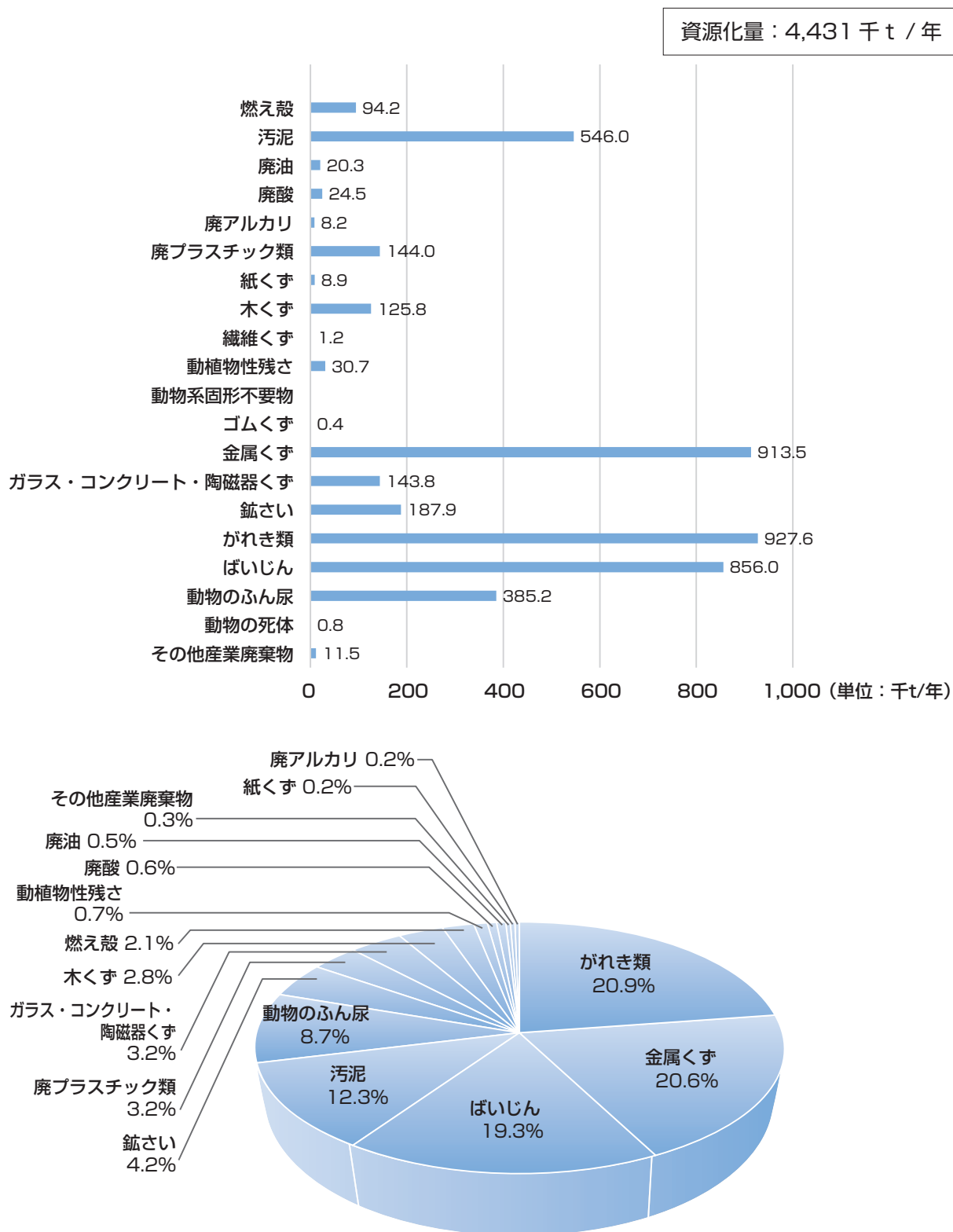


図2-2-19 産業廃棄物の種類別資源化量及び割合（平成25年度）

平成25年度（2013年度）の種類別の資源化率（リサイクル率）は、図2-2-20のとおりです。

リサイクル率が9割以上の高い品目は、動物のふん尿（99.6%）、金属くず（98.0%）、ばいじん（96.9%）、紙くず（93.7%）、がれき類（91.3%）となっており、一方、中間処理による減量化があるものの、リサイクル率の低い2割以下の品目は、廃アルカリ（7.1%）、廃油（15.3%）、廃酸（16.2%）、汚泥（16.8%）となっています。

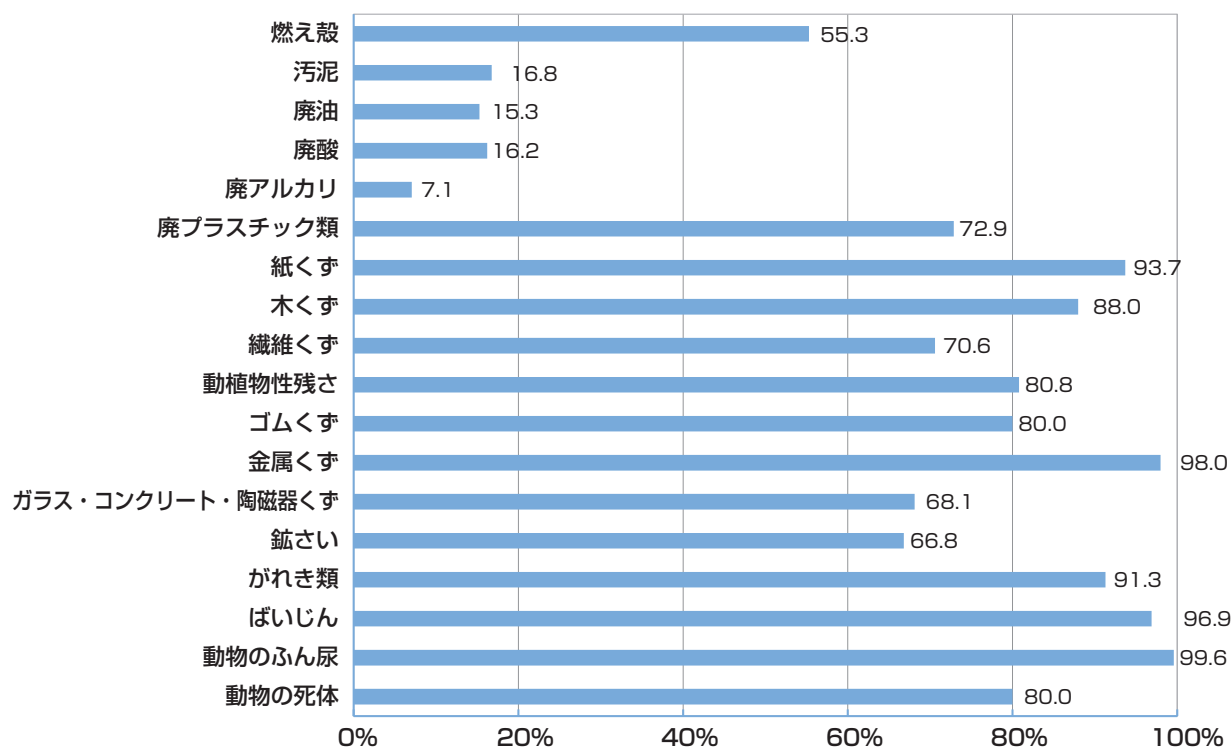


図2-2-20 産業廃棄物の種類別の資源化率（リサイクル率）（平成25年度）

種類別の資源化量の推移は、表2-2-3のとおりです。資源化量全体は増加傾向にあり、平成20年度（2008年度）頃から横ばいになりつつあります。種類別の構成比率には大きな変化がみられませんが、汚泥、金属くず、がれき類、ばいじんの構成比率が高い傾向で推移しています。

表2-2-3 産業廃棄物の種類別資源化量の推移

(単位：千t/年)

廃棄物種類	平成8年度		平成12年度		平成15年度		平成20年度		平成25年度	
	資源化量	構成比	資源化量	構成比	資源化量	構成比	資源化量	構成比	資源化量	構成比
合計	3,018.4	100%	3,204.9	100%	3,928.1	100%	4,499.8	100%	4,430.5	100%
燃え殻	202.1	6.7%	84.5	2.6%	264.7	6.7%	217.8	4.8%	94.2	2.1%
汚泥	568.2	18.8%	398.7	12.4%	588.2	15.0%	596.5	13.3%	546.0	12.3%
木くず	37.7	1.2%	42.6	1.3%	225.4	5.7%	230.9	5.1%	125.8	2.8%
金属くず	224.3	7.4%	209.7	6.5%	272.1	6.9%	299.9	6.7%	913.5	20.6%
鉱さい	301.9	10.0%	206.3	6.4%	165.6	4.2%	227.5	5.1%	187.9	4.2%
がれき類	415.6	13.8%	766.6	23.9%	1,026.3	26.1%	1,215.9	27.0%	927.6	20.9%
ばいじん	657.6	21.8%	281.9	8.8%	465.9	11.9%	865.1	19.2%	856.0	19.3%
動物のふん尿	341.3	11.3%	601.0	18.8%	450.3	11.5%	455.4	10.1%	385.2	8.7%
上記以外の種類	269.7	8.9%	613.6	19.1%	469.6	12.0%	390.8	8.7%	394.4	8.9%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

平成25年度（2013年度）の用途別資源化割合は、図2-2-21のとおりです。セメント原材料への利用が1,277千トン（28.8%）と最も多く、次いで鉄鋼原料1,014千トン（22.9%）、再生骨材・路盤材998千トン（22.5%）、土木・建設資材451千トン（10.2%）、肥料又はその原料430千トン（9.7%）となっています。

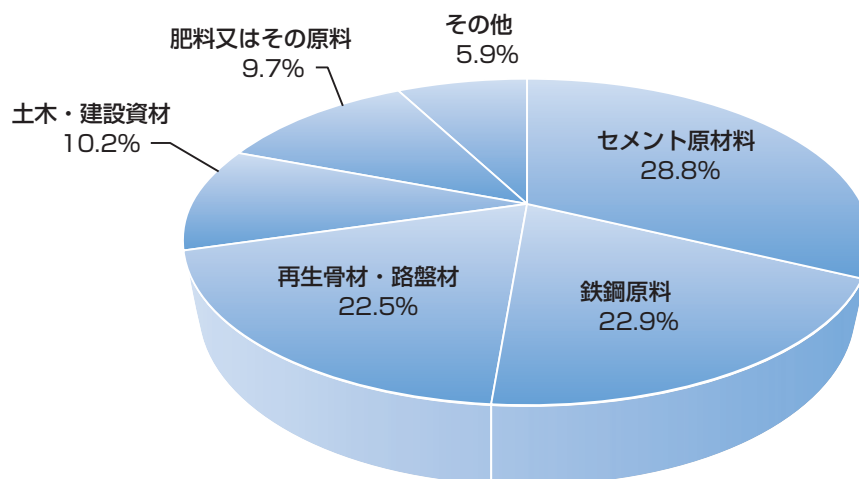


図2-2-21 産業廃棄物の用途別資源化割合 (平成25年度)

○最終処分の状況

最終処分量の推移は、図2-2-22のとおりです。廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルの推進等により着実に減少しており、平成25年度（2013年度）の最終処分量は332千トンとなっており、最終処分率は4.2%となっています。

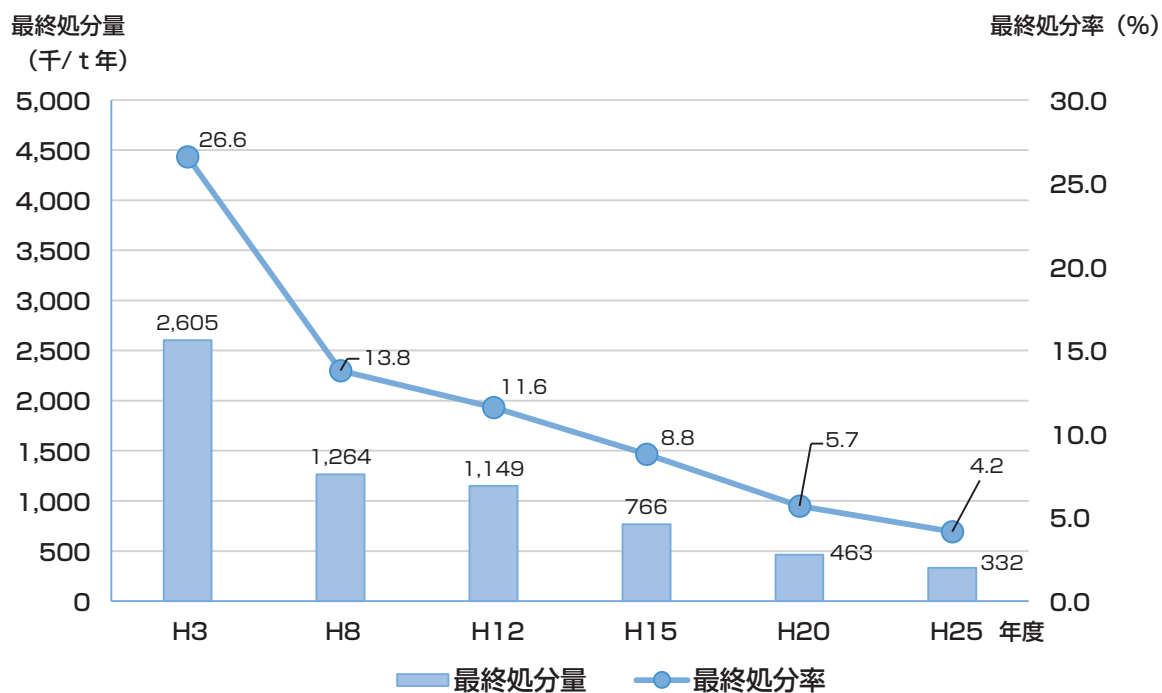
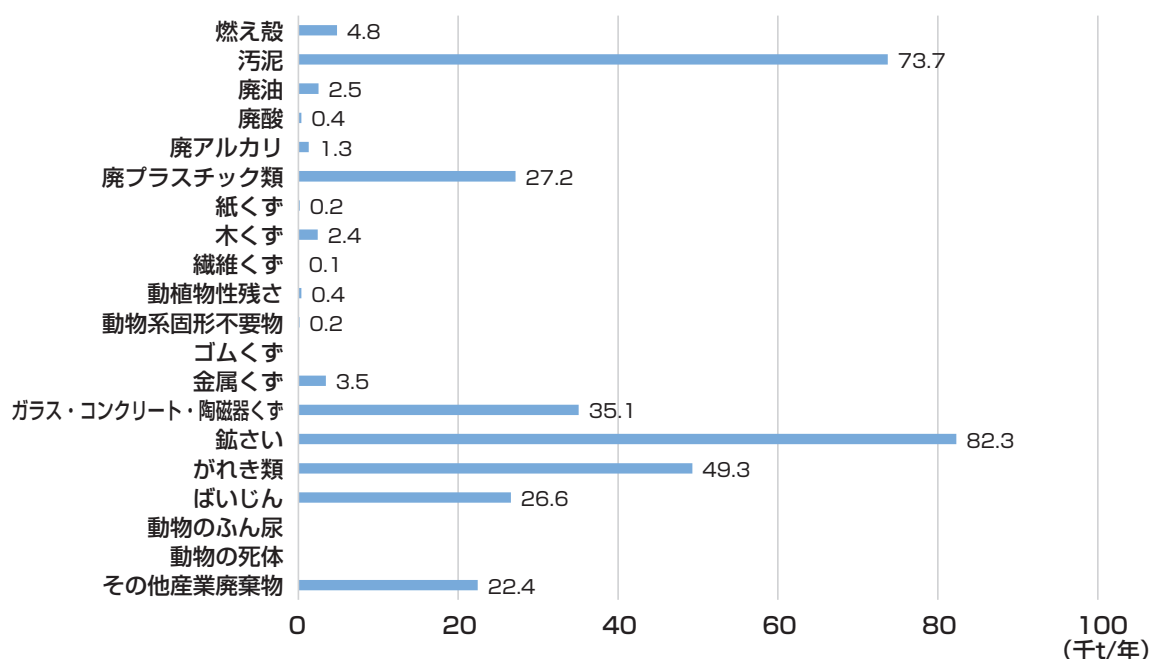


図2-2-22 産業廃棄物の最終処分量の推移

平成25年度（2013年度）の最終処分量の種類別割合は、図2-2-23のとおりです。最終処分量332千トンの内訳を種類別にみると、鉱さいが82千トン（管理型の36.2%）、汚泥74千トン（管理型の32.4%）、がれき類49千トン（安定型の34.5%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず35千トン（安定型の26.7%）となっています。



注) 図中の品目区分は、中間処理によって種類が変わっても発生時の種類で捉えている。例えば、廃油、廃酸、廃アルカリは発生時の種類で捉え、焼却処理等の中間処理後の残さの埋立処分（最終処分）量を示している。

最終処分量：332千t/年

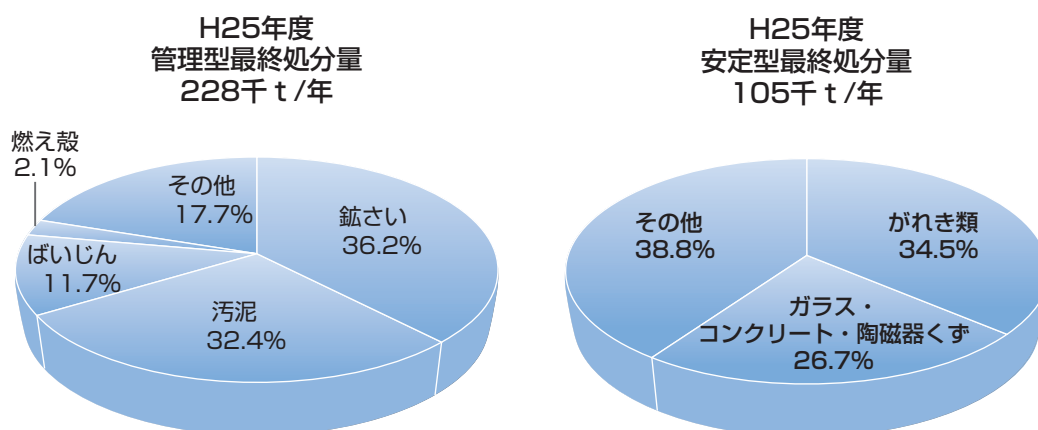


図2-2-23 産業廃棄物の最終処分量の種類別割合（平成25年度）

種類別最終処分量の推移は、表2-2-4のとおりです。最終処分量の多くを占める汚泥、がれき類が著しく減少しています。また、廃プラスチック類も減少傾向にあります。

表2-2-4 産業廃棄物の種類別最終処分量の推移

(単位：千t/年)

廃棄物種類	平成8年度		平成12年度		平成15年度		平成20年度		平成25年度	
	処分量	構成比	処分量	構成比	処分量	構成比	処分量	構成比	処分量	構成比
合計	1,263.6	100%	1,149.3	100%	766.0	100%	463.4	100%	332.4	100%
燃え殻	34.8	2.8%	33.9	2.9%	27.9	3.6%	30.0	6.6%	4.8	1.5%
汚泥	507.0	40.1%	339.0	29.5%	146.5	19.1%	122.7	26.5%	73.7	22.2%
廃油	5.6	0.4%	0.0	0.0%	4.7	0.6%	0.0	0.0%	2.5	0.8%
廃酸	8.8	0.7%	0.0	0.0%	0.7	0.1%	0.0	0.0%	0.4	0.1%
廃アルカリ	3.2	0.3%	0.0	0.0%	10.3	1.3%	0.0	0.0%	1.3	0.4%
廃プラスチック類	21.5	1.3%	68.0	5.9%	44.8	5.8%	27.5	5.9%	27.2	8.2%
紙くず	0.4	0.0%	15.1	1.3%	0.3	0.0%	0.0	0.0%	0.2	0.1%
木くず	16.5	1.3%	1.1	0.1%	6.6	0.9%	0.5	0.1%	2.4	0.7%
繊維くず	0.1	0.0%	0.0	0.0%	1.3	0.2%	0.0	0.0%	0.1	0.0%
動植物性残さ	1.3	0.1%	7.5	0.7%	0.3	0.0%	0.3	0.1%	0.4	0.1%
動物系固形不要物	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.2	0.0%
ゴムくず	0.9	0.1%	0.2	0.0%	0.6	0.1%	0.3	0.1%	0.0	0.0%
金属くず	11.6	0.9%	26.9	2.3%	6.4	0.8%	3.6	0.8%	3.5	1.0%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	63.7	5.0%	56.5	4.9%	20.2	2.6%	35.7	7.7%	35.1	10.6%
鋳さい	42.8	3.4%	49.5	4.3%	98.0	12.8%	77.6	16.8%	82.3	24.8%
がれき類	382.5	30.3%	444.1	38.6%	351.7	45.9%	102.0	22.0%	49.3	14.8%
ばいじん	161.9	12.8%	87.7	7.6%	42.3	5.5%	25.6	5.5%	26.6	8.0%
動物のふん尿	0.0	0.0%	8.5	0.7%	0.6	0.1%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
動物の死体	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
その他産業廃棄物	1.1	0.1%	11.3	1.0%	2.8	0.4%	37.1	8.0%	22.4	6.7%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 特別管理産業廃棄物処理の状況

平成25年度（2013年度）の特別管理産業廃棄物の発生量は190千トンで、これを種類別にみると図2-2-24のとおりです。最も多いのが腐食性廃酸63千トンで、以下、特定有害廃油37千トン、特定有害ばいじん32千トン等となっています。また、業種別にみると製造業が177千トンで、発生量のほとんどを占めています。

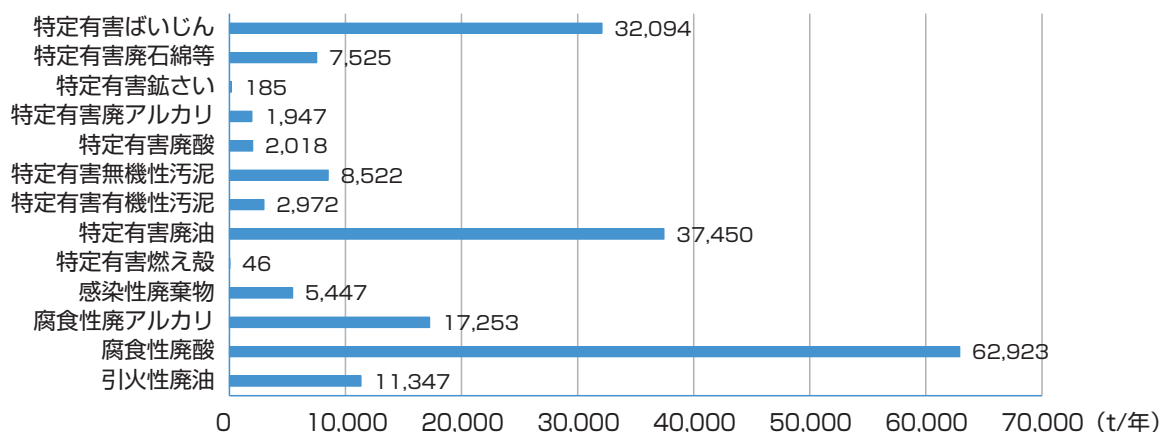


図2-2-24 特別管理産業廃棄物の種類別発生量（平成25年度）

特別管理産業廃棄物の発生量190千トンの処理状況は、図2-2-25のとおりです。

焼却・溶融や中和等の中間処理によって128千トン（67.3%）が減量化され、52千トン（27.5%）が有価金属回収等によって資源化され、10千トン（5.2%）が埋立等によって最終処分されています。

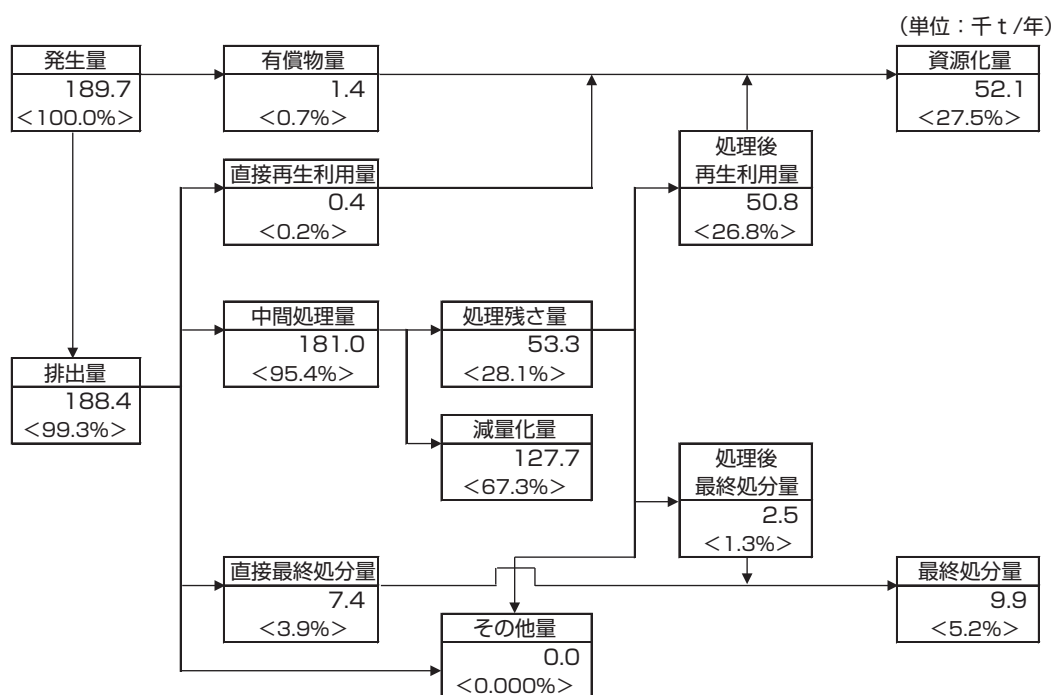


図2-2-25 特別管理産業廃棄物の排出量及び処理状況（平成25年度）

(3) 産業廃棄物の広域移動状況

県内で発生した産業廃棄物7,972千トンのうち、排出事業者自らが行った中間処理、再生利用及び保管等その他量を除く処理対象量（自己最終処分量＋委託処理量）は3,327千トンです。

処理対象量のうち、県内で処理された量は2,808千トン（84.4%）であり、県外へ搬出され処理された量は520千トン（15.6%）となっています。

①産業廃棄物の地域別・処理依存状況

産業廃棄物の地域別・処理依存状況は、図2-2-26のとおりです。

発生地域内での処理の割合は、長門・萩地域が最も高く73.2%を占め、これに宇部・小野田地域の70.0%が続いています。また、県内他地域での処理の割合は、山口・防府地域が最も高く59.4%を占め、これに下関地域が33.3%と続いています。

県外処理依存の高い地域は、周南地域（23.5%）、宇部・小野田地域（15.4%）、下関地域（14.8%）、東部地域（14.7%）となっています。

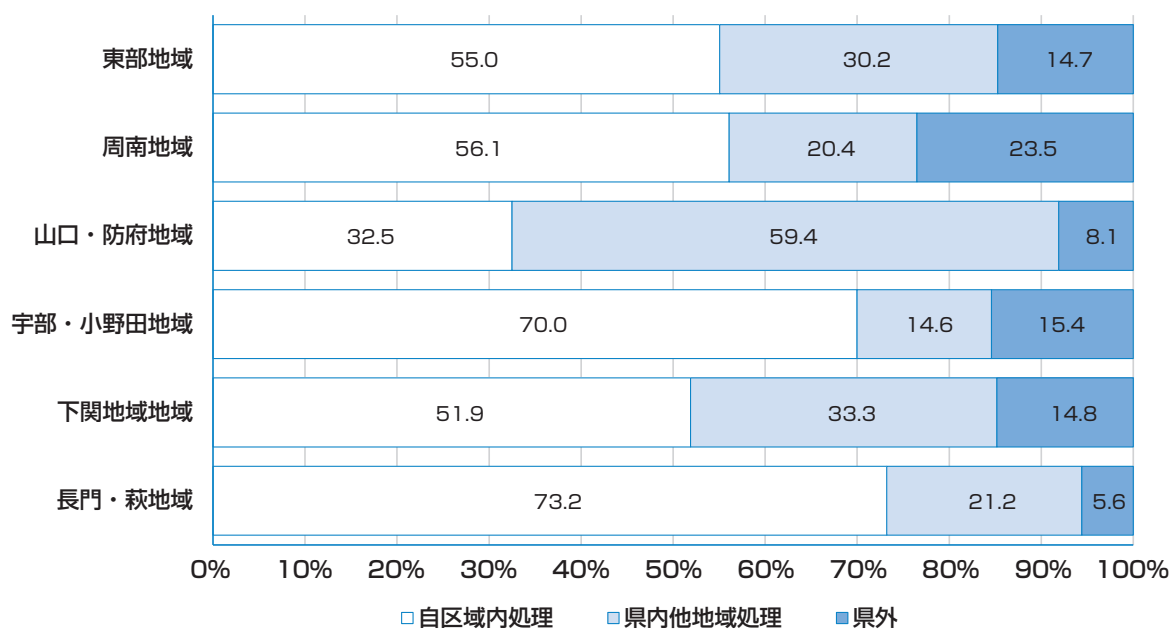


図2-2-26 産業廃棄物の地域別・処理依存状況

② 県内産業廃棄物の県外搬出状況

県内産業廃棄物の県外排出状況は、表2-2-5及び図2-2-27のとおりです。福岡県への搬出が290千トン（55.9%）で最も多く、以下、広島県112千トン（21.6%）、岡山県36千トン（7.0%）等となっています。県外搬出の約8割が福岡県と広島県に集中しています。

県外搬出の種類別にみると、ばいじんが103千トン（19.9%）と最も多く、汚泥81千トン（15.7%）、鉱さい59千トン（11.3%）、廃アルカリ54千トン（10.3%）、廃油46千トン（8.8%）等となっています。

表2-2-5 県内産業廃棄物の県外搬出状況

区分	県外搬出量		
	項目	(千 t / 年)	(%)
県別内訳	福岡県	290.4	55.9
	広島県	112.2	21.6
	岡山県	36.2	7.0
	大分県	23.4	4.5
	熊本県	15.4	3.0
	その他	42.1	8.1
種類別内訳	ばいじん	103.4	19.9
	汚泥	81.3	15.7
	鉱さい	58.6	11.3
	廃アルカリ	53.7	10.3
	廃油	45.8	8.8
	その他	177.0	34.0
処理内訳	中間処理	436.1	83.9
	最終処分	83.6	16.1
合計		519.7	100.0

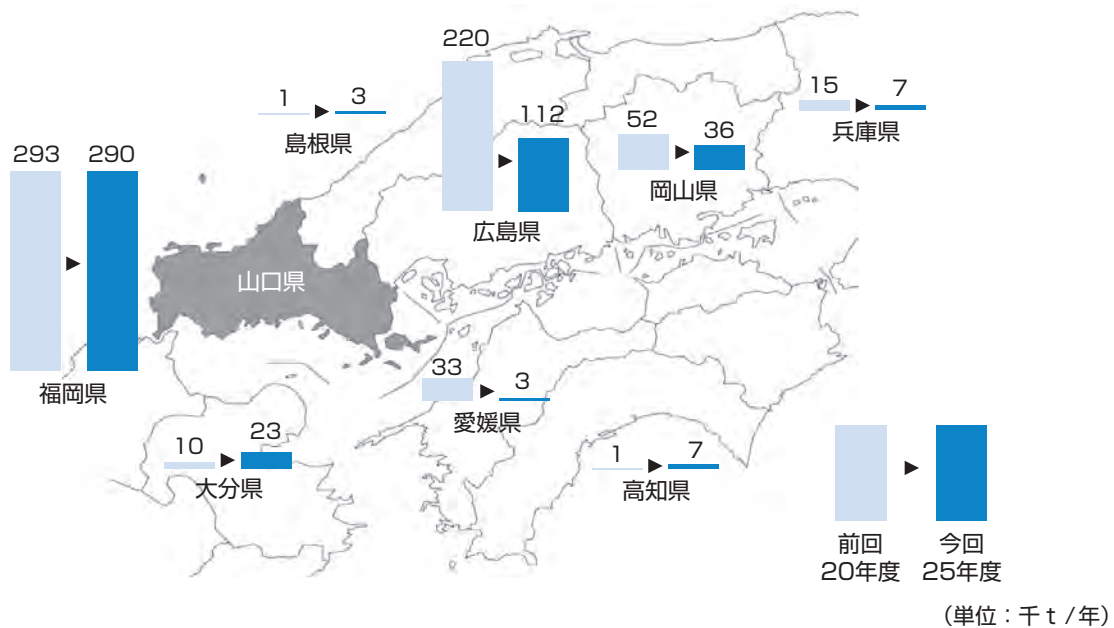


図2-2-27 産業廃棄物の広域移動（搬出）状況

③ 県外産業廃棄物の県内搬入状況

県外産業廃棄物の県内搬入状況は、表2-2-6及び図2-2-28のとおりです。県内搬入量の合計は1,736千トンとなっており、県別内訳では、広島県が384千トン（22.1%）と最も多く、次いで、神奈川県171千トン（9.9%）、福岡県157千トン（9.0%）、兵庫県136千トン（7.8%）、島根県108千トン（6.2%）となっており、近県だけでなく、広範な地域から搬入されています。

種類別では、ばいじんが872千トン（50.2%）と最も多く、次いで、汚泥420千トン（24.2%）、鉱さい149千トン（8.6%）、廃プラスチック類123千トン（7.1%）、となっており、これら4種類で県内搬入量の90.1%を占めています。

表2-2-6 県外産業廃棄物の県内搬入状況

区分	県内搬入量		
	項目	(千 t / 年)	(%)
県別内訳	広島県	384	22.1
	神奈川県	171	9.9
	福岡県	157	9.0
	兵庫県	136	7.8
	島根県	108	6.2
	その他	780	44.9
	種類別内訳	ばいじん	872
	汚泥	420	24.2
	鉱さい	149	8.6
	廃プラスチック類	123	7.1
	燃え殻	48	2.8
	上記以外の種類	124	7.1
処理内訳	中間処理	1,710	98.5
	最終処分	26	1.5
合計		1,736	100.0

データ出典) 平成26年度 廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書 (広域移動状況編 平成25年度実績 統計表) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成27年3月

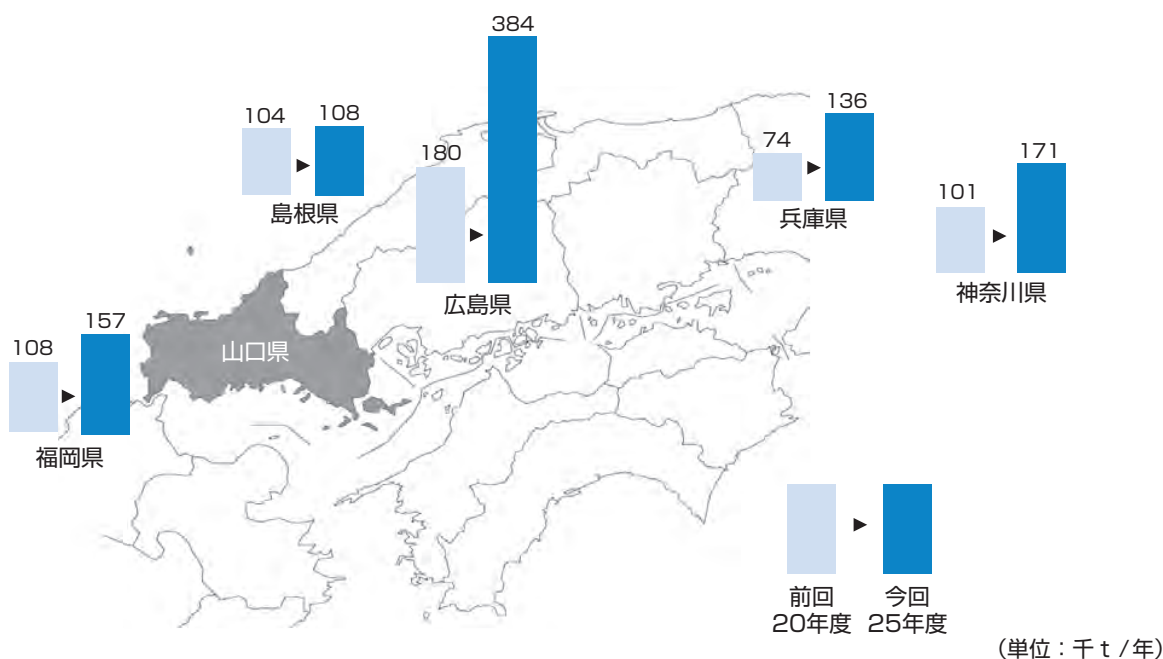


図2-2-28 産業廃棄物の広域移動（搬入）状況

第3節 これまでの取組の評価と課題

1 第2次計画の進捗状況

(1) 目標の進捗状況

第2次の循環型社会形成推進基本計画の目標（全25項目）の進捗状況は、次のとおりです。現状（平成25年度（2013年度））では、一般廃棄物の減量に関する目標4項目のうち2項目、産業廃棄物の減量に関する目標3項目のうち3項目、主体別の個別目標18項目のうち16項目は、達成あるいは達成見込みとなっていますが、残りの4項目については、取組促進が必要です。（※以下の表の進捗状況欄の記号は、「○：達成（達成見込みを含む）」、「△：取組促進が必要」）

①一般廃棄物の減量に関する目標【4項目】

一般廃棄物の総排出量は、基準年度である平成20年度（2008年度）に比較して発生・排出抑制が図られており、この減少傾向からみると、目標は「達成」です。最終処分量についても同様に「達成」です。一方、「リサイクル率（再生利用量）」や「減量化量」についてはさらなる「取組促進が必要」です。

区 分	基準 H20年度	現状 H25年度	予測値 H27年度	目標 H27年度	進捗 状況
総排出量	589千トン	554千トン	539千トン	546千トン	○
リサイクル率 (再生利用量)	28.3% (167千トン)	29.5%** (163千トン)	32.4% (175千トン)	40% (220千トン)	△
減量化量	357千トン	345千トン	330千トン	288千トン	
最終処分量	65千トン	46千トン	35千トン	38千トン	○
1人1日当たりの家庭排出ごみ量*	566g/人・日	556g/人・日	558g/人・日	520g/人・日	△

注) *家庭から排出されるごみのうち、資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算 (g/人・日)

**リサイクル率：全国2位（1位 三重県 30.1%、3位 岡山県27.1%）

②産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】

排出量、リサイクル率、最終処分量の全てで「達成」です。

区 分	基準 H20年度	現状 H25年度	予測値 H27年度	目標 H27年度	進捗 状況
排出量	8,178千トン	7,972千トン	7,939千トン	8,097千トン	○
リサイクル率 (再生利用量)	55.0% (4,500千トン)	55.6% (4,431千トン)	55.5% (4,405千トン)	56% (4,573千トン)	○
減量化量	3,195千トン	3,209千トン	3,201千トン	3,167千トン	
最終処分量	463千トン	332千トン	333千トン	356千トン	○

注) リサイクル率=再生利用量 / 排出量 × 100

③県民・事業者・行政の主体別の個別目標【18項目】

○県民に係る目標【3項目】

県民に係る目標は、3項目ともに「達成」です。

区 分	基準 H21年度	現状 H25年度	目標 H27年度	進捗 状況
レジ袋辞退率	89%	92.1%	92%	○
食品ロス取組協力店舗数	—	181店舗	100店舗	○
生ごみリサイクル量	2,958トン	10,611トン	5,000トン	○

○事業者に係る目標【9項目】

山口県認定リサイクル製品認定数等の7項目については、「達成」ですが、「優良産業廃棄物処理業者認定割合」や「エコ・ファクトリー認定事業所数（累計）」については、さらなる「取組促進が必要」です。

区 分	基準 H21年度	現状 H25年度	目標 H27年度	進捗 状況
優良産業廃棄物処理業者認定割合	2%	3%	10%	△
エコ・ファクトリー認定事業所数（累計）	51事業所	64事業所	100事業所	△
山口県認定リサイクル製品認定数（累計）	284製品	390製品	350製品	○
建設廃棄物のリサイクル率	90%	95.6%*	94%	○
農業用使用済廃プラのリサイクル率	46%	66%	53%	○
エコファーマー認定者数	2,320名	2,613名*	2,550名	○
家畜排せつ物の堆肥化導入箇所数	114箇所	116箇所	120箇所	○
県内のISO14001・EA21認定取得事業所数	291事業所	336事業所	340事業所	○
森林バイオマスエネルギー利用量（林地残材）	7,950トン	35,483トン	30,000トン	○

注）*平成24年度実績

○行政（県・市町）に係る目標【6項目】

行政に係る目標は、全項目で「達成」です。

区 分	基準 H21年度	現状 H25年度	目標 H27年度	進捗 状況
容器包装廃棄物の分別収集回収率	30.9%	30.8%	33.4%	○
ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率	52.9%	59.3%	70%	○
環境保全率先行動計画策定団体の割合	75%	100%	100%	○
公共関与と広域最終処分場の整備（容量）	103.8万m ³	161.4万m ³	161.4万m ³	○
県庁（本庁舎）から排出される生ごみリサイクル率	73%	74%	75%	○
県庁におけるグリーン製品の調達割合	93.3%	97.0%	98%	○

注）・「容器包装廃棄物の分別収集・回収率」は、第7期山口県分別収集促進計画及び実態調査から推計して評価
・「ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率」は、市町の一般廃棄物処理計画及び実態調査から推計して評価

(2) 重点プロジェクトの進捗状況 【5項目】

重点プロジェクトを関連する目標の進捗状況からみると、公共関与による広域最終処分場の整備等のプロジェクトについては、順調に進捗しており、「達成」となっていますが、産業特性を活用した広域リサイクルの推進などのプロジェクトについては、「取組促進が必要」です。

重点プロジェクト	主な取組		主な数値目標と進捗状況
1：3Rの推進	3R県民運動の展開	① レジ袋等容器包装廃棄物削減の推進 ② 食品ロス削減の取組推進 ③ リユースの推進（フリーマーケット等の普及拡大） ④ 環境美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物総排出量 ……○ 一般廃棄物リサイクル率 ……△ 1人1日家庭排出ごみ量 ……△ レジ袋辞退率 ……○ 食品ロス取組協力店舗数 ……○ 産業廃棄物排出量 ……○ 産業廃棄物リサイクル率 ……○ ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率 ……○ エコ・ファクトリー認定事業所数 ……△ 優良産業廃棄物処理業者認定割合 ……△ リサイクル製品認定数 ……○
	産業特性を活用した広域リサイクル等の推進	① エコ・ファクトリー、リサイクル製品認定制度の拡大 ② ごみ焼却灰・廃プラスチック等のリサイクルの推進	
2：生ごみリサイクルの推進	事業系生ごみのリサイクルシステムの県内全域への拡大（堆肥化・飼料化）	① FGR（フードアンドグリーンリサイクル）の取組拡大 ② エコフィードの取組拡大	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物総排出量 ……○ 1人1日家庭排出ごみ量 ……△ 一般廃棄物リサイクル率 ……△ 産業廃棄物排出量 ……○ 産業廃棄物リサイクル率 ……○ 生ごみリサイクル量 ……○ エコファーマー認定者数 ……○
	家庭での生ごみリサイクルの普及促進	① 家庭などのコンポスト普及拡大	
3：廃棄物の適正処理	災害廃棄物の適正処理体制の確保	① 災害時の市町間、民間団体等の連携・協力体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物総排出量 ……○ 一般廃棄物リサイクル率 ……△
	海岸漂着物の適正処理体制の確保	① 推進協議会の設置、地域計画の作成 ② 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃	
4：公共関与による広域最終処分場の整備促進	整備地域の区分撤廃と全県的な受入体制の整備	① 広域最終処分場の整備地域の区分撤廃と全県的な受入体制の整備 ② 東見初広域最終処分場の活用	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物最終処分量 ……○ 公共関与の広域最終処分場の整備（容量） ……○
	公共関与による広域最終処分場の整備促進	① 新南陽広域最終処分場の整備促進	
5：バイオマス資源の地域内利用の促進	森林バイオマスエネルギー等の活用の促進	① 森林バイオマスエネルギー等の活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物排出量 ……○ 産業廃棄物リサイクル率 ……○ エコ・ファクトリー認定事業所 ……△ 森林バイオマスエネルギー利用量（林地残材） ……○ 一般廃棄物排出量 ……○ 一般廃棄物リサイクル率 ……△
	未利用資源等バイオマスの有効利用の促進	① 里山での間伐等による未利用資源の利用促進 ② 廃食用油の燃料化、食品残さのメタン発酵等バイオマスの利用促進	

注) 「○」：達成（達成見込みを含む）、「△」：取組促進が必要

2 取組に関する課題

(1) これまでの取組の課題

① 一般廃棄物

○発生・排出抑制（リデュース）

ごみの総排出量は減少傾向にあり、第2次計画の目標は達成していますが、図2-3-1のとおり、1人1日当たり家庭排出ごみ量の推移を県平均でみると、近年は横ばい傾向にあり、平成25年度（2013年度）は556グラムと、全国平均527グラムに対して29グラム、第2次計画の目標520g/人・日に対して36グラム上回っています。

また、ブロック別では1人1日当たりの家庭排出ごみ量は、図2-3-1のとおりで、地域により約1.5倍の差が生じており、地域の実情に応じた取組を進める必要があります。

家庭ごみ等の減量に向け、「もったいない」の考え方をより一層浸透・定着させ、新たな発生・排出抑制、再使用（リユース）の取組を展開していく必要があります。

具体的には、集団回収の促進（特に紙類）、資源ごみの分別排出の徹底（特に容器包装ごみ）、厨芥の水きりの徹底などを強力に展開していく必要があります。

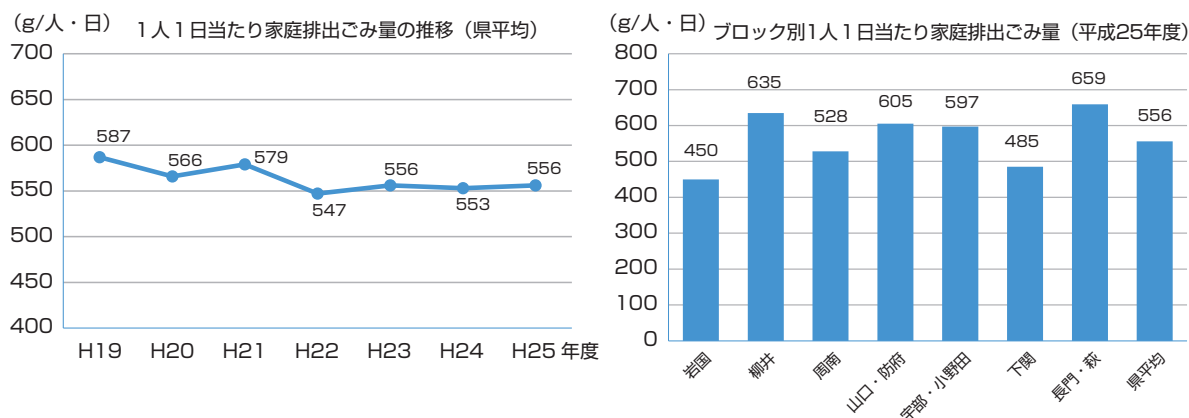


図2-3-1 1人1日当たり家庭排出ごみ量

○リサイクルの推進

ブロック別のリサイクル率の推移は、図2-3-2のとおりです。県全体のリサイクル率は、29.5%と全国第2位ですが、第2次計画に掲げた目標値（40%）まで約10ポイントの差があります。これは、第2次計画の目標設定にあたり、把握の難しい古紙や金属などの民間業者による資源化も含めて再生利用量を推計していたもので、進捗管理が可能な目標の再定義とともに、更なる取組を促進していくことが必要です。

ブロック別では、周南、宇部・小野田、長門・萩のようにリサイクル率が高い地域がある一方で、低い地域もあるなど、地域により差が大きく、今後は県全体での取組促進と併せ、リサイクル率の低い地域での取組を強化する必要があります。

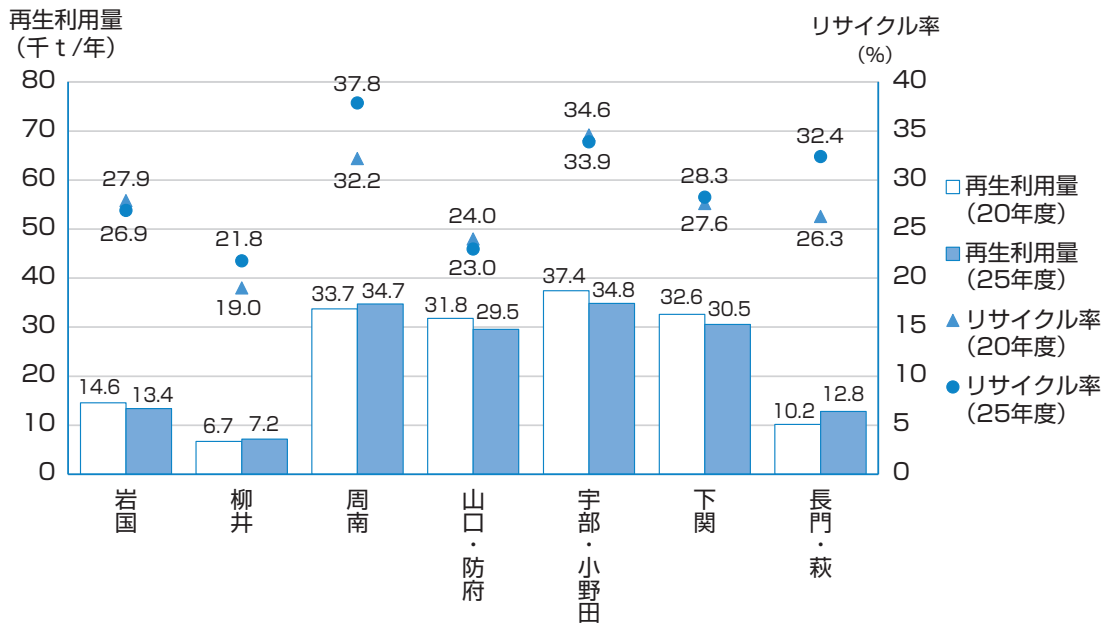
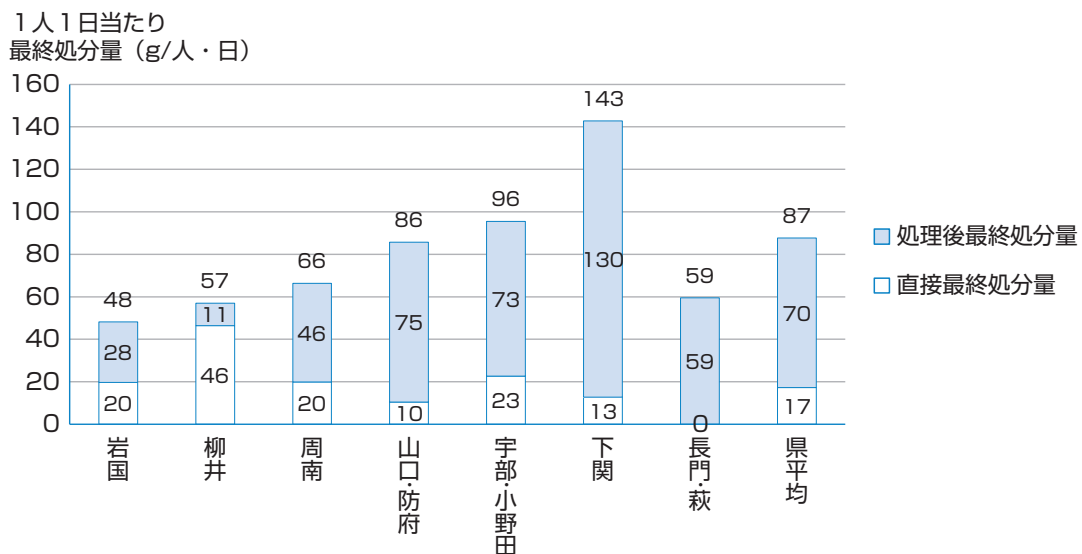


図2-3-2 ごみのブロック別のリサイクル率(再掲)

○最終処分量の削減

ごみの発生・排出抑制や減量化、リサイクルへの取組の推進により、最終処分量は減少傾向にあり、第2次計画の目標は達成見込みです。

また、ブロック別及び県平均での1人1日当たりの最終処分量は、図2-3-3のとおりです。県平均でみると、平成25年度(2013年度)は87グラムであり、平成20年度(2008年度)の120グラムに比べて約30%も減少しています。直接最終処分量は、各地域ともに着実に減少しているものの、処理後最終処分量は、地域により差が大きいことから、地域(市町)の実情に応じた資源化施設の運用や発生・排出削減の取組などにより、最終処分量の削減の取組を強化する必要があります。



注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図2-3-3 ごみのブロック別1人1日当たりの最終処分量(平成25年度)

②産業廃棄物

○発生・排出抑制（リデュース）

排出量は減少傾向にあり、第2次計画の目標は達成見込みです。

産業廃棄物の発生・排出抑制は、事業者の責任により自主的に取り組むべきものですが、建設業や電気・水道業などの業種では、排出量の増加傾向も見られ、景気の動向など経済的な影響も少なくないことから、今後の動向を注視し、発生・排出抑制を進めていく必要があります。

○リサイクルの推進

再生利用量は増加傾向にあり、第2次計画の目標は達成見込みです。

汚泥など廃棄物の種類によっては排出量に対し再生利用量が少ないものがあり、事業者、優良な産業廃棄物処理業者等による循環的利用の取組を一層推進していく必要があります。

○最終処分量の削減

最終処分量は着実に減少しており、第2次計画の目標は達成見込みです。

汚泥、がれき類、鉱さいなど最終処分量が多いものについては、発生・排出抑制、循環的利用をより一層促進し、最終処分量を削減していく必要があります。

平成25年度の処分先別の最終処分状況は、表2-3-1のとおりです。全体の67%が県内処分となっていますが、安定型産業廃棄物の県内処分が83%に対し、汚泥や鉱さいなどの管理型産業廃棄物は59%と少ないものの、平成20年度（2008年度）の39%からは大きく増加しました。これは公共関与による広域最終処分場の整備が進んだためと考えられます。

表2-3-1 産業廃棄物の処分先別の最終処分状況（平成25年度）（千t/年）

	県内処分	県外処分	計
産業廃棄物	222 (67%)	111 (33%)	332 (100%)
安定型	87 (83%)	18 (17%)	105 (100%)
管理型	135 (59%)	93 (41%)	228 (100%)

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

③重点プロジェクト

第2次計画に掲げた重点プロジェクトのうち、次の項目については、順調に事業展開されており、引き続き県内における循環型社会づくりの推進事業として、取組を強化・拡大していく必要があります。

- ・3R県民運動の展開
- ・事業系生ごみのリサイクルシステムの県内全域への拡大（堆肥化・飼料化）
- ・家庭での生ごみリサイクルの普及促進
- ・海岸漂着物の適正処理体制の確保
- ・（公共関与による広域最終処分場）整備地域の区分撤廃と全県的な受入体制の整備
- ・公共関与による広域最終処分場の整備促進
- ・森林バイオマスエネルギー等の活用促進
- ・未利用資源等バイオマスの有効利用促進

次の項目については、今後、事業の定着・展開が図られるよう、さらには取組を進めていく必要があります。

- ・産業特性を活用した広域リサイクル等の推進
- ・災害廃棄物の適正処理体制の確保

(2) 新たな課題

① 国の第3次循環計画との整合

国の循環計画では、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れている2R（リデュース・リユース）の取組強化、有用金属の回収等高度なリサイクルの推進、安心・安全の取組強化、3R国際環境協力の推進等を新たな政策の柱としています。

また、同計画では、循環型社会形成に向けた取組状況を「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」、「低炭素社会に向けた取組と循環型社会に向けた取組との統合的な取組」、「2Rの取組」の観点から評価し、質にも着目した循環型社会形成の方向性を整理していることから、これらの視点を踏まえた施策の展開を図っていく必要があります。

② 廃棄物処理法等の改正への対応

廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成27年（2015年）7月17日に公布され、同年8月6日から施行されていますが、これは災害時における廃棄物処理について、平時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう、災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図るもので、都道府県においても新たな対応が求められています。

また、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく国の「PCB廃棄物処理基本計画」が平成26年（2014年）6月に改定され、県計画も平成27年（2015年）3月に改定したところですが、中間貯蔵・環境安全事業(株)（以下「JESCO」という。）による大規模な化学処理方式による処理は、当初予定していた平成28年（2016年）3月までの事業完了が困難であるため、平成37年度（2025年度）まで延長されることとなり、一日も早い処理完了に向けた処理促進策の規定が求められており、これにも対応していく必要があります。

③ 社会経済情勢等の変化に伴う見直し

第2次計画策定以降、廃棄物等の循環的利用や適正処理の推進については、着実に成果は上がっていますが、地域や産業、廃棄物等の種類によっては不十分なものもあり、また、今後想定されている人口減少や高齢化の進展に対応した取組を更に進めていく必要があります。

また、全国有数の海岸線を有する本県においては、海洋ごみ（漂着・漂流・海底ごみ）による環境や景観への影響はもとより、漁業等の産業活動への影響も顕在化しつつあります。

国は、平成27年度から漂流・海底ごみ対策も対象とする新たな支援制度を創設しており、外国由来の廃プラスチック等が多い日本海側と陸域由来の自然ごみや家庭ごみが多い瀬戸内海側では、ごみの特性が異なっており、これらの発生・排出抑制や適正処理の一層の取組が求められています。

今後、このような社会経済情勢等の変化や地域の実情を踏まえつつ、各主体と連携・協働して、次に示す取組を県民総参加で展開していく必要があります。

○2R（リデュース・リユース）の取組

リサイクルより優先順位が高いものの、取組が遅れている2Rの取組がより進む社会経済システムの構築（特に、家庭ごみの排出削減と一般廃棄物のリサイクルの推進・最終処分量削減のための県民運動の展開等）

○循環資源の高度利用等（水平リサイクル、未利用エネルギーの利用）

小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済家電製品からの有用金属の回収と、品質の劣化を伴わず同じものに再生利用する水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進や、廃熱及びバイオマス等の循環資源のエネルギー源への活用

○低炭素・自然共生・循環型社会づくりの統合（地域循環圏の構築）

低炭素社会等の形成に向けた取組と循環型社会の形成に向けた統合的な取組や循環の輪を地域単位で拡張・高度化した地域循環圏の構築

○大規模災害に対応した災害廃棄物処理体制の整備

南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時における廃棄物の減量、その他その適正な処理を行うための措置や適正な処理を確保するために必要な体制の構築（地域防災計画との整合）

○県内のPCB廃棄物の期限内処理の完了

県内のPCB廃棄物の保管及び処分状況の把握、期限内の適正処理に係る指導等の対応

○海洋ごみ対策

県民、関係団体、海岸管理者、行政機関の各主体が連携・協働し、海洋ごみの発生抑制から回収・処理までの一体的な対策とともに、外国由来の海洋ごみの発生抑制を促進するため、日韓共同交流事業や国を通じた関係諸国への要請

○人口減少に対応したごみ処理

人口減少に伴う高齢者や障害者などに対するごみ収集体制の整備や戸別人員の減少に伴う1人当たりのごみ排出量の増加への対応

第1節 基本方針

1 循環型社会の形成に向けた基本的な考え方

県民、事業者、行政の各主体が自らの役割を担うとともに、共通の認識を持ち、互いに連携・協働して取組を進める「自助」「共助」「公助」の視点に基づいて、循環型社会の形成を推進することを基本とします。

また、本県では、恵まれた交通基盤や瀬戸内海沿岸部に広がる臨海工業地帯等の地域特性及び基礎素材型産業の集積等の産業特性を最大限に活用し、次に示す基本的な柱による取組を総合的かつ計画的に進めていきます。

県民総参加による3Rの推進

廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）に優先的に取り組むとともに、再生利用（リサイクル）を推進します。

廃棄物の適正処理の推進

処分しなければならない廃棄物については、排出者責任を原則として、適正処理を推進します。

廃棄物の適正処理体制の確保

廃棄物の適正処理体制や広域処理体制の確保を図るとともに、役割分担の明確化と連携を進めます。

循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進

地域における各主体の連携・協働のもと、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、循環型社会を担う「人づくり・地域づくり」のため、環境教育・環境学習を推進するとともに、効果的な情報の提供や実践活動等の取組を推進します。

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

災害時に適正かつ迅速な災害廃棄物の処理を行うため、県民、事業者、関係団体、行政等が連携・協働した適正処理体制の確保を図ります。

2 施策展開の基本方針

(1) 県民総参加による3Rの推進

循環型社会を形成していくためには、生産、流通、消費、廃棄、処理などの各段階において、県民・事業者・行政等の適切な役割分担の下で、廃棄物の3Rの優先順位を考慮した取組を効果的かつ効率的に推進する必要があります。

中でも、廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）については、生産・流通など消費前の段階における対策が効果的であり、社会経済システムに起因する問題として、国が積極的に法令や制度等に基づく対策を講じていくこととされていますが、県民や事業者等が制度等に基づく取組や自らできることを実践し、また、地域で連携・協働して取り組むことも極めて効果的です。

また、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）については、消費・廃棄・処理など消費後の段階における対策が効果的ですが、再使用できないものを再生利用する等、優先順位を考慮して、県民や事業者等が自発的に取り組むことはもとより、県や市町が実施する施策等に積極的に協力することも重要です。

こうした県民総参加による2Rを優先した3Rの取組を推進します。

① 廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）

事業者は、排出者処理責任と拡大生産者責任の原則の下、製品等の開発段階における長期間使用可能な製品等の設計・開発、製造段階における原材料等の使用量の削減や廃棄物の減量化、流通・販売段階における容器包装の抑制などの取組を進めます。

県民は、今後予測されている人口減少等に伴う戸別人員減により、1人当たりのごみ排出量が増加する傾向があることも考慮し、「今必要な商品・材料かをよく考えて購入する」、「使い捨ての製品や容器等はなるべく使用しない」、「購入した製品等を大事に長期間使用する」、「期限のある食材等は無駄にせず有効利用する」、「レンタル商品を活用する」などの取組を進めます。

② 再使用（リユース）

事業者は、使用済製品等を回収し、修理・加工等を行って再度製品として市場に供給するなどの取組を進めます。

県民は、リターナブル製品の積極的使用、フリーマーケットやリサイクルショップへの出品、他人への譲渡など、廃棄物として排出せず、製品等が再使用される取組を進めます。

③ 再生利用（リサイクル）

○ 廃棄物からの物質回収（マテリアルリサイクル）

事業者や県民は、再使用できないものは廃棄物として適切に分別して排出し、市町や処理業者は、廃棄物の収集・処理において、資源循環を考慮した物質回収等を進めます。

○ 廃棄物からのエネルギー回収（サーマルリサイクル）

市町や処理業者は、物質回収が技術的・経済的に困難な場合は、環境に配慮した焼却処理を行い、熱（温水）や電気としてエネルギーの回収・利用を進めます。

④資源循環型産業の育成支援

本県の主要な産業である化学、石油・石炭、セメント、鉄鋼等の基礎素材型産業やエネルギー関連産業が有する技術・設備・人材等の企業ポテンシャルを活用し、これまで進めてきたごみ焼却灰や廃プラスチック類のセメント原燃料化等の先進的な取組を、今後一層促進するとともに、新たな技術開発や設備の導入に対する支援等により、資源循環型産業の育成・強化を図ります。

また、「やまぐちエコ市場（いちば）」により、廃棄物に関連する事業者情報、行政情報等を盛り込んだデータベースを活用して、事業者間の情報交換や連携・交流を促進するとともに、掲示情報に関心を持つ事業者のマッチングや、事業化チームの育成等を促進します。

⑤低炭素社会と自然共生社会とも統合した「持続可能な循環型社会」の構築

循環型社会と低炭素社会の形成を推進する取組は、いずれも社会経済システムやライフスタイルの見直しを必要とするものであり、双方の取組の連携による相乗効果が最大限に発揮できるよう、統合的な対策をさらに進めます。

また、資源の採取に伴う自然破壊の防止や自然界における適正な物質循環の確保に努めるため、人と自然との共生にも配慮した取組を進めます。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

再使用や再生利用が困難な廃棄物については、環境への負荷が極力少ない方法で、安全かつ適正な処理を進めます。

また、廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理が、県民の廃棄物処理に対する不安や不信感を増大させる要因となっていることから、不適正処理防止対策を強化します。

(3) 廃棄物の適正処理体制の確保

①廃棄物の適正処理体制の確保と公共関与による広域処理体制の推進

県は、生活環境の保全と産業の健全な発展を推進するため、適正な処理体制の確保を図ります。

特に、産業廃棄物最終処分場の設置については、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」による事前協議や、県独自に設置する「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、最終処分場の構造基準や設置者の経理的基礎等の能力についての専門家による事前審査を行い、厳正に対処することで、県民の安心・安全の確保に努めます。

また、事業者による廃棄物の処理責任の原則の下で、優良産廃処理業者の育成支援や適正な処理施設の整備を促進しますが、民間の事業者による整備が進まない最終処分場については、東見初処分場と新南陽処分場の2か所の広域最終処分場での県内全域からの受入による適正処理体制を確保するとともに、産業廃棄物の排出・処理状況、民間処分場の設置状況、既設公共関与広域最終処分場の埋立状況、県内への企業進出等による新たな処分需要等を踏まえ、最終処分場確保の必要性等を十分に検討し、公共関与による後継の広域最終処分場の整備に向けた検討を進めます。

②役割分担の明確化と連携の推進

県民、事業者、行政等の各主体の役割を明確にした上で、互いに連携・協働して、廃棄物の3Rや適正処理を推進します。

さらに、大学・研究機関、近隣都市とも連携・協力し、リサイクル等の環境関連技術や情報等の共有化などにより、廃棄物の3Rや適正処理を推進します。

(4) 循環型社会を目指す人づくり・地域づくりの推進

循環型社会を担う人づくりのために、県民が日常生活において、省資源・省エネルギーや廃棄物の減量化・リサイクルなど、環境に配慮した取組を実施し、ライフスタイルとして定着できるよう、環境教育・環境学習を推進します。

また、廃棄物の3Rや適正処理を推進するためには、事業者、行政等の取組はもとより、県民の廃棄物に対する理解と協力が不可欠であるため、県民に対して積極的な情報提供や普及啓発に努めます。

さらに、循環型社会の形成のためには、県民、事業者、関係団体、行政等が地域において連携・協働し、各主体の自主的・積極的な取組を進める地域づくりも重要であることから、ごみ減量化や環境美化等の県民総参加による県民運動への参加を促進します。

(5) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

災害時における廃棄物処理について、平時の備えから南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時の措置に至るまで、適正で切れ目のない対応が行われるよう、県民、事業者、関係団体、市町、関係県及び国等と連携・協働した適正処理体制の確保を図ります。

第2節 将来予測

1 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

(1) ごみ

過去の処理実績及び人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を基に行ったごみ総排出量の将来予測は、図3-2-1のとおりです。また、処理量の将来予測は表3-2-1のとおりであり、現状の対策、処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出しました。

その結果、平成27年度（2015年度）の総排出量は539千トン（平成25年度（2013年度）と比較して2.6%減）、資源化量は175千トン（同：7.1%増）、最終処分量は35千トン（同：24.8%減）、また、平成32年度（2020年度）の総排出量は517千トン（同：6.6%減）、資源化量は167千トン（同：2.2%増）、最終処分量は33千トン（同：28.2%減）と変化することが予測されます。

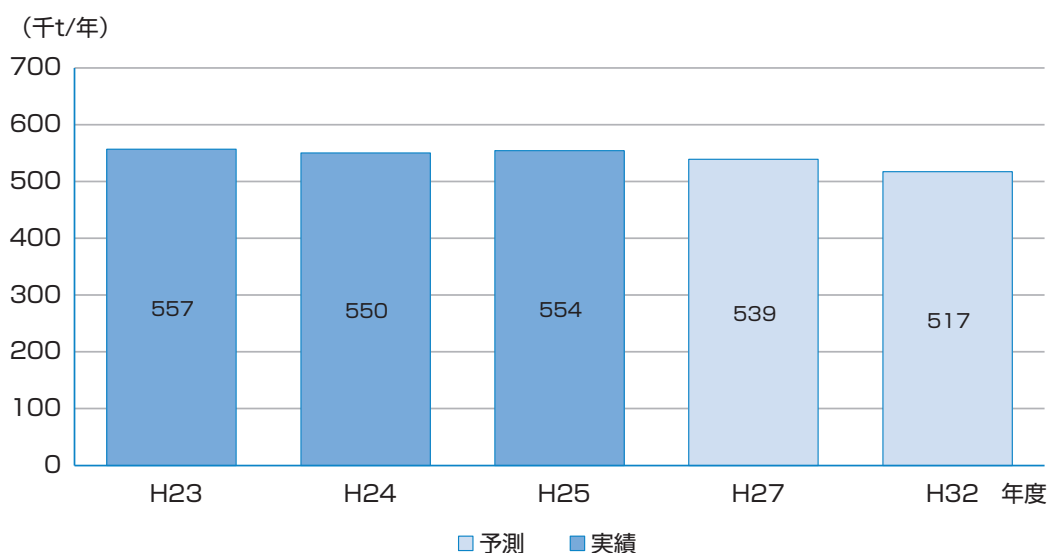


図3-2-1 ごみ総排出量の将来予測

表3-2-1 ごみ処理量の将来予測

(単位：千 t / 年)

処理状況	平成25年度 (A)	平成27年度 (B)	増減率1 (%)	平成32年度 (C)	増減率2 (%)
総排出量	553.9	539.1	△ 2.6	516.6	△ 6.6
資源化量	163.0 (29.5%)	174.6 (32.4%)	7.1	166.6 (32.3%)	2.2
直接資源化量	35.5	34.4	△ 3.2	32.9	△ 7.3
処理後資源化量	112.6	125.3	11.3	119.4	6.1
集団回収量	14.9	14.9	0.1	14.3	△ 4.1
減量化量	344.7	329.7	△ 4.2	316.7	△ 8.0
最終処分量	46.2	34.8	△ 24.8	33.2	△ 28.2
直接最終処分量	9.1	9.3	2.2	8.9	△ 2.1
処理後最終処分量	37.2	25.5	△ 31.3	24.3	△ 34.6

注) 資源化量の下端 () 内の%はリサイクル率を示す。リサイクル率=資源化量/総排出量 (%表示)
 増減率1 = [(B)/(A) - 1] × 100、増減率2 = [(C)/(A) - 1] × 100
 増減率の△はマイナスを示す。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) し尿

過去の処理実績及び人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を基に行ったし尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測は、図3-2-2のとおりです。また、処理量の将来予測は、表3-2-2のとおりであり、現状の対策、処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出しました。

その結果、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、人口の減少とともに平成27年度（2015年度）が416千キロリットル（平成25年度（2013年度）と比較して8.9%減）、平成32年度（2020年度）が372千キロリットル（同：18.7%減）と減少し、処理量では、平成27年度（2015年度）が412千キロリットル（同：8.8%減）、平成32年度（2020年度）が369千キロリットル（同：18.4%減）と、公共下水道等の整備に伴って減少することが予測されます。

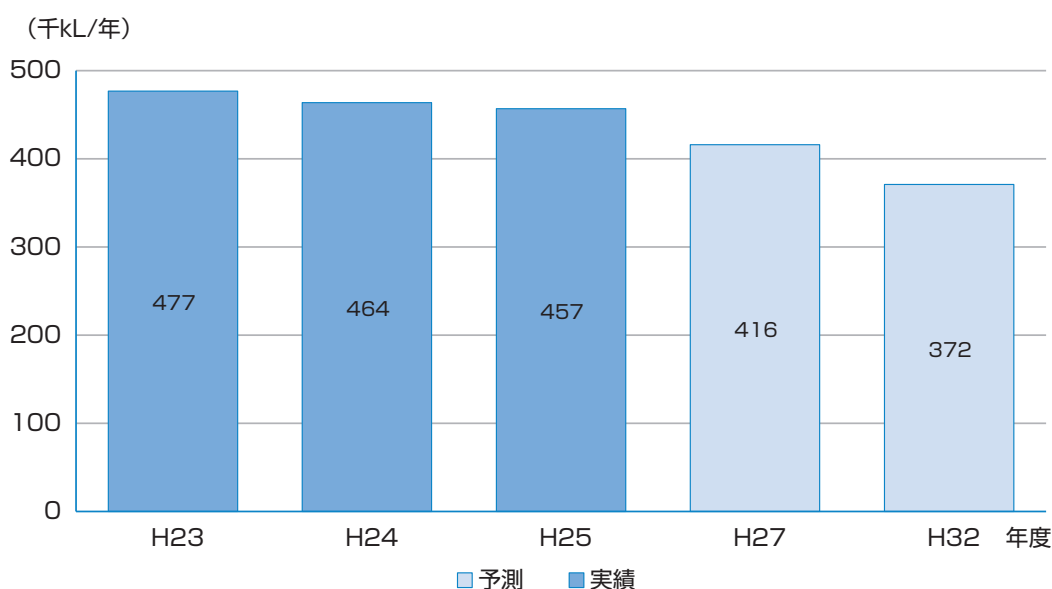


図3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測

表3-2-2 し尿処理量の将来予測

(単位：千KL/年)

処理状況	平成25年度 (A)	平成27年度 (B)	増減率1 (%)	平成32年度 (C)	増減率2 (%)
排出量	456.7	416.0	△ 8.9	371.5	△ 18.7
し尿収集量	118.7	89.1	△ 24.9	78.8	△ 33.6
浄化槽汚泥収集量	333.1	323.0	△ 3.1	289.8	△ 13.0
自家処理量	4.9	4.0	△ 18.0	2.9	△ 41.1
処理量	451.8	412.0	△ 8.8	368.6	△ 18.4

注) 増減率1 = [(B)/(A) - 1] × 100、増減率2 = [(C)/(A) - 1] × 100
増減率の△はマイナスを示す

2 産業廃棄物の排出量及び処理量の見込み

実態調査結果及び経済予測指標（従業者数や製造品出荷額、元請完成工事高等）を基に行った産業廃棄物の排出量の将来予測は、図3-2-3のとおりです。また、処理量の将来予測は表3-2-3のとおりであり、業種ごとの現状の対策、処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出しました。

その結果、平成27年度（2015年度）の排出量は7,939千トン（平成25年度（2013年度）と比較して0.4%減）、再生利用量は4,405千トン（同：0.6%減）、最終処分量は333千トン（同：0.1%増）、また、平成32年度（2020年度）の排出量は7,898千トン（同：0.9%減）、再生利用量は4,384千トン（同：1.0%減）、最終処分量は333千トン（同：0.2%増）と変化することが予測されます。

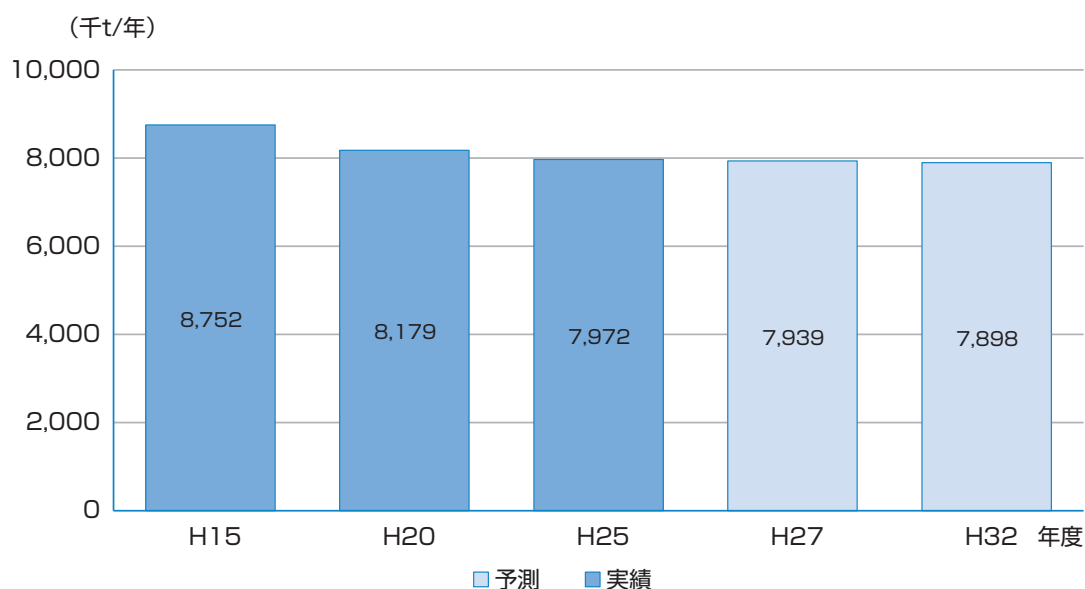


図3-2-3 産業廃棄物の排出量の将来予測

表3-2-3 産業廃棄物処理量の将来予測

(単位：千t/年)

処理状況	平成25年度 (A)	平成27年度 (B)	増減率1 (%)	平成32年度 (C)	増減率2 (%)
排出量	7,972.4	7,939.1	△ 0.4	7,898.1	△ 0.9
再生利用量	4,430.5 (55.6%)	4,405.2 (55.5%)	△ 0.6	4,384.0 (55.5%)	△ 1.0
有償物量	954.2	934.3	△ 2.1	884.6	△ 7.3
直接再生利用量	89.8	89.8	0.0	89.6	△ 0.2
処理後再生利用量	3,386.5	3,381.1	△ 0.2	3,409.8	0.7
減量化量	3,209.2	3,201.1	△ 0.3	3,180.7	△ 0.9
最終処分量	332.4	332.6	0.1	333.2	0.2

注) 再生利用量の下段()内の%はリサイクル率を示す。リサイクル率=再生利用量/排出量(%表示)
 増減率1 = [(B) / (A) - 1] × 100、増減率2 = [(C) / (A) - 1] × 100
 増減率の△はマイナスを示す

3 未利用資源に係る見込み

農山村・里地里山における稲わら・麦わら・粃殻、果樹せん定枝、竹材、間伐材、林地残材などのバイオマス資源については、それぞれの地域や事業所等において、堆肥や発電、熱エネルギーとして有効に活用する取組が進められています。

特に、森林バイオマスは発電所等において利活用され、天然資源や化石燃料等の消費抑制、二酸化炭素の排出抑制などに大きく貢献しています。

主な未利用バイオマス資源の利用量の目標（平成32年度（2020年度））は、表3-2-4のとおりです。

表3-2-4 主な未利用バイオマス資源の利用目標（平成32年度）

（単位：千t/年、湿潤重量）

区分	発生量	利用量	利用率
農作物非食用部	185	185	100%
林地残材	78	55	70%

（出典）「山口県バイオマス活用推進計画」及び「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」

第3節 目標

第2節の将来予測や、第2次計画の目標に対する進捗状況、今後の施策展開等を踏まえて、27の項目について、本計画期間の最終年度である平成32年度（2020年度）の目標を新たに設定します。

なお、第2次計画の目標項目に、県民の取組成果が把握できる「県民及び3R県民運動に係る目標」は1項目削減し、2項目を新たに追加、「事業者に係る目標」は2項目削減し、新たに4項目追加、「行政に係る目標」は2項目削減し、新たに1項目追加します。

1 一般廃棄物の減量に関する目標【4項目】

- ◇総排出量を510千トン以下とする。
- ◇再生利用率（リサイクル率）を35%以上とする。
- ◇最終処分量を27千トン以下とする。
- ◇1人1日当たりの家庭排出ごみ量を520グラム以下とする。*

注）*家庭から排出されるごみのうち、集団回収や資源ごみなど資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算したものです。また、520グラムは、未開封の500mlペットボトル飲料1本分の重さに相当します。

区 分	現状 H25年度	目標 H32年度
総排出量	554千トン	510千トン
リサイクル率 (再生利用量)	29.5% (163千トン)	35% (179千トン)
減量化量	345千トン	304千トン
最終処分量	46千トン	27千トン
1人1日当たりの家庭排出ごみ量*	556g/人・日	520g/人・日

2 産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】

- ◇排出量を7,850千トン以下とする。
- ◇再生利用率（リサイクル率）を56%以上とする。
- ◇最終処分量を330千トン以下とする。

区 分	現状 H25年度	目標 H32年度
総排出量	7,972千トン	7,850千トン
リサイクル率 (再生利用量)	55.6% (4,431千トン)	56% (4,396千トン)
減量化量	3,209千トン	3,124千トン
最終処分量	332千トン	330千トン

注）リサイクル率=再生利用量/排出量×100

3 県民・事業者・行政に係る目標【20項目】

(1) 県民及び3R県民運動に係る目標【4項目】

区 分	現状 H25年度	目標 H32年度
1人1日当たりの家庭排出ごみ量（再掲）	556 g/人・日	520 g/人・日
レジ袋辞退率	92.1%	92.5%
食品ロス取組協力店舗数	190店舗	300店舗
河川・海岸清掃活動参加人数	135千人	140千人
環境学習参加人数	54,139人	66千人

(2) 事業者に係る目標【11項目】

区 分	現状 H25年度	目標 H32年度
優良産廃処理業者認定割合	3%	10%
エコ・ファクトリー認定事業所数（累計）	64事業所	100事業所
山口県認定リサイクル製品認定数（累計）	390製品	500製品
生ごみリサイクル量	10,611トン	45千トン
建設廃棄物のリサイクル率	95.6%*	96%
農業用使用済廃プラのリサイクル率	66%	80%
家畜排せつ物に由来する堆肥量	171千トン**	171千トン
県内のISO14001・EA21認定取得事業所数	336事業所	400事業所
森林バイオマスエネルギー利用量（林地残材）	35,483トン	55千トン
バイオマス（発電）の導入	83,791kW	100千kW
バイオマス（熱利用）の導入	113件	148件

注）*平成24年度実績 **平成26年度実績

(3) 行政（県・市町）に係る目標【5項目】

区 分	現状 H25年度	目標 H32年度
容器包装廃棄物の分別収集回収率	30.8%	41.7%
ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率	59.3%	80%
県庁（本庁舎）から排出される生ごみリサイクル率	74%	75%以上
県庁におけるグリーン製品の調達割合	97.0%	グリーン調達ガイドに設定*
災害廃棄物処理計画の策定市町数	2市	19市町

注）*県における環境にやさしい物品（グリーン製品）等の購入指針として毎年度策定・公表している「グリーン購入ガイド」では、多肢にわたる製品毎に調達基準を明示して調達目標を設定

一般廃棄物循環プラン

3Rの推進

- (1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づく減量化等の推進
- (2) ごみ減量化県民運動の推進（レジ袋、食品ロスの削減等の取組）
- (3) ごみ処理の有料化等
- (4) 率先行動の推進
- (5) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導
- (6) リユースの普及拡大
- (7) リユース、リターナルブル容器等の利用促進
- (8) 生ごみリサイクルの推進
- (9) 容器包装リサイクルの推進
- (10) 廃家電等のリサイクルの推進
- (11) 顕彰

適正処理の推進

- (1) ダイオキシン類対策の推進
- (2) 適正な維持管理と情報公開
- (3) 一般廃棄物処理施設の監視指導
- (4) ごみ処理施設への廃棄物発電等の導入
- (5) 廃家電等の適正処理の推進
- (6) 環境美化活動の促進

適正処理体制の確保

- (1) 広域的なごみ処理の推進（ごみ処理の広域化）
- (2) 広域化における市町間の調整等
- (3) 海洋ごみの適正処理体制の確保

産業廃棄物循環プラン

3Rの推進

- (1) 多量排出事業者に対する指導の強化
- (2) リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進
- (3) 資源循環型産業の育成支援
- (4) 未利用資源の利活用の促進

適正処理の推進

- (1) ダイオキシン類対策の推進
- (2) PCB廃棄物処理の推進
- (3) 排出事業者に対する適正処理の推進
- (4) 処理施設等に対する監視指導の強化等
- (5) 廃棄物の排出・処理状況の把握
- (6) 広域移動に対する適正処理の確保

適正処理体制の確保

- (1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保
- (2) 公共関与による広域最終処分場の整備促進
- (3) 処理施設設置に係る事前協議の推進等
- (4) 優良な産業廃棄物処理業者の育成・周知

循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

環境教育・環境学習の推進

- (1) 学校や地域社会での環境教育・環境学習の推進
- (2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

普及啓発及び情報提供

地域での連携・協働

災害廃棄物処理プラン

災害廃棄物の適正処理の推進

- (1) 県による適正かつ迅速な災害廃棄物処理の支援
- (2) 広域的な支援体制による適正処理等の促進
- (3) 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正処理等の推進

災害廃棄物の適正処理体制の確保

- (1) 市町災害廃棄物処理計画の策定促進
- (2) 広域的な処理体制の整備促進
- (3) 廃棄物処理施設に係る情報の共有

第1節 一般廃棄物循環プラン

1 3Rの推進

《発生・排出抑制（リデュース）の推進》

(1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づく減量化等の推進

市町は、「一般廃棄物処理計画」の策定・見直しを行い、具体的な数値目標やリサイクル関連施設の整備計画、3R推進に関する施策等を掲げ、計画的な減量化等を推進します。

また、必要に応じて、今後の高齢化社会に対応したごみ収集やごみ処理のあり方を検討し実施します。

(2) ごみ減量化県民運動の推進

県は、県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、地球温暖化対策等にも配慮して、家庭や事業所でのごみ減量化に関する県民運動を全県的に展開していきます。

① レジ袋等容器包装廃棄物の削減の推進

県は、県民、事業者、関係団体、市町と連携・協働し、「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」によるレジ袋無料配布の中止、マイバッグ持参の全県的な取組を一層拡大していきます。

② 食品ロス削減の取組促進

県は、県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、「山口県食品ロス削減推進協議会」による家庭や外食等での食品ロスを削減する取組を、全県的に展開していきます。

(3) ごみ処理の有料化等

市町は、排出者に対し、発生・排出抑制やリサイクルの取組等に係る意識高揚及び行動促進を図るための経済的インセンティブ策として、ごみ処理の有料化の導入を推進します。

(4) 率先行動の推進

県は、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」に基づき、率先してごみの発生・排出抑制・分別排出等の取組を推進します。

また、「山口県グリーン購入の推進方針」に基づき、率先してグリーン製品の購入に取り組むとともに、グリーン製品の消費促進に向けた情報提供の支援に努めます。

市町は、県の取組に準じ、率先して事務・事業に伴う環境負荷の低減に努めます。

(5) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導

市町は、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導するとともに、計画に基づく発生・排出抑制や減量化の徹底について積極的に指導します。

《再使用（リユース）の推進》**(6) リユースの普及拡大**

市町は、事業者や地域のNPO等と連携し、フリーマーケットやリユースフェア等の開催、リサイクルショップ等の利活用を促進するとともに、その情報提供に努めます。

県は、リユースの取組に関する情報について、県民への情報提供に努めます。

(7) リユース、リターナブル容器等の利用促進

市町及び県は、地域のイベント会場等で使用されるリユース容器のレンタルシステムやリターナブル容器等の導入促進、リユース活動に関する情報提供に努めます。

《再生利用（リサイクル）等の推進》**(8) 生ごみリサイクルの推進**

市町は、県民、事業者、関係団体、県等と連携・協働し、家庭や事業者からの生ごみの減量化・リサイクルを推進するとともに、その情報提供に努めます。

①事業系生ごみリサイクルの普及拡大

県は、市町と連携し、事業者から排出される生ごみの堆肥化や飼料化の取組の県内全域への普及拡大に努めます。

②家庭での生ごみコンポスト等の普及拡大

市町は、生ごみコンポスト等（段ボールコンポスト、電気式生ごみ処理機等）の支援・普及等により、家庭での生ごみの減量化・リサイクルを一層推進します。

(9) 容器包装リサイクルの推進

県は、「第7期山口県分別収集促進計画」（平成25年度（2013年度）策定）に示した、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化等を総合的・計画的に進めるための方針等に基づき、市町等と連携して効果的な収集・リサイクルを促進します。

市町は、地域の実情に応じた適切な収集方法等を検討し、容器包装リサイクルを推進します。

(10) 廃家電等のリサイクルの推進

市町は、家庭から不用品として排出される廃家電製品、パーソナルコンピューター等について、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づく消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、リサイクルを一層推進します。

県は、市町等と連携し、廃家電製品等のリサイクルが促進されるよう、普及啓発等を行います。

(11) 顕彰

市町及び県は、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組み、他の模範となる住民団体等を顕彰し、県民の減量化・リサイクルに対する意識の醸成と取組の促進を図ります。

2 適正処理の推進

(1) ダイオキシン類対策の推進

市町は、ごみ焼却施設等において、十分な環境保全措置を講じ、排出基準の遵守を徹底するとともに、「山口県ダイオキシン類対策指針」に基づき、ダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めます。

県は、ダイオキシン類の測定結果と排出基準の適合状況等について公表するとともに、必要に応じて施設の立入検査を行い、適正処理の確保に努めます。

(2) 適正な維持管理と情報公開

市町は、ごみ焼却施設、最終処分場などの一般廃棄物処理施設について、適正な維持管理を行うとともに、排出ガス等の定期的な測定等により、排出基準等の遵守状況を確認します。また、必要に応じて周辺環境のモニタリングを実施し、その結果を公表します。

(3) 一般廃棄物処理施設の監視指導

県は市町と連携して、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、施設の維持管理状況や廃棄物の処理状況等の監視・指導を行い、適正処理を推進します。

(4) ごみ処理施設への廃棄物発電等の導入

市町は、ごみ処理施設の新設・更新に当たっては、地球温暖化対策（温室効果ガス排出量の削減）の観点から、発電や熱回収施設の導入に努めます。

県は、市町の実情等を踏まえた上で、廃棄物発電や高効率メタン回収施設など、熱・エネルギー回収施設の整備促進に向けた必要な助言を行います。

(5) 廃家電等の適正処理の推進

市町は、県等と連携し、家庭から不用品として排出される廃家電製品、パーソナルコンピューター等について、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づく消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、排出、回収、リサイクル、適正処理が促進されるよう、普及啓発、指導等を行います。

(6) 環境美化活動の促進

県は、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」（平成22年（2010年）12月施行）の基本理念に基づき、環境美化に関する情報を県民、事業者等に積極的に提供し、環境意識の向上を図るとともに、市町、関係団体、NPO等と連携・協働し、県民総参加による県民運動として環境美化活動を促進します。

3 適正処理体制の確保

(1) 広域的なごみ処理の推進（ごみ処理の広域化）

市町は、周辺市町と連携して、地域の実情を踏まえた効率的なごみ処理について、処理方式、施設規模、設置場所等の具体的な検討を行い、広域的な施設整備に努めます。

①ごみ処理施設

ごみ処理施設は、地域ブロックごとに広域的に整備することを原則とし、より高度なダイオキシン類対策、破碎施設の併設による可燃性粗大ごみの適正処理を進めるとともに、地球温暖化対策の観点から発電や熱回収施設の導入に努めます。

- ・下関市（H28（2016）年度～）：エネルギー回収推進施設（170トン/日）
- ・岩国市（H31（2019）年度～）：エネルギー回収推進施設（160トン/日）
- ・周南地区衛生施設組合（H29（2017）年度～）：エネルギー回収推進施設（330トン/日）

②リサイクル関連施設

リサイクルを効率的に進めるため、可能な限り広域的な施設整備について検討し、リサイクルプラザ等の整備に努めます。

- ・下関市（H30（2018）年度～）：マテリアルリサイクル推進施設（403m²：保管面積）
- ・長門市（H28（2016）年度～）：マテリアルリサイクル推進施設（2.9トン/日）

③埋立処分地施設

適正な埋立処分が確保できるよう、リサイクルプラザ等の資源化施設の整備との整合を図り、可能な限り広域的な整備に努めます。

- ・山口市（H28（2016）年度～）：埋立処分地施設（2.8万m³）

④し尿処理施設（汚泥再生処理センター）

堆肥化、メタン回収等を導入した汚泥再生処理センター等の整備に努めます。

(2) 広域化における市町間の調整等

県及び市町は、広域的なごみ処理対策等について、協議・調整するとともに、ごみの発生・排出抑制、リサイクル等の推進や一般廃棄物処理施設の確保を図ります。

県は、一般廃棄物処理施設の整備やごみのリサイクル、処理が円滑に行われるよう、市町に対する技術的支援を積極的に行います。

(3) 海洋ごみの適正処理体制の確保

県は、海洋ごみの円滑な回収・処分に向け、県内の処理体制を整備するとともに、「海岸漂着物対策地域計画」に基づき、計画的かつ適正な処理を推進します。

また、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃を始めとする海岸等の清掃活動等発生抑制から回収・処理までの一体的な取組を展開します。

第2節 産業廃棄物循環プラン

1 3Rの推進

(1) 多量排出事業者に対する指導の強化

県及び下関市（中核市として知事権限に属する産業廃棄物関係事務の一部を行うことができる市）は、産業廃棄物の多量排出事業者から提出された廃棄物の減量化に関する計画について公表するとともに、指導を強化し、減量化を促進します。

(2) リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進

県は、市町等と連携し、製品の設計・製造段階における3R対策、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築等を促進するとともに、リサイクル関連法に基づく回収・リサイクルが行われるよう、事業者への指導等を徹底します。

(3) 資源循環型産業の育成支援

①産学公民連携による3R等に関する事業化支援

県は、産学公民連携により産業廃棄物の3R等に関する事業化に必要な技術、施設・設備の開発、研究について促進することにより、資源循環型産業の育成を支援します。

②エコ・ファクトリー認定、リサイクル製品認定普及事業の推進

県は、産業廃棄物の発生・排出抑制、減量化、リサイクル等に取り組み、実績を上げている県内事業所（エコ・ファクトリー）や、県内の廃棄物等を利用して製造加工された製品（リサイクル製品）を認定し、その普及啓発や需要拡大を図ることにより、リサイクル産業の育成、廃棄物の発生・排出抑制・リサイクルを推進します。また、公共工事等において、リサイクル製品の利用拡大による地産地消の取組を推進します。

③産業廃棄物税の活用等による3R等の推進

県は、産業廃棄物税を活用して事業者による3Rや循環資源のエネルギー利活用等の関連する技術開発、施設整備、認定・普及を切れ目なく支援することにより、資源循環型産業の育成・強化を進めます。

④環境配慮型施設への誘導

県は、産業廃棄物のリサイクル等に取り組む優良な事業者が、より環境に配慮した施設に改修・更新するよう、誘導する仕組みづくりを行います。

(4) 未利用資源の利活用の促進

県は、市町や事業者と連携し、森林バイオマス等未利用の循環資源の利活用に係るコストや技術面の各種課題の克服を図り、地域のエネルギーシステムとなる次のシステムの定着化に努めます。

- ・低コスト収集運搬システムの構築
- ・木質ペレット・ボイラー等での熱利用の推進
- ・森林バイオマスの発電利用の拡大

2 適正処理の推進

(1) ダイオキシン類対策の推進

県及び下関市は、産業廃棄物焼却施設等の設置者に対し、ダイオキシン類の排出ガス等の測定による排出基準の遵守状況や施設の適正な維持管理等について、監視指導を徹底するとともに、測定結果を公表し、「山口県ダイオキシン類対策指針」に定められているダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めます。

(2) PCB廃棄物処理の推進

県は、「山口県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進します。

特に、高濃度PCB廃棄物については、現在、JESCO以外に処理できる事業者がなく、県内で排出される高濃度PCB廃棄物の処理を担当するJESCO北九州PCB処理事業所の計画的処理完了期限が迫っていること（高圧トランス・コンデンサ等は、平成30年度（2018年度）末）から、その早期処理を重点的に推進します。

また、PCB廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、監視・指導を行います。

(3) 排出事業者に対する適正処理の推進

県及び下関市は、排出事業者に対して法令遵守（コンプライアンス）の精神を醸成させるため、講習会・セミナーを開催し、業界全体の適正処理の機運を高め、不適正処理の未然防止や適正処理の推進を図ります。

(4) 処理施設等に対する監視指導の強化等

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等への立入検査を行い、マニフェスト（産業廃棄物管理票）交付状況や施設の維持管理状況などの監視指導を強化し、適正処理の確保を図ります。

(5) 廃棄物の排出・処理状況の把握

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等の実態調査などを実施し、産業廃棄物の排出・処理状況等を的確に把握します。

(6) 広域移動に対する適正処理の確保

県は、県境を越えて広域的に移動し、処理される産業廃棄物について、関係都道府県と連携して、的確な実態把握に努めるとともに、県内に搬入される廃棄物については、循環条例等に基づき、事業者に対する事前手続きや、搬入量の制限等を厳正に運用することで、県内における県外産業廃棄物の適正処理の確保に努めます。

3 適正処理体制の確保

(1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保

県は、夜間パトロールや不法投棄ホットライン等により、不法投棄等の不適正処理の早期発見、未然防止を図るとともに、確認された不適正処理に対しては厳正に対処します。

また、市町職員の県職員への併任制度を活用するなど市町職員と密接に連携し、不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、各健康福祉センターに設置した住民、市町、警察等からなる「不法投棄等連絡協議会」や、警察本部、海上保安部等との連携も図りながら、廃棄物の不適正処理防止体制の確保に努めます。

さらに、県と下関市は連携して、県全域における産業廃棄物の適正処理体制の充実・強化を図ります。

(2) 公共関与による広域最終処分場の整備促進

県は、産業廃棄物の排出事業者処理責任の原則の下、民間事業者による最終処分場の設置が困難な状況にあることを踏まえ、生活環境の保全と産業活動の健全な発展を確保する観点から、公共関与による広域最終処分場の整備を計画的に進めます。

平成26年（2014年）4月に供用開始した新南陽広域最終処分場と東見初広域最終処分場（平成20年（2008年）11月供用開始）での全県的な受入により、当面、県内で処理される産業廃棄物の安定的な受入体制は整備されており、引き続き、県内における産業廃棄物の適正処理の確保に努めます。

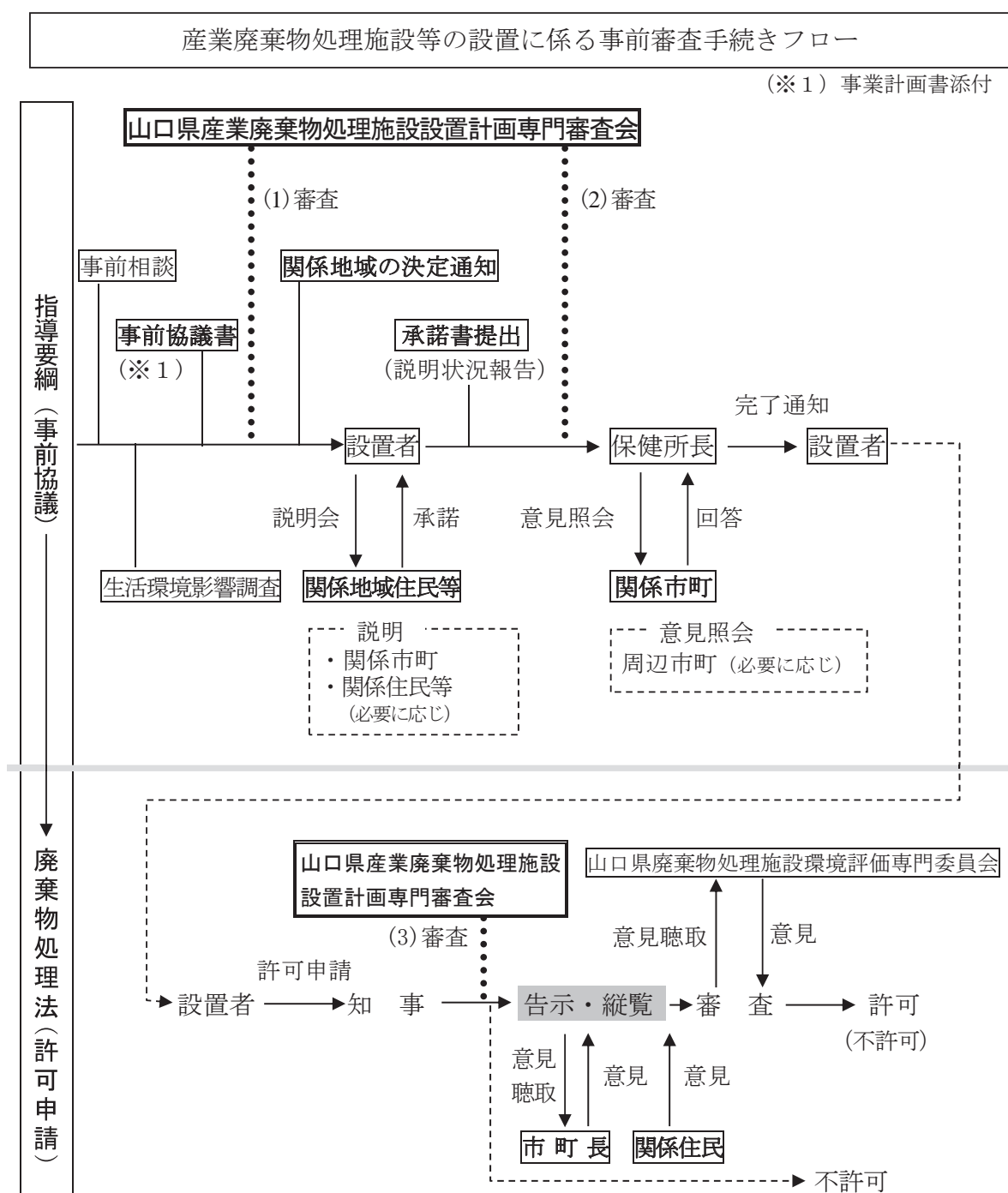
また、新規の最終処分場の整備は長期の年数を要するため、将来的な最終処分場の必要性等を十分検討のうえ、公共関与による後継の広域最終処分場の整備の検討を進めます。

(3) 処理施設設置に係る事前協議の推進等

① 処理施設設置に係る事前協議等

県は、事業者及び処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図るため「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき、必要な事前指導を行います。

特に、産業廃棄物最終処分場の設置については、「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、最終処分場の構造基準及び設置者の経理的基礎等の能力について、専門家による事前審査を実施します。



②融資制度等の活用の推進

県は、産業廃棄物処理施設の整備やダイオキシン類対策などの施設の高度化を促進するため、県の融資制度や、その他の公的資金の活用について必要な指導等を行います。

③情報の提供

県は、処理技術等に関する情報を収集し、事業者及び処理業者に対して、施設の設置に係る技術指導や必要な情報提供を行います。

(4) 優良な産業廃棄物処理業者の育成・周知

産業廃棄物の排出者責任の原則を踏まえ、産業廃棄物排出事業者が、優良な処理業者を選択できるよう、「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム」を拡充整備し、廃棄物処理法に基づき認定された「優良産廃処理業者」を広く公表するとともに、その活用を排出事業者に呼びかけることにより、優良認定を受ける動機づけを行い、優良な産業廃棄物処理業者の育成の促進を図ります。

第3節 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 学校や地域社会での環境教育・環境学習の推進

県は、廃棄物の3Rや適正処理の必要性等に関して県民の理解と協力を得て、自主的取組が促進されるよう、学校や地域社会で環境教育・環境学習を推進し、廃棄物に関する情報の提供に努めます。

(2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

県は、市町や教育機関、NPO等と連携して、次のような取組を展開していきます。

- ・「環境学習推進センター」を中心とした体験型環境学習講座等の充実
- ・多様な学習指導者（リーダー）の登録・派遣システムの普及
- ・環境情報システムの整備促進
- ・学校や地域等で活用する環境学習プログラムの充実
- ・市町のリサイクルプラザ等を活用した環境学習の促進
- ・関係団体等との連携・協働による環境学習の促進

2 普及啓発及び情報提供

県及び市町は、インターネット・広報紙・マスコミの活用、各種講座・説明会等の開催、環境月間（6月）や循環型社会形成推進月間（10月）等により、廃棄物の3Rや適正処理の必要性等について、県民の意識を啓発し、県民や事業者の自主的取組や連携・協働を促進するとともに、施策やその実施状況・関連情報等について、情報の提供等に努めます。

3 地域での連携・協働

県及び市町は、県民、事業者、関係団体、行政等と連携・協働し、循環型社会の形成に係る環境教育・環境学習、普及啓発や実践活動等を地域で展開していきます。

第4節 災害廃棄物処理プラン

1 災害廃棄物の適正処理の推進

(1) 県による適正かつ迅速な災害廃棄物処理の支援

県は、廃棄物処理法や国が策定した「災害廃棄物対策指針」等に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時まで見据えた県災害廃棄物処理計画を「山口県地域防災計画」において整備し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を支援します。

(2) 広域的な支援体制による適正処理等の促進

県は、被災市町の状況に応じ、県災害廃棄物処理計画を踏まえた災害廃棄物処理実行計画を策定するほか、災害廃棄物の仮置場の設置や収集、運搬、処分及び再生処理について指導助言するとともに、被災市町の要請に応じ国や他地方自治体、関係団体（（一社）山口県産業廃棄物協会等）、民間事業者等への協力を依頼するなど、幅広い支援体制の下、災害廃棄物の減量や適正処理に取り組めます。

(3) 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正処理等の推進

県は、被災した市町での災害廃棄物の処理に著しい支障が生じた場合においては、当該処理の全部又は一部の事務委託を受けることで大規模災害発生時における適正かつ迅速な処理に努めます。

2 災害廃棄物の適正処理体制の確保

(1) 市町災害廃棄物処理計画の策定促進

市町は、災害廃棄物処理の実施主体として、災害廃棄物の処理体制等について「一般廃棄物処理計画」に反映するとともに、各市町の地域防災計画や県災害廃棄物処理計画の記載内容と整合を図った災害廃棄物処理計画を策定するよう努めます。

県は、国と連携し、市町の災害廃棄物処理計画策定に必要な情報提供等により、処理計画策定や近隣市町間での連携・協力体制の確保を支援します。

(2) 広域的な処理体制の整備促進

県は、被災地における災害廃棄物等の適正処理について、広域的な連携・協力体制が確保されるよう、国や関係都道府県との連携のほか、県内市町や関係団体、民間事業者等との連携や協定締結に向けた調整等を行い、協力・支援体制の確保に努めます。

(3) 廃棄物処理施設に係る情報の共有

県は、県内の産業廃棄物処理施設における災害廃棄物の処理余力の把握に努めるとともに、市町との情報共有を図るなど、災害廃棄物の迅速な処理体制の確保に努めます。

第4章の施策のうち、次の項目を「重点プロジェクト」として重点的に取り組みます。

プロジェクト1 【県民総参加による3Rの推進】

- ◆ ごみ減量化キャンペーンの展開
- ◆ 多様な分野での3R県民運動のさらなる展開

プロジェクト2 【資源循環型産業の育成支援】

- ◆ 資源循環型産業の育成支援
- ◆ 産業特性を活用した3R等の促進

プロジェクト3 【廃棄物の適正処理の推進】

- ◆ 産業廃棄物排出者の処理責任の徹底
- ◆ 有害廃棄物の適正処理の促進
- ◆ 優良産廃処理業者の育成支援
- ◆ 公共関与による広域処理体制の推進

プロジェクト4 【海洋ごみ対策の充実強化】

- ◆ 多様な主体による回収処理対策の促進
- ◆ 効果的な発生抑制対策の推進
- ◆ 推進体制の整備・運営

プロジェクト5 【地域特性を活かした資源循環の形成】

- ◆ 森林バイオマスの活用による地域循環圏の構築
- ◆ 未利用資源等の地域内利用の促進

プロジェクト6 【大規模災害に対応した災害廃棄物処理体制の整備】

- ◆ 山口県災害廃棄物処理計画の策定
- ◆ 市町災害廃棄物処理計画の策定促進
- ◆ 広域的な処理体制の整備促進

プロジェクト1【県民総参加による3Rの推進】

県民、事業者、関係団体、市町及び県等が連携・協働して、廃棄物の3Rに関する県民総参加の運動を一層活性化することにより、廃棄物の減量化や循環利用等を推進します。

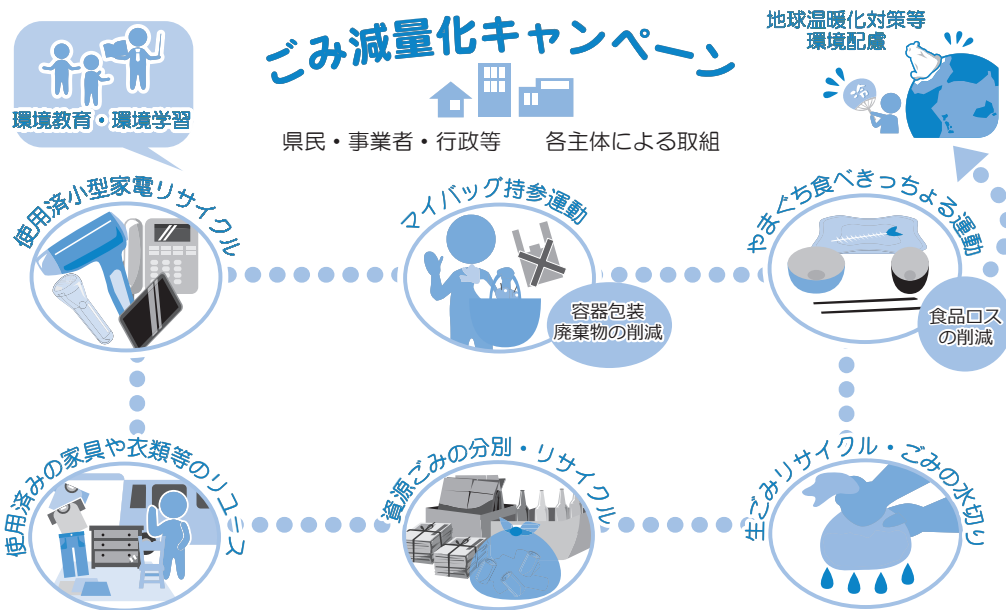
1 具体的取組

◆ ごみ減量化キャンペーンの展開

- ・県民一人ひとりが3Rを実践する全県的な「ごみ減量化キャンペーン」を展開することにより、県民総参加の気運醸成を図ります。
- ・生産、流通、消費、廃棄の各段階において、各主体による3R実践活動に取り組むこととし、取組が遅れている2R（発生・排出抑制、再使用）の一層の促進を図ります。

◆ 多様な分野での3R県民運動のさらなる展開

- ・「マイバッグ持参運動」等によるレジ袋等容器包装の削減に努めます。
- ・「やまぐち食べきり運動」等による食品ロスの削減に努めます。
- ・使用済みの家具や衣類等のリユース・リサイクルを促進します。
- ・家庭や事業所にある使用済小型家電等の回収・資源化を促進します。
- ・地球温暖化対策にも配慮した3R県民運動を推進します。
- ・3Rに関する環境教育・環境学習の取組を促進します。



2 年次スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
◆ごみ減量化キャンペーンの展開	キックオフ	キャンペーンの浸透			
◆多様な分野での3R県民運動のさらなる展開	ごみ減量、容器包装削減、食品ロス削減、小型家電回収等の実践				

3 評価指標

一般廃棄物の総排出量、リサイクル率、最終処分量、1人1日当たりの家庭排出ごみ量、レジ袋辞退率、食品ロス取組協力店舗数、環境学習参加人数

プロジェクト2【資源循環型産業の育成支援】

事業者の廃棄物の3R等（発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収等）に関する取組について、県は、本県の産業特性も活用しながら技術開発から製品認定・普及までの各段階で、切れ目なく支援し、資源循環型産業の育成を図ります。

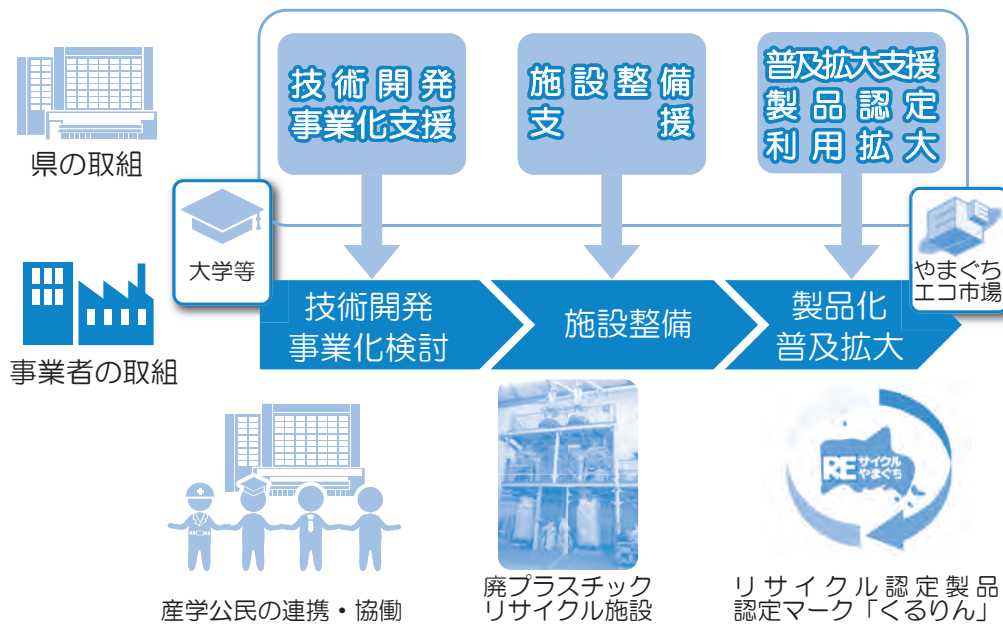
1 具体的取組

◆ 資源循環型産業の育成支援

- ・産学公民連携により、廃棄物の3R等の事業化に必要な技術、施設・設備の開発・研究を支援します。
- ・循環型社会等環境に配慮した施設整備の導入を支援します。
- ・エコ・ファクトリーやリサイクル製品の認定の拡大に努めます。
- ・公共工事等において、リサイクル製品の利用拡大による地産地消に努めます。
- ・「やまぐちエコ市場」を活用して、県内外への事業展開を積極的に促進します。

◆ 産業特性を活用した3R等の促進

- ・県内の産業（セメント、製鋼、先端技術等）特性を活用して、低炭素社会等と統合した持続可能な循環型社会の構築に向けた取組を促進します。
（廃棄物のセメント原燃料化、使用済小型家電リサイクル、バイオマスの利活用、使用済製品（生コン骨材や次世代自動車の蓄電池等）のリユース等）。



2 年次スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
◆資源循環型産業の育成支援	3R等の技術開発、施設整備、認定・普及の切れ目ない支援				
◆産業特性を活用した3R等の促進	ニーズとシーズの把握、情報交換、マッチング及び支援制度の活用				

3 評価指標

産業廃棄物の総排出量、リサイクル率、最終処分量、エコ・ファクトリー認定事業所数、県リサイクル製品認定数、生ごみリサイクル量、バイオマス（発電、熱利用）の導入

プロジェクト3【廃棄物の適正処理の推進】

産業廃棄物の適正処理を進めるため、県は不適正処理の未然防止対策や早期発見体制の整備・拡充を行うとともに、PCB廃棄物等有害廃棄物の適正処理の促進や優良産廃処理業者の育成支援、公共関与による広域処理体制の推進等を展開します。

1 具体的取組

◆ 産業廃棄物排出事業者の処理責任の徹底

・産業廃棄物排出事業者の廃棄物処理に関するコンプライアンスの確保・強化を図るため、フォーラム等を実施し、自らの処理責任の徹底を図ります。

◆ 有害廃棄物の適正処理の促進

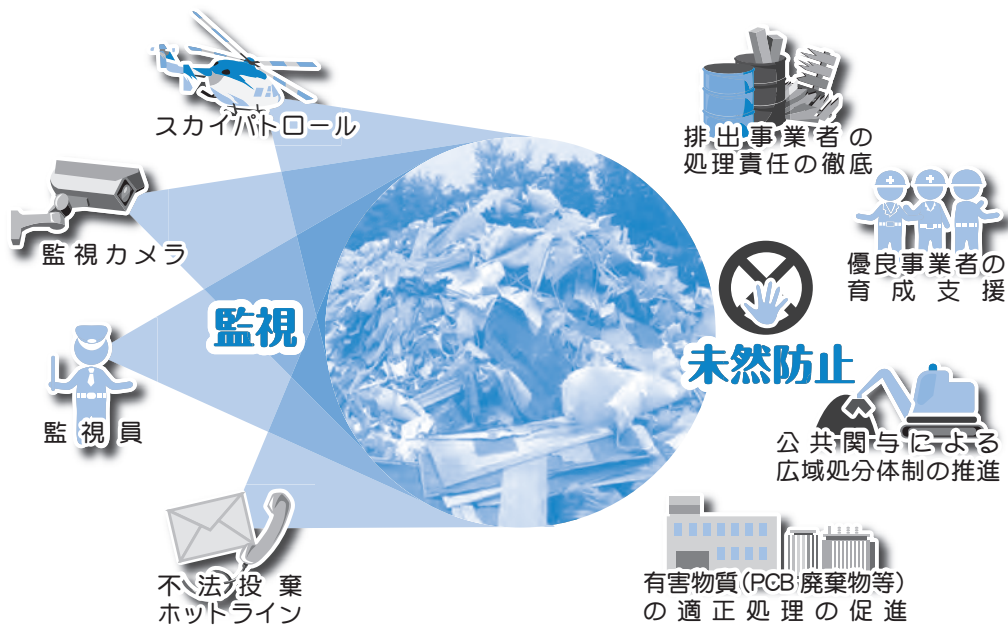
・PCB含有機器に関する調査や、分析費用補助を通じてPCB該当機器の特定に向けた措置等を実施し、PCB廃棄物等有害廃棄物の適正処理の推進に努めます。

◆ 優良産廃処理業者の育成支援

・優良産廃処理業者認定の取得を支援し、PR等による活用を促進します。さらに、優遇措置の拡充（人材確保・育成等に関する支援）等も進めます。

◆ 公共関与による広域処理体制の推進

・県内2カ所の公共関与広域最終処分場において、産業廃棄物の安定的な受入体制を確保します。また、将来にわたり、県内での適正処理が確保されるよう、公共関与による後継処分場の整備検討を進めます。



2 年次スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
◆廃棄物の適正処理の促進	廃棄物の適正処理体制の整備・拡充				
◆公共関与による広域処理体制の推進	広域処理体制の確保・後継最終処分場整備の検討				

3 評価指標

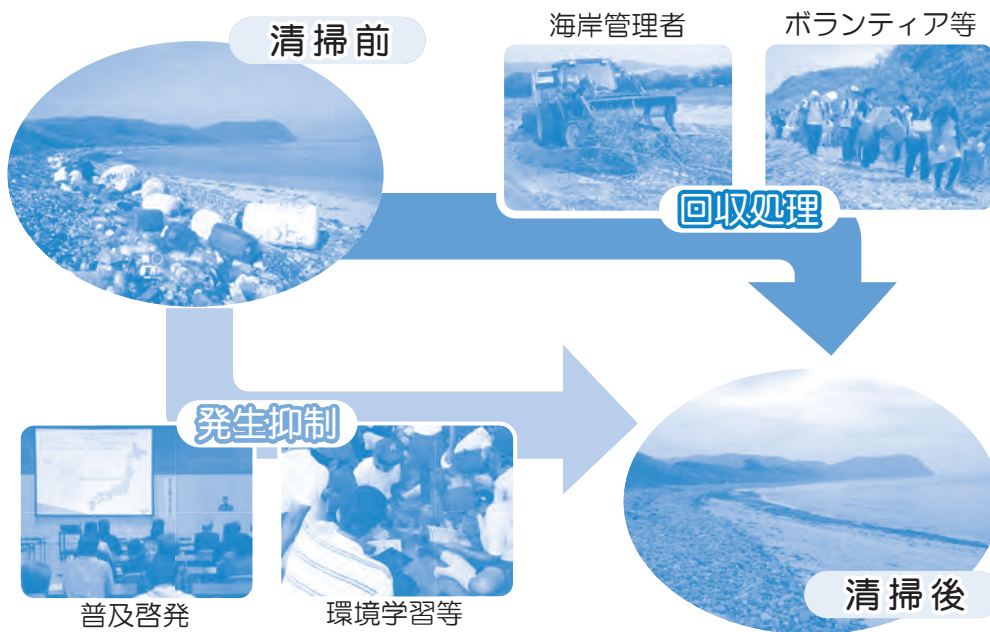
産業廃棄物の総排出量、リサイクル率、最終処分量、優良産廃処理業者認定数割合

プロジェクト4 【海洋ごみ対策の充実強化】

県民、民間団体、事業者、海岸管理者等の各主体が連携・協働し、海洋ごみの回収処理や発生抑制に取り組み、海岸等の良好な景観や環境の保全と関連産業の維持・向上を図ります。

1 具体的取組

- ◆ **多様な主体による回収処理対策の促進**
 - ・ 海岸管理者や市町、民間団体、ボランティア等が互いに連携し、漂着ごみの回収処理を促進します。
 - ・ 港湾管理者や漁業者等が互いに連携し、海底・漂流ごみの回収処理を促進します。
- ◆ **効果的な発生抑制対策の推進**
 - ・ 日韓8県市道による漂着ごみの一斉清掃期間を設定し、発生抑制等を促進します。
 - ・ 漂着物調査等による海洋ごみに関する環境学習の機会を創出します。
 - ・ 水産振興や地域活性化等も見据えた幅広い視点による普及啓発を実施します。
- ◆ **推進体制の整備・運営**
 - ・ 山口県海岸漂着物対策推進協議会を中心とした情報共有と実践活動を展開します。



2 年次スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
◆各主体が連携・協働した回収処理対策の促進	国補助金等を活用した回収処理対策の実施				
◆効果的な発生抑制対策の推進	清掃活動を通じた気運醸成、水産振興等も見据えた普及啓発				
◆推進体制の整備・運営	協議会による情報共有、連携・協働事業の検討				

3 評価指標

河川・海岸清掃参加者数、環境学習参加人数

プロジェクト5 【地域特性を活かした資源循環の形成】

県民、事業者、大学、市町及び県等が連携・協働して、森林バイオマス及び未利用資源等の性質や地域特性を活かした地域内利用（地域循環圏の構築等）の促進を図ります。

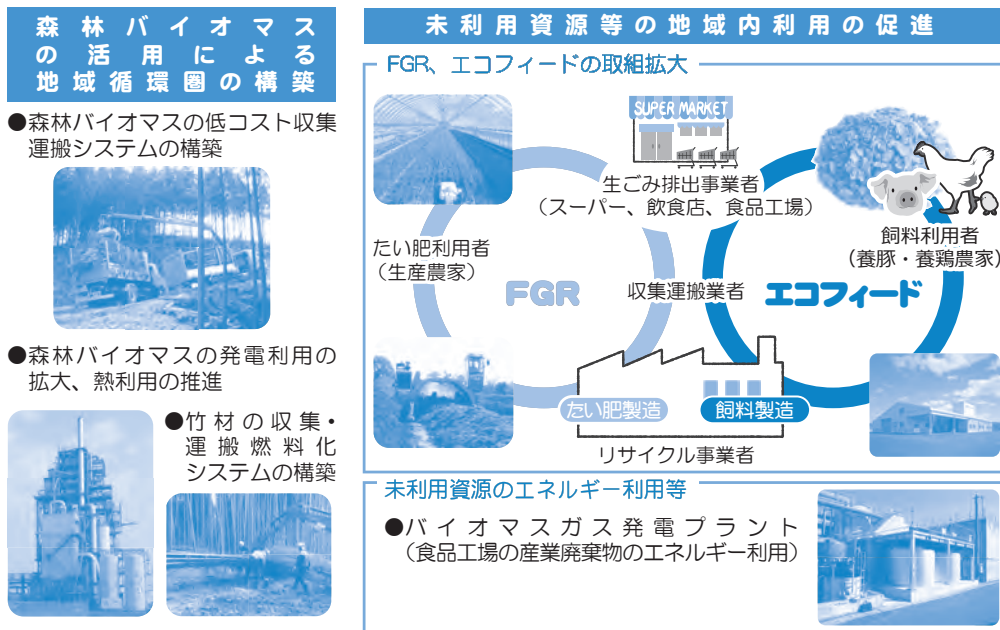
1 具体的取組

◆ 森林バイオマスの活用による地域循環圏の構築

- ・ 県は、市町や事業者と連携し、木材や竹等森林バイオマスの利用に係るコストや技術面の各種課題の克服を図り、地域のエネルギーシステムの定着に努めます。
- ・ 県は、県民、事業者、市町と連携・協働して、人と自然との共生等に配慮しながら、里地里山等の利用・管理によって生じる未利用資源の利用を促進します。
- ・ 事業者は、各事業所の特性を活かしたエネルギーシステムにより、バイオマスの利用を進めます。

◆ 未利用資源等の地域内利用の促進

- ・ 家庭や事業所から排出される生ごみのエコ堆肥化（FGR^{※1}（フード&グリーンリサイクル）の取組）及び飼料化（エコフィード^{※2}の取組）の一層の拡大を促進します。
 ※1 FGR：生ごみの地産・地消リサイクルシステム ※2 エコフィード：生ごみの活用など環境に優しい飼料
- ・ 未利用資源のエネルギー利用等、各主体の連携・協働による地域内利用を促進します。



2 年次スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
◆ 森林バイオマスの活用による地域循環圏の構築	森林バイオマスの低コスト収集運搬システムの構築及び利用拡大				
◆ 未利用資源等の地域内利用の促進	FGR、エコフィード、未利用資源等の地域内利用拡大の促進				

3 評価指標

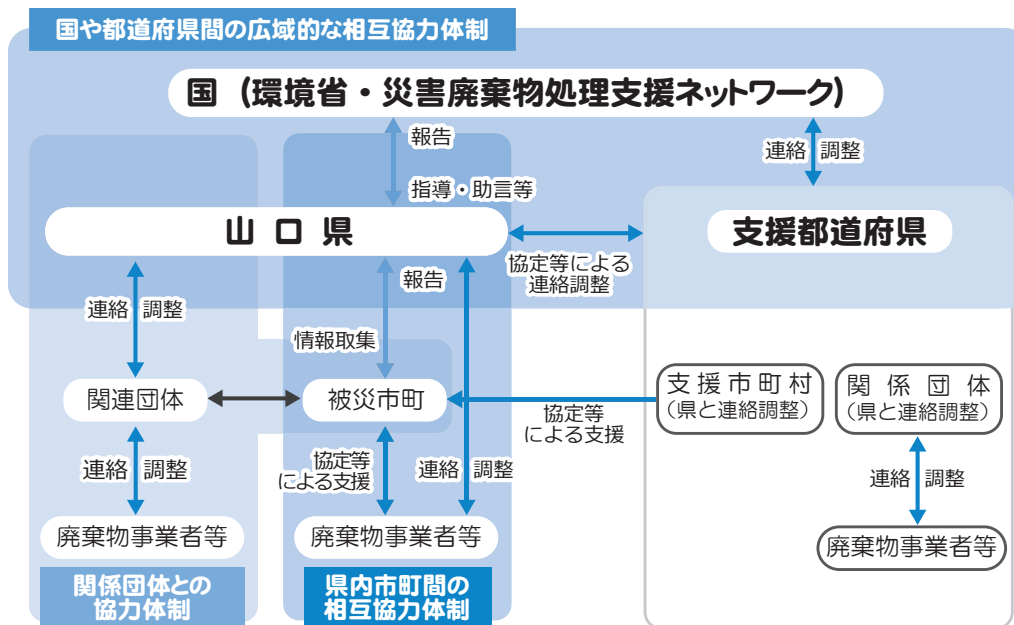
生ごみリサイクル量、農業用使用済廃プラのリサイクル率、家畜排せつ物に由来する堆肥量、森林バイオマス利用量、バイオマス（発電、熱利用）の導入

プロジェクト6【大規模災害に対応した災害廃棄物処理体制の整備】

南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時においても迅速・適正に災害廃棄物の処理ができるよう、県・市町において処理計画を策定するとともに、広域的な処理体制の整備を促進します。

1 具体的取組

- ◆ **山口県災害廃棄物処理計画の策定**
 - ・国が定めた「災害廃棄物対策指針」等を踏まえるとともに、県・市町の関連計画等と整合を図った県災害廃棄物処理計画を策定します。
- ◆ **市町災害廃棄物処理計画の策定促進**
 - ・市町の計画策定に必要な情報提供等により、市町災害廃棄物処理計画の策定を支援します。
- ◆ **広域的な処理体制の整備促進**
 - ・市町間や関係団体との協定締結に向けた調整など、広域的な処理体制の整備を支援します。



2 年次スケジュール

取組	H28	H29	H30	H31	H32
◆県災害廃棄物処理計画の策定	策定				
◆市町災害廃棄物処理計画の策定促進	ガイドラインの周知	県災害廃棄物処理計画と整合した計画の策定支援			
◆広域的な処理体制の整備促進	市町・関係団体等のヒアリング・協定締結等の促進				

3 評価指標

災害廃棄物処理計画の策定市町数

第1節 主体別の取組

本計画に掲げる取組を着実に推進し、循環型社会の形成を推進するためには、各主体が自らの役割を十分に理解し、連携・協働して、廃棄物の3Rや適正処理の推進に一層積極的に取り組んでいくことが必要です。

県民、NPO・民間団体、事業者、廃棄物処理業者、大学・研究機関、市町、県の各主体は、以下のような役割を担います。

1 県民

(1) 発生・排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

自らがごみの排出者であることを認識し、商品の購入に当たっては、簡易包装などごみができるだけ出ない商品、繰り返し使用できる商品や再生品を選択し、商品の使用に当たっては、修理等によって製品をなるべく長期間使用することなど発生・排出抑制、再使用を優先した取組に努めます。

(2) リサイクルの推進

容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づき、市町が行う分別収集に協力するとともに、資源有効利用促進法や家電リサイクル法等のリサイクル関連法令に基づき、事業者が行う取組に協力し、ごみ排出者としての責務を果たします。

また、消費者として、環境に配慮したグリーン製品を購入するグリーンコンシューマーの取組に協力します。

さらに、地域のリサイクル活動に積極的に参加します。

(3) 不法投棄等不適正処理防止への協力

土地所有者又は管理者は、廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、適切な土地の管理を行うとともに、清潔の保持に努めます。また、不法投棄等を発見した土地の所有者等は、速やかに県又は市町への通報に努めます。

(4) 環境学習の実施

自らが身の回りのごみの発生・排出抑制・再使用・再生利用等について学び、理解を深めて実践に努めます。

2 NPO・民間団体

県民や事業者などにより構成されるNPO・民間団体は、3Rや環境学習の推進などの取組を自主的に行うとともに、県、市町、事業者、県民と連携・協働し、地域における取組を推進します。

さらに、各NPO・民間団体のネットワークを活かし、広域的な活動を推進します。

3 事業者

(1) 排出者責任の徹底（発生・排出抑制、循環的利用、優良産廃処理業者活用の推進）

事業者は、設計段階から生産、加工、販売、施工、流通等にわたり、原材料の選択、製造工程等の見直しや工夫等により、廃棄物の発生・排出抑制、再使用を優先した取組に努めるとともに、排出される廃棄物については、事業場内で可能な限り再使用、減量化、再生利用等を推進し、最終処分量の削減に努めます。

また、処理する廃棄物については、廃棄物処理法の基準等を遵守し、自らの責任において適正な処理を行うとともに、委託先として優良産廃処理業者を優先的に選択することにより、遵法性及び透明性が高く、社会から信頼される適正な処理に努めます。

さらに、拡大生産者責任を踏まえ、製品・容器等の製造・販売等を行う事業者は、製品の長寿命化や、リサイクルが容易な製品やリユース・リサイクル製品の提供、有害物質を使用しない製品づくり、消費者等への適切な情報提供など、3Rの推進や廃棄物の適正処理に努めます。

(2) 多量排出事業者の減量化の推進

産業廃棄物を多量（一定規模以上）に排出する事業者は、廃棄物処理法に基づき廃棄物の減量化に関する計画を策定し、積極的に減量化の推進に努めます。

(3) 産業廃棄物処理施設の確保

産業廃棄物は事業者の責任により処理することが原則であることを踏まえ、適正処理を確保するための産業廃棄物処理施設の整備に努めます。

なお、処理施設の整備に当たっては、関係住民や関係市町等の理解が得られるよう、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」による事前協議を行うとともに、廃棄物処理法に基づく周辺生活環境の保全について必要な措置を講じます。

(4) 適正な委託処理及びマニフェスト制度の遵守

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理法等に基づき処理業者の許可内容や能力等を確認し、委託契約を確実に締結するとともに、マニフェスト制度を遵守し、性状、組成等必要な情報を処理業者に提供し、最終処分までの処理過程を的確に把握します。

(5) 管理体制の整備

事業場内における廃棄物の管理体制については、廃棄物処理法に基づき、技術管理者や処理責任者等を置き、その指導監督の下で適正な管理・保管、処理等を行う体制を整備します。

また、従業員に対して、廃棄物の適正処理に関する研修や情報提供等を行うなど、知識の習得や技術の向上を図ります。

さらに、ISO14001やエコアクション21（EA21）などの環境マネジメントシステムの導入、消費者としてのグリーン購入の実施など、環境負荷の削減に資するシステムの導入に努めます。

(6) 行政施策等への協力

自らの事業活動に伴う3Rの推進や廃棄物の適正処理を行うだけでなく、県や市町が実施する廃棄物に関する各種調査等に協力し、的確な情報提供を行うとともに、県や市町が実施する施策等に積極的に協力します。また、地域社会の一員として、地域における環境美化やリユース・リサイクル活動に積極的に参加します。

4 廃棄物処理業者

(1) 適正な受託処理及びマニフェスト制度の遵守

廃棄物処理の受託に当たっては、契約を確実に締結するとともに、マニフェスト制度を遵守し、性状、組成等必要な情報の把握と、廃棄物処理法で定める委託基準、処理基準に基づき適正な処理を行います。

(2) 優良産業廃棄物処理業者認定の取得の推進

遵法性や事業の透明性が高く、財務内容が安定している優良な産業廃棄物処理業者として、県及び下関市の認定を積極的に受けることにより、信頼性の高い産業廃棄物の適正処理に努めます。

(3) 発生・排出抑制（リデュース）、循環的利用の推進

廃棄物の処理に当たっては、可能な限り再使用、減量化、リサイクル等を図るとともに、中間処理による減量化等により、発生・排出抑制及び最終処分量の削減等環境負荷の低減に努めます。

(4) 産業廃棄物処理施設の確保

最終処分場など産業廃棄物処理施設の整備は、近年ますます困難となってきたことから、現有施設の延命化等を図るとともに、系列企業、同業者が共同して整備するなど、産業廃棄物処理施設の確保に努めます。

なお、処理施設の整備に当たっては、地域計画等との整合を図るとともに、立地場所の関係住民や関係市町等の理解が得られるよう、計画地周辺的生活環境の保全について必要な措置を講じます。

(5) 処理体制の整備

事業場内における廃棄物の適正処理を確保するため、責任者等を置き、その指導監督の下で適正に処理し、処理状況を確認する体制を整備します。

また、従業員に対して、廃棄物処理に関する研修等を行うなど、知識の習得や技術の向上を図ります。

(6) 行政施策への協力

県や市町が実施する廃棄物に関する各種調査等に協力し、的確な情報提供を行うとともに、県や市町の施策等に積極的に協力します。

5 大学・研究機関

3Rの推進や廃棄物の適正処理に当たっては、科学的な知見に基づく処理技術の導入等が重要であり、産学公民の連携・協働による技術開発等に向け、積極的に参画・協力します。

また、自らの教育・研究活動においても、3Rの推進や廃棄物の適正処理に配慮したエコ・キャンパスの取組を進めます。

6 市町

(1) 一般廃棄物の処理

市町は、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の処理責任があることや、住民や事業者にも最も身近な行政主体であることから、地域における一般廃棄物の3Rの推進や適正処理について主体的な役割を担います。特に、3Rに関しては、住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集品目の拡大、ごみ焼却施設から排出される焼却灰等のリサイクル、中間処理施設の整備によるリサイクル等の推進に努めます。

また、一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、ダイオキシン類の削減や効率的な施設整備が図られるよう、他市町等との連携による広域化を推進するとともに、PFI制度等の活用についても検討します。

(2) 産業廃棄物のあわせ処理

市町の区域内から排出される産業廃棄物のうち、中小企業や地場産業の育成・振興、生活環境の保全など、公益性の観点から必要と認められ、市町の実情に応じて処理可能な産業廃棄物については、一般廃棄物の処理とあわせて処理を行います。

(3) 事務事業に伴う廃棄物の3R・適正処理の推進

市町が行う公共事業等から排出する廃棄物については、事業者の責務として、積極的に減量化、再生利用を図るとともに、その適正処理に努めます。

また、事業者・消費者として、グリーン購入、環境マネジメントシステムやエコアクション21の導入・推進など、事務事業に伴う廃棄物の3Rや適正処理の推進に努めます。

(4) 不法投棄等不適正処理防止対策の推進

県と連携を密にし、巡回パトロール等の監視などを行うことにより、不法投棄等不適正処理が行われにくい環境づくりを進め、未然防止を図るとともに、早期発見・早期対策により生活環境の保全に努めます。

(5) 住民への情報提供、普及啓発、環境教育・学習の推進等

廃棄物の発生・排出抑制、再使用、リサイクル及び適正処理等の重要性、必要性等について、住民、NPO・民間団体等の理解と協力が得られ、地域で自主的な取組が促進されるよう、情報の提供、普及啓発、環境教育・環境学習の推進に努めます。

(6) 国・県との連携・強化

廃棄物行政に関して、積極的に国や県の施策に協力し、連携・強化に努めます。

特に、公共関与による広域最終処分場整備計画を検討するため、県との密接な連携の下に地域の推進体制の確立など、必要な調整に努めます。

7 県

(1) 山口県循環型社会形成推進基本計画の推進

本計画を県民、事業者、市町等に周知するとともに、関係者の理解と協力を得て、県の事業を実施し、市町等が行う施策を支援するなど、関係機関及び県庁内関係部局との連携を密にしなが、本計画を推進します。

(2) 廃棄物処理状況等の情報管理

県内で排出する産業廃棄物や県域を越えて広域処理される産業廃棄物の排出、減量化、再生利用及び適正処理等の状況について、情報の収集・管理に努めます。

(3) 発生・排出抑制、循環的利用の推進

事業者、廃棄物処理業者や市町に対し、廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用を推進するための中間処理施設や再生利用施設等の整備を指導するとともに、「やまぐちエコ市場」を活用し、情報提供等に努めます。

また、産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、廃棄物の減量化に関する計画の策定について指導を徹底し、計画的かつ具体的な減量化等を推進します。

(4) 事務事業に伴う廃棄物の3R・適正処理の推進

県が発注する公共事業等においては、発注者の責務として、積極的に発生・排出抑制に努め、排出される廃棄物は、建設資材等へのリサイクル等を進めるとともに、事業関係者への指導監督を徹底して適正処理の確保に努めます。

また、県自らが事業者・消費者として、グリーン購入の推進、環境マネジメントシステムの運用管理による「県庁エコ・オフィス実践プラン」の推進や環境への負荷の少ない事務事業の執行など、事務事業に伴う廃棄物の3Rや適正処理の推進に努めます。

(5) 適正処理の確保と不法投棄等不適正処理防止対策の推進

廃棄物処理法やリサイクル関連法などの関係法令の施行による3Rの推進や適正処理の確保を図ります。特に、事業者及び廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物監視パトロール班等による監視・指導の強化を図るなど、不法投棄等の不適正処理防止対策を推進します。

また、(一社)山口県産業廃棄物協会等が実施する不法投棄廃棄物の回収・処理や各種講習会の実施等に協力・支援し、事業者への適正処理の徹底に努めます。

(6) 産業廃棄物処理施設確保の促進

事業者又は産業廃棄物処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を促進するため、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき適切な事前指導を行うとともに、市町と連携して、地域における紛争の防止や調整に努めます。

特に専門的な判断を必要とする産業廃棄物最終処分場の設置許可等に当たっては、県独自に設置する「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、最終処分場の構造基準及び設置者の経理的基礎等の能力について、専門家による事前審査を実施して生活環境の保全を図り、県民の安心・安全の確保に努めます。

また、産業廃棄物処理施設設置のための資金調達が困難な中小企業等に対しては、融資制度の斡旋等に努めます。

(7) 公共関与による広域最終処分場の整備検討

産業廃棄物の事業者処理を補完するものとして、事業者処理責任の原則を踏まえつつ、事業者、関係団体、市町等との連携の下、公共関与による広域最終処分場の整備を検討します。

(8) 環境教育・学習の推進及び情報提供等

廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）及び適正処理等の重要性、必要性等について、県民の理解と協力が得られ、地域での自主的取組が促進されるよう、関係機関と連携して環境教育・環境学習を推進するとともに、廃棄物に関する情報提供に努めます。

(9) 調査研究・試験検査の実施及び技術開発の支援

県の試験研究機関を中心として、廃棄物等の循環的利用に資する調査研究や廃棄物処理に関する試験検査を行うとともに、「やまぐちエコ市場」を活用し、原材料から製品等への製造工程における廃棄物の発生・排出抑制や、循環利用に関する技術開発に取り組む事業者に対し、必要な情報の提供に努めます。

(10) 国との連携

国と情報交換を密にし、施策の実施に当たって相互協力を努めるなど連携の強化を図るとともに、3Rの推進や適正処理に関する要望・提案を行います。

第2節 関係機関との連携

関係機関との密接な連携を基本とし、県内の各市町や幅広い団体が参加している「環境やまぐち推進会議」等と、各種施策の進行管理、総合調整、情報発信等を行いながら、計画を効果的かつ効率的に推進します。

また、国や他の地方公共団体とも密接に連携し、環境への負荷の少ない循環型社会システムづくりを進めます。

なお、県庁内においては、関係部局で構成する「山口県環境政策推進会議」を通じ、関係部局との連携を確保します。

1 環境やまぐち推進会議との連携

県民、事業者、行政など幅広い団体が構成され、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの対策、循環型社会づくり、自然との共生等に関して協議を行い、参加団体による実践活動等を推進する「環境やまぐち推進会議」と連携し、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の形成に向けた統合的な取組を推進します。

2 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会との連携

県内の消費者団体、事業者、行政で構成され、レジ袋の無料配布中止など容器包装廃棄物の削減に向けた取組を推進する「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」と連携し、容器包装廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

3 山口県食品ロス削減推進協議会との連携

県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成され、生産・流通・消費の各段階で廃棄される売れ残りや食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた取組を推進する「食品ロス削減推進協議会」と連携し、食品廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

4 山口県海岸漂着物対策推進協議会との連携

県内の県民活動団体、業界団体、行政で構成され、日韓海峡海岸漂着物一斉清掃を始めとする海岸清掃活動等を推進する「山口県海岸漂着物対策推進協議会」と連携し、県民運動として海洋ごみの発生抑制、清掃活動等を促進します。

5 やまぐちエコ市場との連携

本県が有する技術や人材等を最大限に活用し、新たな環境産業の育成や地域経済の活性化に向けた取組を推進する「やまぐちエコ市場」と連携し、企業単独の枠組みを越えた産学公民の連携による環境・リサイクルに関する事業化や企業マッチングを進め、先進的な資源循環型産業の振興を促進します。

第3節 計画の推進

1 推進体制

環境基本法第43条の規定により設置し、本県の環境保全に関する基本的事項を審議する「山口県環境審議会」や、県庁内の関係部局で構成する「山口県環境政策推進会議」において、各種施策の進行管理、総合調整を行いながら、本計画を着実に推進します。

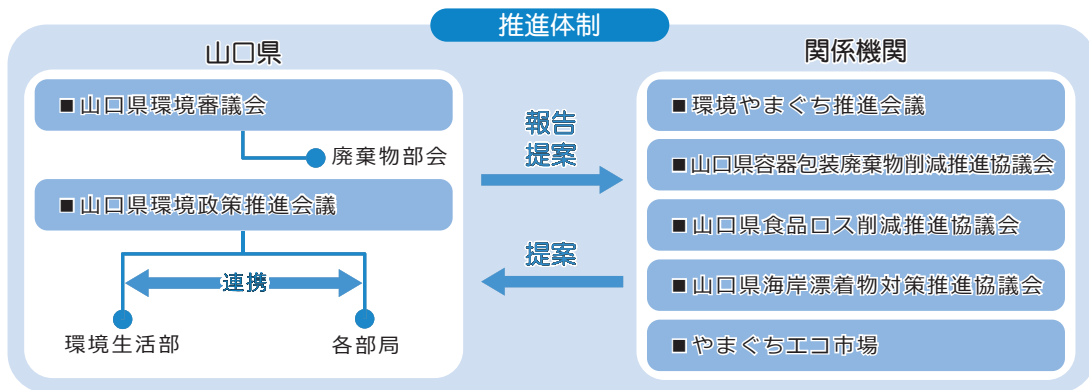


図6-3-1 推進体制

2 進行管理

計画で掲げた施策の実施状況、目標の達成状況等を適切に把握し、計画を着実に推進するために、PDCAサイクルを活用するとともに、その結果を山口県環境白書や県のホームページ等に掲載・公表することで、広く県民、事業者等に情報提供します。

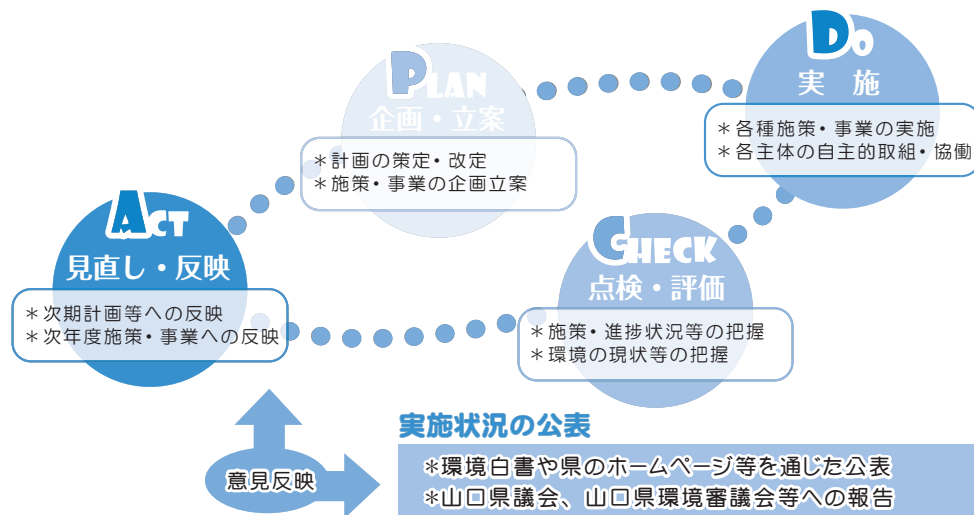


図6-3-2 進行管理

3 施策の点検・評価

本計画は、5年ごとの見直しを原則としていますが、関係法令の制定・改正や国の基本方針の改定、その他社会経済情勢等に著しい変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、本計画期間の中間年（平成30年度（2018年度））に進捗状況の点検・評価を行い、これを踏まえて必要な措置を講じます。

資料編

〈目次〉

1. 一般廃棄物	79
(1) 一般廃棄物の処理施設設置状況	79
(2) 一般廃棄物のごみ排出量及び処理量	85
(3) し尿処理の状況	87
2. 産業廃棄物	89
(1) 産業廃棄物処理施設設置状況	89
(2) 産業廃棄物の排出量及び処理処分量	90
3. 目標設定の考え方（補足説明資料）	94
4. 用語集	96

1. 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理施設設置状況

ごみ焼却施設

(平成27年4月1日現在)

保健所等	名 称	所 在 地	処理方式	処理能力 (t/日)	発電出力 (kW)	竣工年月
岩国	岩国市第一工場	岩国市南岩国町2-65-65	全連続	195		H 4. 4
	周陽環境整備センター	岩国市玖珂町字奥ヶ迫 4410-2	准連続 (流動床)	60		H 6. 4
柳井	周東環境衛生組合清掃センター	柳井市南浜4-5-13	全連続	138		S61.10
	周防大島町清掃センター	周防大島町大字棕野字堺 5-12	機械バッチ	22		H10. 3
周南	恋路クリーンセンター	下松市大字河内340	全連続 (流動床)	330	1,900	H7. 10
山口	防府市クリーンセンター	防府市大字新田364	全連続	150	3,600	H26.3
	山口市清掃工場	山口市大字大内御堀字長谷 496	全連続	220	1,900	H10. 3
宇部	宇部市環境保全センター	宇部市大字沖宇部字沖の山 5272-5	全連続	198	4,000	H14.12
	山陽小野田市環境衛生センター	山陽小野田市大字小野田 7525-2	全連続	90		H27. 3
萩 (長門)	萩・長門清掃工場 (はなもゆ)	萩市大字山田2406	全連続	104	100	H27. 3
	萩市見島ごみ焼却場	萩市見島大字大久保	固定バッチ	3		H11.12
下関市*	下関市奥山工場	下関市大字井田字桑木378	全連続	220 180	3,180 1,800	S62. 8 H14.11
				合計	12施設	1,910 t/日

注) *中核市として区分(知事権限に属する産業廃棄物関係事務の一部を行う市、市で保健所設置)

ごみ燃料化施設

(平成27年4月1日現在)

保健所等	名 称	所 在 地	処理能力 (t/日)	製造能力 (t/日)	稼働開始 年 月
岩国	環境事業所 (BDF施設)	岩国市南岩国町2-65-65	0.01	0.01	H21.4
山口	山口市廃食用油リサイクル プラント	山口市小郡上郷596	0.1	0.09	H16.4
宇部	美祢市カルストクリーン センター	美祢市秋芳町大字岩永下郷 315-2	28	15	H11.4
				合計	3施設 : 28.1 t/日

粗大ごみ処理施設

(平成27年4月1日現在)

保健所等	名 称	所 在 地	処理方式	処理能力 (t/日)	竣工年月
周南	恋路クリーンセンター	下松市大字河内340	破 碎	20	H 7.10
	周南市熊毛粗大ごみリサイクル施設	周南市大字八代796-84	破 碎	5	H12
宇部	宇部市リサイクルプラザ (粗大ごみライン)	宇部市大字沖宇部字沖の山 5272-5	破碎・圧縮	45	H7.3
	山陽小野田市環境衛生センター	山陽小野田市大字小野田字末 広7525-2	破 碎	20	S57.3
	山陽小野田市清掃工場	山陽小野田市大字埴生字嶽	破 碎	14	H 元. 3
長門	長門市清掃工場	長門市渋木361-2	破碎・圧縮	10	H15.4
萩	萩市大井不燃物埋立処分場	萩市大井1163-1	破 碎	25	H1.3
	阿武町リサイクルセンター	阿武町大字奈古487-272	破碎・圧縮	5	H7.4
下関市	下関市奥山工場	下関市大字井田字桑木378	破 碎	90	S55.9
	下関市リサイクルプラザ	下関市古屋町1-18-1	破 碎	41	H15.6
	クリーンセンター響	下関市豊浦町大字宇賀 3528-12	破 碎	31	H 8. 6

リサイクルプラザセンター

(平成27年4月1日現在)

保健所等	名 称	所 在 地	処理方式	処理能力 (t/日)	竣工年月
岩国	岩国市リサイクルプラザ	岩国市平田2-12-30	選別、圧縮・梱包	59	H11.3
	和木町クリーンセンター	和木町大字関ヶ浜豊年	選別、圧縮・梱包	3	S46
柳井	熊南総合事務組合資源活用 センター	平生町大字曾根433-33	選別、圧縮・梱包	4	H9.3
	周防大島町環境センター	周防大島町大字西安下庄字大 泊り3720-1	選別、圧縮・梱包	8	H19.11
周南	周南市リサイクルプラザ	周南市臨海町5	選別、圧縮・梱包	80	H23
	周南市徳山リサイクルセンター	周南市大字戸田1800	選別、圧縮・梱包	20	H5.6
	周南東部環境施設組合リサイクル センター「えこぱーく」	光市大字岩田1204-3	選別、圧縮・梱包	33	H20.2
山口	防府市クリーンセンター リサイクル施設	防府市大字新田364	選別、圧縮・梱包	23	H26.3
	山口市リサイクルプラザ	山口市大内御堀489-8	選別、圧縮・梱包	19.5	H 9. 1
	山口市不燃物中間処理センター	山口市宮野下1782-1	選別	50	H20
宇部	宇部市リサイクルプラザ	宇部市大字沖宇部字沖の山 5272-5	選別、圧縮・梱包	25	H7.3
	美祢市リサイクルセンター	美祢市大嶺町西分2982	選別、圧縮・梱包	1	H12.3
長門	長門市リサイクルセンター	長門市渋木3068	選別、圧縮・梱包	4.9	H13.3
萩	萩市リサイクルセンター	萩市大字椿東463-1	選別、圧縮・梱包	4.9	H9.5
	萩第二リサイクルセンター	萩市大字椿東4703-49	選別、圧縮・梱包	4	H20.1
	萩市田万川リサイクルセンター	萩市大字下田万981-3	破 碎	2.3	H10.7
	阿武町リサイクルセンター	阿武町大字奈古487-272	選別、圧縮・梱包	3	H12.3
下関市	下関市リサイクルプラザ	下関市古屋町1-18-1	選別、圧縮・梱包	72	H15.6

その他の資源化等の施設

(平成27年4月1日現在)

保健所等	名 称	所 在 地	処理方式	処理能力 (t/日)	竣工年
岩国	岩国市由宇不燃物処理場	岩国市由宇町字長迫396-1	選別	5	S55
	岩国市本郷ごみ処理場	岩国市本郷町大字波野下字丸山951	選別、圧縮・梱包	10	S56
	岩国市玖珂不燃物処理場	岩国市玖珂町字長野	選別、圧縮・梱包	8	S54
柳井	柳井市不燃物処理場手選別場	柳井市大字柳井宮本塩浜1518-1	選別	2	S63
	周南東部環境施設組合後畑不燃物埋立処理場	光市大字岩田1412	選別、圧縮・梱包	38	S58
周南	周南市熊毛廃プラスチックごみ一時保管施設	周南市大字八代796-84	圧縮・梱包	3	H7
	周南市鹿野空き缶プレス機	周南市大字鹿野上字シダガ迫891-1	圧縮・梱包	0.5	H10
山口	山口市小郡ストックヤード	山口市小郡上郷1175	選別、圧縮・梱包	2.4	H12
	山口市阿知須清掃センター	山口市阿知須5819	選別、圧縮・梱包	8.8	S60
	山口市阿東クリーンセンター	山口市阿東大字生雲東分1119	選別、圧縮・梱包	1.0	H12
宇部	山陽小野田市環境衛生センター	山陽小野田市大字小野田7525-2	選別、圧縮・梱包	8	H2
	宇部市プラスチックごみ圧縮梱包施設	宇部市大字沖宇部字沖の山5257-5	圧縮・梱包	13	H13.4
	宇部市ペットボトル圧縮梱包施設	宇部市大字沖宇部字沖の山5257-5	圧縮・梱包	1	H10
下関市	クリーンセンター響不燃物処理施設	下関市豊浦町大字宇賀3528-12	選別、圧縮・梱包	6	S55

し尿処理施設設置状況

(平成27年4月1日現在)

保健所等	名 称	所 在 地	処理方式	処理能力 (t/日)	竣工年月
岩国	岩国すみすみクリーンセンター	岩国市三角町3-2-7	標脱	118	H21.3
	真水苑	岩国市玖珂町字河内内	膜分離・高負荷	28	H15.3
	岩国にしきクリーンセンター	岩国市錦町大字野谷1210-1	標脱・好気	12	H 6.3
柳井	周東環境衛生組合衛生センター	柳井市神代2805-1	標 脱	120	S57.3
	周防大島町衛生センター	周防大島町大字日見117	標脱・高負荷	40	S60.7
	祝島し尿処理場	熊毛郡上関町大字祝島峰ノ本1158-5	膜分離・高負荷	1	H 8.3
	周防大島町情島衛生センター	周防大島町大字伊保田132(情島)	高負荷	0.3	S63.3
周南	下松市衛生センター	下松市大字平田東潮上第484	高負荷・下水投入・一次処理	40	S59.2
	光市深山浄苑	光市大字浅江3341-2	膜分離・高負荷	38	H11.3
防府	防府市クリーンセンターし尿処理場	防府市新田364	標 脱	165	H 6.3
山口	山口市環境センター	山口市小郡上郷2200	標 脱	160	S56.10
宇部	宇部市環境保全センターし尿処理場	宇部市大字沖字部字沖ノ山5272-4	好気・下水投入・一次処理	150	S60.3
	山陽小野田市小野田浄化センター	山陽小野田市大字小野田7525-2	高負荷	90	H元.10
	美祢市衛生センター	美祢市大嶺町西分1557-1	標 脱	34	S63.2
萩	萩第二浄化センター	萩市大字堀内字西ノ浜22-1	好気・好希釈・標脱・下水投入	55	H10.10
	萩市見島し尿処理場	萩市見島大久保420	好気・高負荷	3	H16.3
下関市	下関市環境部彦島工場	下関市彦島福浦町1-28-31	好希釈・下水投入	198	H 19.2
	豊浦大津衛生センター	下関市豊北町大字神田1636	焼 却	132	H18
合計 18施設：1,384.3kL/日					

※処理方式 好気：好気性消化・活性汚泥処理方式 好希釈：好気性処理のうち希釈ばっ気・活性汚泥処理方式
 標脱：標準脱窒素処理方式(旧低二段) 高負荷：高負荷脱窒素処理方式 膜分離：膜分離処理方式
 焼却：焼却処理方式 下水投入：下水投入方式 一次処理：一次処理後に下水道に放流

一般廃棄物最終処分場 その1

(平成26年3月現在)

NO	保健所等	市町名 一部事務組合名	埋立地名	所在地	埋立 場所	埋立 開始年	埋立終了 予定年	総面積 (㎡)	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	残存容量 (㎡)	備考
1		岩国市	岩国市日の出最終処分場	岩国市日の出町2-70	平地	平成14年	平成60年	41,000	19,000	100,500	73,352	
2	岩国	〃	岩国市玖珂不燃物処理場	岩国市玖珂町字長野	山間	昭和53年	平成25年	13,154	2,500	9,065	5,256	
3		〃	岩国市周東埋立処分地	周東町大字三瀬川1782	山間	昭和59年	平成29年	8,427	4,700	20,400	9,708	
4		和木町	和木町一般廃棄物最終処分場	和木町大字関ヶ浜字豊年	山間	平成6年	平成90年	15,300	9,350	60,000	29,905	
5		柳井市	柳井市不燃物処理場	柳井市大字柳井宮本塩浜1518-1	海面	昭和63年	平成27年	55,907	46,594	166,087	88,428	
6		熊南総合事務組合	資源活用センター①	平生町大字曾根433-4,5	平地	昭和56年	平成32年	12,000	4,765	19,060	11,957	
7		〃	資源活用センター②	平生町大字曾根433-6,428-3	平地	平成16年	平成30年	5,398	5,398	18,893	6,493	
8	柳井	周防大島町	周防大島町環境センター最終処分場	周防大島町大字西安下庄字犬泊り3720-1	山間	平成20年	平成35年	3,200	3,200	16,000	14,657	
9		〃	東和不燃物処理場	周防大島町大字外入483外ノ筆	山間	昭和55年	平成31年	7,756	5,420	24,160	1,825	
10		〃	東和瓦処分場	周防大島町大字和田299番地外3筆	山間	平成6年	平成31年	1,747	989	2,470	200	
11		〃	橋不燃物処理場	周防大島町大字西安下庄字蒲ヶ浦1317-2	山間	平成10年	平成31年	1,268	777	2,200	228	
12		周南市	周南市桑原不燃物処分場	周南市大字戸田1788	平地	平成3年	平成25年	99,021	99,000	549,500	5,437	
13		〃	周南市鹿野一般廃棄物最終処分場	周南市大字鹿野下字中木谷の谷	山間	平成16年	平成26年	931	805	6,840	4,987	
14	周南	〃	徳山下松港新南陽N7地区最終処分場	周南市大字富田字西ノ嶋593地先公有水面	海面	平成26年	平成35年	38,676	38,676	70,000	70,000	
15		周南東部環境施設組合	後畑不燃物処理場(第3期)	光市大字岩田1412	山間	平成22年	平成42年	13,575	13,575	113,922	101,155	
16		防府市	防府市一般廃棄物最終処分場	防府市大字田島477	山間	平成8年	平成38年	92,400	30,600	316,000	100,405	
17		山口市	山口市神田一般廃棄物最終処分場	山口市大字矢田1357-3	山間	平成3年	平成26年	78,595	29,600	341,850	13,433	
18		〃	山口市青江一般廃棄物最終処分場	山口市秋穂青江	海面	昭和47年	平成47年	46,441	46,441	225,505	55,649	
19	山口	〃	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場	山口市小郡上郷字松坂1167	山間	平成2年	平成74年	33,800	17,900	66,000	45,980	
20		〃	山口市岡山最終処分場	山口市阿知須649-43	山間	昭和42年	平成22年	12,600	1,630	4,614	365	
21		〃	阿東町一般廃棄物最終処分場	山口市阿東町大字蔵目喜字後谷867	山間	平成12年	平成26年	22,000	6,500	26,000	19,613	

一般廃棄物最終処分場 その2 (平成26年3月現在)

NO	保健所等	市 町 名 一部事務組合名	埋立地名	所在地	埋立 場所	埋立 開始年	埋立終了 予定年	総面積 (㎡)	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	残存容量 (㎡)	備考
22		宇 部 市	宇部市一般廃棄物最終処分場	山陽小野田市大字小野田 字末広7525-2	海面	平成20年	平成35年	93,726	93,726	131,300	110,339	
23		山陽小野田市	山陽小野田市環境衛生センター (最終埋立処分場)	山陽小野田市大字小野田 字末広7525-2	平地	昭和61年	平成27年	13,000	13,000	54,400	2,317	休止
24		〃	山陽小野田市環境衛生センター (一般廃棄物最終処分場)	山陽小野田市大字小野田 字末広7525-2	平地	平成13年	平成37年	15,000	15,000	60,000	17,059	
25	宇部	〃	山陽小野田市清掃工場(山陽処分場)	山陽小野田市大字植生字 嶽地内	山間	平成2年	平成27年	12,200	7,200	38,000	9,454	
26		美 祿 市	美祿市一般廃棄物最終処分場	美祿市大瀬町奥畑	山間	平成12年	平成27年	18,000	4,500	22,000	13,066	
27		〃	美祿市美東一般廃棄物最終処分場	美祿市美東 大字 赤 3214	山間	平成2年	平成31年	4,200	2,800	16,000	7,594	
28	長門	長 門 市	長門市一般廃棄物最終処分場	長門市西深川603-7	山間	平成17年	平成32年	31,000	3,300	13,000	8,838	
29		萩 市	大井不燃物埋立処理場	萩市大井字一の谷1163-1	山間	平成元年	平成33年	35,000	15,500	146,000	29,674	
30		〃	見島不燃物埋立処分場	萩市見島字まぜ	山間	昭和50年	平成62年	10,765	10,000	54,000	4,435	
31		〃	大島不燃物埋立処分場	萩市大島字長磯32	山間	昭和49年	平成60年	13,569	1,526	7,000	2,552	
32		〃	相島不燃物埋立処分場	萩市相島字入海627	山間	平成3年	平成60年	6,622	595	1,800	1,373	
33	萩	〃	田万川不燃物埋立地	萩市大字下田万981-8	山間	昭和40年	平成25年	7,100	3,800	13,610	923	
34		〃	田万川一般廃棄物最終処分場	萩市大字下田万3794-1	山間	平成11年	平成32年	3,530	980	5,100	5,028	
35		〃	長者原最終処分場	萩市大字吉部下1645	山間	昭和52年	平成27年	5,659	5,659	31,000	21,800	
36		〃	須佐一般廃棄物最終処分場	萩市大字須佐393-1	山間	昭和45年	平成54年	14,700	14,700	189,086	26,428	
37	下関市	下 関 市	吉母管理場	下関市大字吉母字舟頭 332-1 地先	海面	昭和61年	平成29年	288,043	58,200	1,224,297	267,930	
38		〃	クリーンセンター-響最終処分場	下関市豊浦町宇賀犬鳴 3528-12	山間	昭和63年	平成28年	8,250	6,600	49,500	11,112	
								1,169,985	644,506	4,215,159	1,198,955	

平成26年3月末現在、搬入中の埋立処分地は38施設

(2) 一般廃棄物のごみ排出量及び処理量
 一般廃棄物のごみ排出量 (平成25年度実績)

市町名	総人口 (人)	ごみ		市 町 収 入 量						市 町 搬 入 量			形 態 別 ご み 搬 入 量			
		計画収集 人 口	自家 処理 人口	混合 ごみ	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	ご み 収 集 量		合計 t/年	直接 搬入量 t/年	合計 t/年	自家 処理量 t/年	生活系 ごみ t/年	事業系 ごみ t/年	合計 t/年
								粗大 ごみ	その他							
1 下関市	278,283	278,283	0	0	77,203	0	12,424	45	2,390	92,062	10,947	103,009	0	61,710	41,299	103,009
2 宇部市	172,184	172,184	0	0	31,606	1,583	6,282	7	174	39,652	24,857	64,509	0	39,652	24,857	64,509
3 山口市	195,405	195,405	0	0	53,529	3,134	4,473	74	100	61,310	13,919	75,229	0	49,143	26,086	75,229
4 萩 市	52,031	52,028	3	0	10,407	1,035	2,045	25	103	13,615	8,562	22,177	3	14,899	7,278	22,177
5 防府市	118,075	118,075	0	0	36,889	762	810	0	0	38,461	11,970	50,431	0	30,105	20,326	50,431
6 下松市	56,304	56,304	0	0	14,193	1,040	4,288	0	1,074	20,595	1,580	22,175	0	14,793	7,382	22,175
7 岩国市	143,489	143,489	0	0	33,386	364	10,654	24	179	44,607	3,412	48,019	0	34,484	13,535	48,019
8 光市	53,551	53,551	0	0	11,857	543	3,435	0	1,766	17,601	917	18,518	0	15,099	3,419	18,518
9 長門市	36,951	36,951	0	0	7,649	324	2,798	0	298	11,069	5,262	16,331	0	11,540	4,791	16,331
10 柳井市	34,291	34,291	0	0	11,384	1,010	883	10	14	13,301	2,071	15,372	0	9,135	6,237	15,372
11 美祇市	27,260	27,242	18	0	6,273	134	1,008	0	28	7,443	1,131	8,574	5	7,917	657	8,574
12 周南市	149,981	149,981	0	0	34,171	1,191	10,090	657	254	46,363	2,804	49,167	0	37,682	11,485	49,167
13 山陽小野 田市	65,012	65,010	2	0	14,541	446	2,621	184	68	17,860	8,521	26,381	1	20,100	6,281	26,381
14 周防大島 町	18,616	18,616	0	0	3,438	69	632	9	0	4,148	1,307	5,455	0	4,187	1,268	5,455
15 和木町	6,533	6,533	0	0	948	0	417	38	11	1,414	136	1,550	0	1,550	0	1,550
16 上関町	3,308	3,308	0	0	813	19	263	0	5	1,100	34	1,134	0	1,132	2	1,134
17 田布施町	16,045	16,045	0	0	3,709	99	649	0	1	4,458	460	4,918	0	4,244	674	4,918
18 平生町	12,874	12,874	0	0	4,203	168	524	0	0	4,895	295	5,190	0	3,971	1,219	5,190
19 阿武町	3,681	3,681	0	0	646	36	171	0	14	867	11	878	0	842	36	878
市計	1,382,817	1,382,794	23	0	343,088	11,566	61,811	1,026	6,448	423,939	95,953	519,892	9	346,259	173,633	519,892
町計	61,057	61,057	0	0	13,757	391	2,656	47	31	16,882	2,243	19,125	0	15,926	3,199	19,125
県合計	1,443,874	1,443,851	23	0	356,845	11,957	64,467	1,073	6,479	440,821	98,196	539,017	9	362,185	176,832	539,017

一般廃棄物のごみ排出量及び処理状況（平成25年度実績）

市町名	①総人口 人	ごみ総排出量			④計 t/年	⑤直接焼却 処理量 t/年	⑥焼却以 外の中間 処理量 t/年	⑦直接埋 立処分量 t/年	⑧市町 資源化量 t/年	⑨自家 処理量 t/年	⑩総資 源化量 t/年	⑪1人・1日 当たりの 総排出量 g/人・日	⑫リサイ クル率 %	⑬資源 化率 %	⑭直接 焼却率 %	⑮直接 埋立 処分率 %
		②ごみ排 出量 t/年	③資源 ごみ・集団 回収量 t/年	④計 t/年												
1 下関市	278,283	103,009	5,055	108,064	78,538	17,458	1,292	25,472	0	30,527	1,064	28.3	24.8	76.3	1.3	
2 宇部市	172,184	64,509	2,588	67,097	53,619	7,696	680	17,727	0	20,315	1,068	30.3	27.5	83.1	1.1	
3 山口市	195,405	75,229	1,944	77,173	61,099	8,374	833	23,375	0	25,319	1,082	32.8	31.1	81.2	1.1	
4 萩市	52,031	22,177	598	22,775	14,535	3,843	0	7,198	3	7,796	1,199	35.1	33.3	67.2	0.0	
5 防府市	118,075	50,431	906	51,337	45,764	2,941	364	3,305	0	4,211	1,191	8.2	6.6	90.7	0.7	
6 下松市	56,304	22,175	210	22,385	16,837	2,625	1,056	6,192	0	6,402	1,089	28.6	27.9	75.9	4.8	
7 岩国市	143,489	48,019	312	48,331	33,891	8,262	1,060	12,568	0	12,880	923	26.6	26.2	70.6	2.2	
8 光市	53,551	18,518	817	19,335	14,521	2,531	550	4,860	0	5,677	989	29.4	26.2	78.4	3.0	
9 長門市	36,951	16,331	0	16,331	12,562	1,311	0	4,738	0	4,738	1,211	29.0	29.0	76.9	0.0	
10 柳井市	34,291	15,372	642	16,014	13,038	623	1,249	2,537	0	3,179	1,279	19.9	16.5	84.8	8.1	
11 美祿市	27,260	8,574	108	8,682	0	7,533	320	8,128	5	8,236	873	94.4	94.3	0.0	3.7	
12 周南市	149,981	49,167	843	50,010	28,401	15,934	277	21,786	0	22,629	914	45.3	44.3	57.8	0.6	
13 山陽 小野田市	65,012	26,381	577	26,958	20,983	2,228	1,187	5,716	1	6,293	1,136	23.3	21.7	79.5	4.5	
14 周防 大島町	18,616	5,455	155	5,610	4,706	669	80	1,176	0	1,331	826	23.7	21.6	86.3	1.5	
15 和木町	6,533	1,550	0	1,550	1,012	396	19	551	0	551	650	35.0	35.0	64.3	1.2	
16 上関町	3,308	1,134	0	1,134	833	52	19	263	0	263	939	25.5	25.5	80.8	1.8	
17 田布施町	16,045	4,918	117	5,035	4,039	879	0	1,176	0	1,293	860	25.7	23.9	82.1	0.0	
18 平生町	12,874	5,190	13	5,203	4,488	702	96	1,101	0	1,114	1,107	21.0	20.8	84.9	1.8	
19 阿武町	3,681	878	0	878	657	221	0	253	0	253	653	28.8	28.8	74.8	0.0	
市計	1,382,817	519,892	14,600	534,492	393,788	81,359	8,868	143,602	9	158,202	1,059	29.6	27.7	75.8	1.7	
町計	61,057	19,125	285	19,410	15,735	2,919	214	4,520	0	4,805	871	24.7	23.6	82.2	1.1	
県合計	1,443,874	539,017	14,885	553,902	409,523	84,278	9,082	148,122	9	163,007	1,051	29.5	27.5	76.1	1.7	

(3) し尿処理の状況

水洗化の状況（平成25年度実績）

市町名	総人口		非水洗化人口		水洗化人口		浄化槽				水洗化率	
	総人口	水洗化人口	計画収集	自家処理	公共下水道	コミュニティプラント	浄化槽		単独処理	水洗化率	水洗化率 (単独処理除く)	
							合併処理	単独処理				
1 下関市	278,283	21,152	20,654	498	194,284	0	62,847	28,539	34,308	92.40	80.07	
2 宇部市	172,184	20,243	20,203	40	121,123	0	30,818	23,497	7,321	88.24	83.99	
3 山口市	195,405	22,601	21,921	680	115,421	0	57,383	54,653	2,730	88.43	87.04	
4 萩市	52,031	4,249	3,528	721	18,286	0	29,496	14,039	15,457	91.83	62.13	
5 防府市	118,075	12,469	12,469	0	66,159	0	39,447	29,993	9,454	89.44	81.43	
6 下松市	56,304	3,004	2,924	80	44,961	0	8,339	2,562	5,777	94.66	84.40	
7 岩国市	143,489	10,724	8,982	1,742	42,257	0	90,508	46,456	44,052	92.53	61.83	
8 光市	53,551	6,080	5,940	140	39,452	0	8,019	3,539	4,480	88.65	80.28	
9 長門市	36,951	6,012	5,517	495	15,600	0	15,339	13,858	1,481	83.73	79.72	
10 柳井市	34,291	5,046	4,507	539	9,841	0	19,404	10,219	9,185	85.28	58.50	
11 美祿市	27,260	5,307	4,776	531	9,372	81	12,500	7,016	5,484	80.53	60.41	
12 周南市	149,981	10,227	8,857	1,370	121,167	0	18,587	12,409	6,178	93.18	89.06	
13 山陽小野田市	65,012	11,654	11,654	0	30,126	0	23,232	18,188	5,044	82.07	74.32	
14 周防大島町	18,616	6,159	5,323	836	2,456	0	10,001	4,589	5,412	66.92	37.84	
15 和本町	6,533	4	4	0	6,497	0	32	2	30	99.94	99.48	
16 上関町	3,308	2,140	2,133	7	1,168	0	1,168	464	704	35.31	14.03	
17 田布施町	16,045	1,618	1,583	35	6,767	0	7,660	6,809	851	89.92	84.61	
18 平生町	12,874	1,749	1,749	0	6,576	0	4,549	2,575	1,974	86.41	71.08	
19 阿武町	3,681	436	332	104	0	0	3,245	3,245	0	88.16	88.16	
市計	1,382,817	138,768	131,932	6,836	828,049	81	415,919	264,968	150,951	89.96	79.05	
町計	61,057	12,106	11,124	982	22,296	0	26,655	17,684	8,971	80.17	65.48	
県合計	1,443,874	150,874	143,056	7,818	850,345	81	442,574	282,652	159,922	89.55	78.47	

※水洗化率 = (水洗化人口 / 総人口) × 100

※水洗化率(単独処理除く) = ((水洗化人口 - 単独処理浄化槽人口) / 総人口) × 100

し尿処理の状況（平成25年度実績）

市町名	し尿処理の内訳												合計					し尿処理残渣の処理の内訳					資源化量 (搬出先での資源化を 除く) t/年
	し尿処理施設			下水道処理			その他			し尿 KL/年	汚泥 KL/年	合計 KL/年	焼却 処理 t/年	堆肥 化 t/年	農地 還元 t/年	直接 埋立 t/年	その他 t/年	合計 t/年					
	し尿 KL/年	汚泥 KL/年	合計 KL/年	し尿 KL/年	汚泥 KL/年	合計 KL/年	し尿 KL/年	汚泥 KL/年	合計 KL/年														
																			し尿 KL/年	汚泥 KL/年	合計 KL/年		
1 下関市	13,982	60,266	74,248	0	0	0	0	0	0	0	0	13,982	60,266	74,248	0	0	0	63	0	63	1,143		
2 宇部市	16,643	31,380	48,023	0	0	0	0	0	0	0	0	16,643	31,380	48,023	0	0	0	0	1,044	1,044	0		
3 山口市	16,035	41,501	57,536	0	0	0	0	0	0	0	0	16,035	41,501	57,536	54	367	4	9	1,404	1,838	0		
4 萩市	5,198	1,345	6,543	0	14,060	14,060	0	0	0	0	0	5,198	15,405	20,603	56	0	0	0	0	0	56	0	
5 防府市	7,541	37,931	45,472	0	0	0	0	0	0	0	0	7,541	37,931	45,472	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 下松市	3,563	1,629	5,192	0	0	0	0	0	0	0	0	3,563	6,985	10,548	0	0	183	43	0	226	0		
7 岩国市	8,423	43,877	52,300	0	0	0	0	0	0	0	0	8,423	43,877	52,300	1,909	109	0	0	2	2,020	0		
8 光市	2,171	11,378	13,549	0	0	0	0	0	0	0	0	2,171	11,378	13,549	0	22	0	0	0	22	22		
9 長門市	1,962	2,102	4,064	415	2,682	3,097	0	915	915	0	0	2,377	5,699	8,076	2	0	0	0	0	2	0		
10 柳井市	5,181	14,695	19,876	0	0	0	0	0	0	0	0	5,181	14,695	19,876	67	601	0	0	0	668	0		
11 美祿市	4,732	11,856	16,588	0	0	0	0	0	0	0	0	4,732	11,856	16,588	0	0	0	2	658	660	0		
12 周南市	765	1,586	2,351	7,664	10,694	18,358	0	0	0	0	0	8,429	12,280	20,709	24	0	0	0	0	24	1		
13 山陽小野田市	16,169	17,714	33,883	0	0	0	0	0	0	0	0	16,169	17,714	33,883	0	0	0	0	0	0	0		
14 周防大島町	3,349	12,137	15,486	0	0	0	0	0	0	0	0	3,349	12,137	15,486	6	548	0	2	0	556	0		
15 和木町	2	12	14	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12	14	0	0	0	0	0	0	0		
16 上関町	1,273	1,088	2,361	0	0	0	0	0	0	0	0	1,273	1,088	2,361	8	72	0	0	0	80	0		
17 田布施町	1,901	4,663	6,564	0	0	0	0	0	0	0	0	1,901	4,663	6,564	23	199	0	0	0	222	0		
18 平生町	1,547	2,794	4,341	0	0	0	0	0	0	0	0	1,547	2,794	4,341	15	131	0	0	0	146	0		
19 阿武町	139	1,461	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	139	1,461	1,600	18	0	0	0	0	18	0		
市計	102,365	277,260	379,625	8,079	27,436	35,515	0	6,271	6,271	0	6,271	110,444	310,967	42,141	2,112	1,099	187	117	3,108	6,623	1,166		
町計	8,211	22,155	30,366	0	0	0	0	0	0	0	0	8,211	22,155	30,366	70	950	0	2	0	1,022	0		
県合計	110,576	299,415	409,991	8,079	27,436	35,515	0	6,271	6,271	0	6,271	118,655	333,122	451,777	2,182	2,049	187	119	3,108	7,645	1,166		

2. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物処理施設設置状況

産業廃棄物処理業者事業場所在地別件数

(平成27年3月31日現在)

保健所	産業廃棄物処理業					特別管理産業廃棄物処理業					産業廃棄物再生利用業		
	収集 運搬業	処 分 業				収集 運搬業	処 分 業				再生輸 送業	再生活 用業	計
		(中間 処理)	(最終 処分)	(中間・ 最終)	計		(中間 処理)	(最終 処分)	(中間・ 最終)	計			
岩国	212	25	5	2	32	28	1			1		1	1
柳井	122	11		2	13	5						1	1
周南	430	40	5	4	49	49	6			6		3	3
山口	480	37	3	6	46	17					1	6	7
宇部	470	42	5	10	57	51	6		1	7	1	3	4
長門	36	3	3	2	8								
萩	64	9	3	1	13	3	1			1		2	2
下関市	220	8			8	23						1	1
県 外	1,137	5			5	281							
計	3,171	180	24	27	231	457	14		1	15	2	17	19

(注) 産業廃棄物再生利用業とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第9条第2号及び同第10号の3第2号に基づき県知事の指定を受けた者を示す。

産業廃棄物処理施設（令第7条1～14号）設置状況

(平成27年3月31日現在)

施設の種類の 保健所等	岩 国	柳 井	周 南	山 口	宇 部	長 門	萩	下関市	県 庁	計
	汚泥の脱水施設	10		13	1	23			10	6
汚泥の乾燥施設	1		3							4
汚泥の焼却施設	2		10	1	9		1			23
廃油の油水分離施設	1				2			1		4
廃油の焼却施設	1	2	24	1	10		1			39
廃酸・廃アルカリの中和施設			1		2					3
廃プラスチック類の破砕施設	4	2	13	4	18		4	4		49
廃プラスチック類の焼却施設	1		11	1	7		1			21
木くず、がれき類の破砕施設	21	18	43	41	45	6	9	41	8	232
有害汚泥の固形化施設					1					1
シアン化合物分解施設					1			2		3
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設					2					2
産業廃棄物の焼却施設	4	2	9		10		1	5		31
産業廃棄物の 最終処分場	遮断型									0
	安定型	5	2	11	9	14	4	4	7	56
	管理型	1		1	2	7		2		13
	小計	6	2	12	11	21	4	4	9	69
計	51	26	139	60	151	10	21	72	14	544

産業廃棄物の発生及び処理状況 (その2) (平成25年度実績)

(単位: t/年)

区 分 種 類	その他量		委託処理量		委託中間処理量										最終処分量				資源化量		
	(J) (E5+G5)	(K) (OHL)	(処理主体の内訳)		(処理主体の内訳)		(処理主体の内訳)		(処理主体の内訳)		(委託処理後の処理内訳)		(Q) (H+O+M2)	(処理主体の内訳)		(S) (B+R)					
			業者	自治体	業者	自治体	県内	県外	県内	県外	(M1)	(M2)		事業者	自治体						
																	(O1)	(O2)	(L1)	(L2)	(L3)
(O)	(O1)	(O2)	(L)	(L1)	(L2)	(L3)	(L4)	(M)	(M1)	(M2)	(Q)	(Q1)	(Q2)	(Q3)							
合計	188	3294234	202064	201993	71	118426	83638	3092170	3091039	1130	2656074	436096	2343505	2245274	97232	332397	33101	71	299225	4430529	94209
燃え殻		69804	4626	4626		4476	150	65179	65179		53761	11417	65179	65073	105	4794	63		4731	543794	94209
汚泥	86	668018	68026	68026		39226	28800	599974	599974	17	557151	42841	90103	85711	4392	72525	107		72418	327994	94209
有機性汚泥	86	273189	25351	25351		25313	38	247838	247820	17	230513	17325	32115	29467	2648	27999			27999	32794	94209
無機性汚泥		394829	42675	42675		13913	28762	352154	352154		326638	25516	57988	56244	1744	44526	107		44419	511000	94209
廃油	0	50856						50856	50806	50	12789	38067	12713	10493	2220	2220				14607	94209
一般廃油	0	23534						23534	23534		6765	16769	8094	7964	129	129				11087	94209
廃溶剤		4849						4849	4849		3601	1248	1321	1199	123	123				2141	94209
固形油		285						285	285		274	11	87	83	4	4				83	94209
油付着物等		2549						2549	2549		1159	1390	911	820	91	91				832	94209
油付着物等		19638						19638	19588	50	990	18648	2300	427	1873	1873				1873	464
廃油	0	25124						25124	25124		12387	12737	4503	4329	174	174				14129	94209
廃アルカリ	0	52709						52709	52709		9847	42862	5375	4181	1195	1195				1195	5784
廃プラスチック類	48	185387	4144	4109	35	3595	549	181243	180298	946	159250	21993	158528	135576	22952	27176	81	35	27060	143978	94209
廃プラスチック	47	180914	4144	4109	35	3595	549	176770	175824	946	158027	18743	154054	131105	25949	27174	81	35	27058	139033	94209
廃タイヤ	1	4473						4473	4473		1223	3250	4473	4471	2	2				4946	94209
紙くず		5472	53	53		53		5419	5360	59	4881	538	5157	5019	138	191				8901	94209
木くず		129442	469	469		469		128973	128917	57	118590	10383	126749	124781	1967	2436				125819	94209
繊維くず		1720	6	6		6		1713	1712		1704	9	1257	1197	60	67				67	1197
動物性廃棄物		32216	352	352		352		31864	31864		24443	7421	30220	30194	26	378				378	30660
動物系固形不要物		1529						1529	1529		1441	88	153	153	153	153				153	30660
ゴムくず		482						482	482		449	33	480	447	32	32				32	450
金属くず	49	117524	309	309	0	309		117215	117215		73928	43287	105956	102822	3134	3450	7	0	3443	913454	94209
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5	160989	11928	11926	1	11798	130	149062	149062	0	135930	13131	148269	125184	23085	35085	72	1	35011	143829	94209
鉄さい		95672	77343	77315	28	31144	46198	18329	18329		6122	12207	18329	17882	447	82319	4529	28	77762	187735	94209
かたき類		1003809	15965	15959	6	15948	16	987844	987844		961658	26186	948607	925859	22748	49297	10584	6	38707	927568	94209
コンクリート片		597896	3974	3974		3957	16	593922	593922		570595	23327	556058	550440	5618	9607	15		9592	552149	94209
廃アスファルト		373916	368	362	6	368		373548	373548		372192	1356	372361	370491	1870	2238	6		2232	370491	94209
その他		31997	11623	11623		11623		20374	20374		18872	1502	20188	4928	15260	37452	10569		26883	4928	94209
動物のふん尿		944						944	944		944		776	776						365222	94209
動物の死体		587867	8312	8312		7629	683	579354	579354		482391	96963	579354	579336	18	25988	17658		8330	825527	94209
ばいじん		14470	2189	2189	1	2135	54	12280	12280		10332	1948	10556	2144	8412	10602	1		10601	2144	94209
混合物		13253	2143	2142	1	2133	10	11111	11111		9293	1818	9594	1904	7689	9832	1		9831	1904	94209
安定型混合廃棄物		1216	47	47		47		1169	1169		1039	130	962	239	770	770				239	94209
管理型混合廃棄物		52642	986	986		986		51855	51855		18512	33143	19458	15500	3958	4945			4945	25712	94209
その他産業廃棄物		5447						5447	5447		5418	29	661	622	39	39				622	94209
感染性廃棄物		32311	7355	7355		7039	317	24955	24955		4143	20812	11124	9148	1976	9331			9331	36408	94209
特定有害産業廃棄物																					36408

産業廃棄物の発生及び処理状況（業種別）その1（平成25年度実績）

(その1)

(単位: t/年)

区 分 種 類	発生量			有償物量			排出量			自己中間処理後量			自己未処理量			搬出量			自己最終処分量									
	(A) (B+C)	(B)	(C) (D+G)	(D)	(E)	(E1)	(自己中間処理後量の処理内訳)		(E2)	(E3)	(E4)	(E5)	(自己未処理の処理内訳)			(G)	(G1)	(G2)	(G3)	(G4)	(G5)	(H) (I+K+J)	(I) (E2+G2)					
							再生利用量	自己最終 処分量					委託中間 処理量	委託直接 最終処分量	その他量									再生利用量	自己最終 処分量	委託中間 処理量	委託直接 最終処分量	その他量
合計	7,972,351	954,235	7,018,116	3,968,756	1,508,183	1,140,177	28,227	233,510	106,183	86	3,049,360	89,843	4,874	2,958,660	95,881	102	3,327,523	33,101	33,101	33,101	33,101							
農業	388,132	2	388,132	386,909	385,227	385,227							1,223	1,178	45	1,223	2											
林業	150	150	150	91	86					86			2			2												
漁業	21,702	1,841	19,861	15,683	7,214				7,214				59	37	21	145												
鉱業	1,524,738	25	1,524,713	289,053	288,517	241,672		46,844	1				4,178	4,164	13	11,391												
建設業	4,053,732	881,462	3,172,270	2,228,154	782,126	510,512	28,227	144,419	98,968				944,116	889,783	46,070	1,212,181												
製造業	118,146	1,641	116,504	76,734	7,291	1,187		6,103					39,770	38,817	412	45,332												
食料品製造業	28,941	1,253	27,689	27,557	2,756			2,756					132	132		2,887												
飲料、たばこ・煙草製造業	2,188	82	2,106										2,106	2,106		2,106												
繊維工業	19,983	1	19,982	2,312	32			32					17,670	17,670		17,670												
衣服	14,419	587	13,833	11,883	74			74					1,950	1,703	247	2,024												
木材・木製品製造業(家具を 除く)	342	56	285										285	267	18	285												
家具・装飾品製造業	369,740	741	368,999	334,852	4,319	10		4,309					34,348	32,189	243	36,741												
パルプ・紙・紙加工品製造業	2,254	1,384	871										871	871		871												
印刷・同関連業	1,567,911	51,541	1,516,370	1,193,982	383,414	262,121		93,327	27,967				322,389	318,420	3,173	443,071												
化学工業	36,597	1,833	34,764	7,078	1,397			1,397					27,686	27,634	21	29,052												
石油製品・石炭製品製造業	4,740	2,081	2,659	14	1								2,646	2,531	114	2,846												
プラスチック製品製造業	35,573	3878	31,694										31,694	31,199	46	31,246												
ゴム製品製造業	168,112	6,872	161,240	70,016	39,422	24,353		15,069					91,223	88,277	2,945	106,291												
窯業・土石製品製造業	691,447	124,252	567,194	450,021	330,863	222,612		90,23	71,001				117,173	79,762	37,411	225,425												
鉄鋼業	44,688	6,661	38,027	11,811	7,826			7,826					26,216	26,169	47	34,042												
非鉄金属製造業	32,739	9,984	22,755	12,997	3,014	228		2,786					9,758	9,555	203	12,544												
金属製品製造業	66,310	48,809	17,501										17,501	16,989	459	17,501												
一般機器	856	97	759										759	759		759												
電気機械器具製造業	8	8											8	2	6	8												
情報通信機械器具製造業	104,569	1,498	103,071	9,868	937								93,704	93,268	436	94,640												
電子部品・デバイス・電子回 路製造業	743,372	617,896	125,476	19,730	781			781					105,746	101,024	246	106,526												
輸送用機械器具製造業	529	164	365										365	325	40	365												
精密機器	266	149	117	0	0			0					117	115	2	117												
その他の製造業	1,911,785	67,567	1,844,218	1,047,971	44,137	2,682		41,455					796,247	704,106	6,489	762,209												
電気・水道業	546,570	67,548	479,022	31,379	2,739	2,642		97					447,843	355,518	6,473	382,248												
電気業	71	19	52										52	39	13	52												
上下水道業	235,681		235,681	13,937	1,611			1,611					221,744	221,740	3	223,354												
下水道業	1,129,463		1,129,463	1,002,655	39,787	40		39,747					129,808	129,808		166,555												
情報通信業	38		38										38	38		38												
運輸業・郵便業	14,488	2,361	12,127										12,127	11,515	67	11,582												
卸売業・小売業	14,536	124	14,412	792	792			792					13,620	13,293	220	14,306												
金融業・保険業	23	23											23	23		23												
不動産業・物品賃貸業	281	43	239										239	239		239												
宿泊業・飲食サービス業	5,559	5,559											5,559	5,559		5,559												
医療、福祉	12,406	12,406		0	0			0					12,406	12,405	1	12,406												
サービス業	24,780	811	23,968	102	85	84		0					23,866	13,895	9,783	23,715												

3. 目標設定の考え方（補足説明資料）

目標項目

第2次計画：25項目		第3次計画：27項目	
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマー認定者数 ・家畜排せつ物の堆肥化導入箇所数 ・環境保全率先行動計画策定団体の割合 ・公共関係と広域最終処分場の整備 	➔	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・海岸清掃活動参加人数 ・環境学習参加人数 ・家畜排せつ物に由来する堆肥量 ・バイオマス（発電）の導入 ・バイオマス（熱利用）の導入 ・災害廃棄物処理計画の策定市町数
	新規		

一般廃棄物の減量に関する目標（4項目）

区分	第2次計画		第3次計画	
	目標 H27年度	予測 H32年度	目標 H32年度	設定根拠
総排出量	546千トン	517千トン	510千トン	1人1日当たりの家庭排出ごみ量の目標（520g/人・日）から設定
リサイクル率 （再生利用量）	40% （220千トン）	32.3% （167千トン）	35% （179千トン）	市町の一般廃棄物処理計画、家庭排出ごみ量の削減、焼却灰のセメント原料化等の動向から設定**
減量化量	288千トン	317千トン	304千トン	
最終処分量	38千トン	33千トン	27千トン	市町の一般廃棄物処理計画、家庭排出ごみ量の削減、焼却灰のセメント原料化等の動向から設定
1人1日当たりの 家庭排出ごみ量*	520g/人・日	558g/人・日	520g/人・日	第2次計画の目標、国循環計画の削減率（年間削減率1%）***等から設定

注) * 家庭から排出されるごみのうち、資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算

** 第2次計画の目標40%は、民間業者による資源化量も推計の上で設定していたが、県民（消費者）のリサイクル意識の浸透や事業者の取組が進んだことにより、スーパーの店頭回収等民間の資源化ルートがさらに広域化・複雑化したことから、行政が把握可能な一般廃棄物のリサイクル率として再定義した。

*** 一般廃棄物の減量に関する目標設定においては、今後想定される人口減少の量的・質的影響を考慮することが重要である。平成25年度から、32年度までに、県内の人口は-7%強と大きく減少することが想定され、高齢化や世帯人数の減少、独居世帯の増加など、ごみ排出特性に影響を及ぼす変化も想定される。1人1日当たりの家庭排出ごみ量は、横ばいから増加で推移することが見込まれるが、国の第2次循環計画と第3次循環計画から想定される平成27年度から32年度の本指標の削減率（年間△1%）を新たな施策による削減の目標として用いて目標を設定した。

産業廃棄物の減量に関する目標（3項目）

区分	第2次計画		第3次計画	
	目標 H27年度	予測 H32年度	目標 H32年度	設定根拠
排出量	8,097千トン	7,898千トン	7,850千トン	予測値（景気等考慮）に事業者や行政の取組による削減分*を考慮して設定
リサイクル率 （再生利用量）	56% （4,573千トン）	55.5% （4,384千トン）	56% （4,396千トン）	予測値、第2次計画の目標を考慮して設定
減量化量	3,167千トン	3,180千トン	3,124千トン	
最終処分量	356千トン	333千トン	330千トン	予測値（景気等考慮）に事業者や行政の取組による削減分*を考慮して設定

注) * 第2次計画の期間における産業廃棄物の排出量は2.5%減少しているが、この期間の県内総生産は1.8%減少している。経済動向と密接に関係していると考えられる産業廃棄物の排出が、県内総生産の減少率よりも大きな減少率であったことを、事業所の取組や行政の各種施策の影響（効果）とみなして、平成32年度の予測値（主に経済動向から推計）にその差分0.7ポイントを考慮して目標を設定した。最終処分量も同様とした。

県民・3R県民運動に係る目標（4項目）

区 分	第2次計画	第3次計画	
	目標 H27年度	目標 H32年度	設定根拠
1人1日当たりの家庭排出ごみ量（再掲）	520g/人・日	520g/人・日	（再掲）
レジ袋辞退率	92%	92.5%	第2次計画の目標から毎年0.1%増加させるとして設定
食品ロス取組協力店舗数	100店舗	300店舗	予測値、第2次計画の目標を考慮して設定
④河川・海岸清掃活動参加人数	（135千人）*	140千人	現状を維持向上することを考慮して設定
④環境学習参加人数	（54千人）*	66千人	県環境基本計画と整合して設定

注）*平成25年度実績

事業者に係る目標（11項目）

区 分	第2次計画	第3次計画	
	目標 H27年度	目標 H32年度	設定根拠
優良産廃処理業者認定割合	10%	10%	第2次計画の目標が未達成のため継続して設定
エコ・ファクトリー認定事業所数（累計）	100事業所	100事業所	第2次計画の目標が未達成のため継続して設定
山口県認定リサイクル製品認定数（累計）	350製品	500製品	現状と過去の認定数から推計して設定
生ごみリサイクル量	5千トン	45千トン	産廃実態調査や生ごみリサイクルに取り組む事業者、市町の計画等を考慮して設定
建設廃棄物のリサイクル率	94%	96%	国の目標を考慮して設定
農業用使用済廃プラのリサイクル率	53%	80%	関係団体（県農業用プラスチック適正処理推進協議会）の目標を考慮して設定
県内のISO14001・EA21認定取得事業所数	340事業所	400事業所	県環境基本計画と整合して設定
森林バイオマスエネルギー利用量（林地残材）	30千トン	55千トン	関連計画（県バイオマス活用推進計画）の目標を考慮して設定
④家畜排せつ物に由来する堆肥量	（171千トン）*	171千トン	関連計画（家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画）の目標を考慮して設定
④バイオマス（発電）の導入	（84千kW）**	100千kW	県環境基本計画の目標と新たな事業計画を考慮して設定
④バイオマス（熱利用）の導入	（113件）**	148件	県環境基本計画と整合して設定

注）*平成26年度実績 **平成25年度実績

行政（県・市町）に係る目標（5項目）

区 分	第2次計画	第3次計画	
	目標 H27年度	目標 H32年度	設定根拠
容器包装廃棄物の分別回収回収率	33.4%	41.7%	関連計画（第7期県分別収集促進計画）の目標を考慮して設定
ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率	70%	80%	市町の一般廃棄物処理計画、実態調査から推計して設定
県庁（本庁舎）から排出されるごみリサイクル率	75%	75%以上	関連計画（エコオフィス実践プラン）の目標を考慮して設定
県庁におけるグリーン製品の調達割合	98%	グリーン購入ガイドに設定	関連計画（グリーン購入ガイド）の目標を考慮して設定
④災害廃棄物処理計画の策定市町数	（2市町）*	19市町	県内全市町の策定を目標として設定

注）*平成25年度実績

4. 用語集

【用語解説】

ア行

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた環境マネジメントシステムに関する国際規格のことです。組織（企業、各種団体など）の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していくPDCAサイクルを構築することが要求されます。

あわせ産廃

市町のごみ処理施設において、一般廃棄物とあわせて処理ができる産業廃棄物のことです。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の全ての廃棄物のことで、家庭から出るごみのほか、事業活動に伴って出る紙くず、生ごみ等で業種により産業廃棄物に含まれないものをいいます。

エコアクション21（環境活動評価プログラム：EA21）

環境省が中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるようISO14001をベースに策定した、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境評価プログラムことです。

エコ・キャンパス

ごみの減量やリサイクル、省資源・省エネルギー、環境教育など環境への配慮に重点をおいた活動を行っている大学等のことです。

エコファーマー

堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式（持続性の高い農業生産方式）を自分の農業経営に導入する計画を立て、県知事に申請し、認定された農業者の愛称で、平成11年度に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」において、エコファーマーの制度ができました。

エコ・ファクトリー事業所

産業廃棄物の発生抑制や再資源化等に一定の期間以上継続して取り組み、成果を上げている県内の事業所を認定し、循環型社会の形成を推進する制度（山口県エコ・ファクトリー認定要綱：平成16年9月施行）において認定された事業所のことです。エコ・ファクトリー事業所の認定基準は、「発生抑制推進事業所」、「再資源化率達成事業所」、「その他特に優良と認められる事業所」の3つに区分されています。

NPO

Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体、民間公益組織などと訳されています。利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体であり、我が国では「非特定営利活動促進法（平成10年法律第7号）」に規定するものです。

汚泥再生処理センター

し尿や有機汚泥の処理のみならず、有効活用を図ろうとする施設のこと。汚泥再生処理センターは、従来、し尿処理施設が行ってきたし尿や浄化槽汚泥の処理に加えて、新しく家庭生ごみ、事業系食品廃棄物、ペット糞尿などを受け入れ、堆肥化・メタン醗酵などの方法によって、有機性

廃棄物が保有する化学エネルギーを有効活用しようとする施設です。し尿や有機汚泥は、メタン醗酵によってエネルギー回収（発電設備などへの供給）が図られ、消化汚泥等脱水・堆肥化処理されたものは農地へ還元されます。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄等）のことです。

力行

拡大生産者責任

生産者が、自ら生産する製品について、生産段階だけでなく、その製品が使用され廃棄された後まで、製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うことです。

加工組立型産業

自動車、テレビ、時計などの加工製品を製造する産業のことです。「日本標準産業分類（平成25年10月改定版）」では、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の7業種が該当します。

家電リサイクル法

使用済の家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）について、販売店に引取りと製造者等への引渡し、製造者等に当該品のリサイクルを義務づけた法律です。

環境マネジメントシステム（EMS）

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化された環境に関する管理システムのことです。

感染性廃棄物

医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人に感染し、または感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物のことです。

管理型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場のうち、燃え殻、汚泥、木くず、鉋さい、ばいじん等を埋立てる産業廃棄物最終処分場で、浸出水による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、しゃ水工、集水設備、浸出水処理設備等が設けられています。なお、一般廃棄物の最終処分場も同じ構造となっています。

企業ポテンシャル

その企業が有している潜在的な能力（技術力等）のことです。

基礎素材型産業

鉄、石油、木材、紙などの製品で、産業の基礎素材となる製品を製造する産業のことです。「日本標準産業分類（平成25年10月改定版）」では、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工製品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業の10業種が該当します。

グリーン購入

商品を購入する際、価格、品質、利便性、デザインだけでなく、「環境」の観点から、環境への

負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。

グリーン購入法

環境物品の調達等に関する法律の略称。国・行政団体・事業者・国民に、省エネ、リサイクル、リユース、原材料や部品の利用などで、環境に配慮した商品の購入を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会をつくることを目的としています。

グリーン購入ガイド

県における製品やサービスの調達に当たって、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその「判断の基準」や「配慮事項」並びに当該物品の調達の考え方（目標）を示しています。

グリーンコンシューマー

日々の買い物で環境への配慮を大切にしている商品や店を選び、地球環境を大切にする暮らしを創っていかこうとする人々を「グリーンコンシューマー」といいます。

グリーン製品

「山口県グリーン購入の推進指針」及び「グリーン購入ガイド（公共工事資材を含め重点的調達品目の基準等を掲載）」に規定する環境物品（環境に優しい製品）のことです。

経済的インセンティブ策

計画や目標達成のための方策の一つで、費用と便益に直接影響を与える税や報奨金等を活用して、関係者の意思決定や行動を誘因することです。計画や目標達成のための方策の一つで、費用と便益に直接影響を与える税や報奨金等を活用して、関係者の意思決定や行動を誘因することです。

元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン

県が、平成27年3月に、人口減少・少子高齢化社会等の課題に正面から向き合い、「活力みなぎる山口県」を実現するため県政の運営指針として策定したものです。

建設リサイクル法

産業廃棄物全体の排出量の約2割、最終処分量の約4割を占める建設系廃棄物について、資源としての有効利用と廃棄物の適正処理を図るため、建築物に分別解体と再資源化を義務づけた法律です。

減量化量

廃棄物を焼却や脱水等の中間処理した結果、減った重量のことです（処理前重量－処理後重量）。

ごみ処理の有料化

粗大ごみを除く生活系ごみの収集・処理について、市町が税金を使って収集・処理していた状態を、新たに排出者（家庭）から料金を徴収する方法に変更し、有料化することです。料金の徴収方法としては、市町がごみ袋を指定し（指定袋）、この指定袋に収集・処理料金を加算し、排出者が指定袋を購入する際に、料金が徴収されるという方法が一般的です。

コンポスト化

コンポスト（Compost）とは堆肥、または堆肥化手法のことで、生ごみ等の有機性物質を微生物の働きによって腐熟させることです。

サ行

最大シェア

ある経済指標（例えば、製造品出荷額等）において、対象となるものが全体の中で占める割合（占有率）が最も高いことです。

サーマルリサイクル

廃棄物として焼却した際の熱を利用する熱回収を広義のリサイクルとして、サーマルリサイクルといいます。

災害廃棄物

風水害、地震、火事等の災害時に発生する廃棄物のことです。

最終処分量

廃棄物を最終処分した量のこと、埋立処分量と海洋投棄量の合計をいいますが、海洋投棄が認められているものは非常に少ないため、一般的には埋立処分量のことです。

再生利用量（リサイクル量）

廃棄物を再生利用（リサイクル）した量のこと、そのまま直接再生利用した量（直接再生利用量等）と中間処理後に再生利用した量（中間処理後再生利用量）の合計のことです。

一般廃棄物（ごみ）の場合、

再生利用量＝直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量

産業廃棄物の場合、

再生利用量＝有償物量＋直接再生利用量＋処理後再生利用量

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域の概念です。

産学公民連携

「産学公民」とは、産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO）の各主体が互いに協力して取り組むことです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、廃棄物処理法第2条第4項に規定する20種類の廃棄物のことです。

産業廃棄物税

平成16年4月1日から「山口県産業廃棄物税条例」に基づき実施している税で、納税義務者は、産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者であり、産業廃棄物の埋立処分のために最終処分場に搬入した産業廃棄物1トンにつき1,000円を課税しています。産業廃棄物税の税収は、産業廃棄物の発生・排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理の促進のために必要な経費に使われています。

自家処理量

生ごみを自ら堆肥化して家庭菜園で使うなど、家庭から出るごみを公共の処理に出さず自ら処理する量のことです。

事業系一般廃棄物

一般廃棄物（ごみ）のうち、事業活動に伴い発生したごみのこと、事業所から出る紙くず、飲食店から出る生ごみ等のことです。

資源ごみ

再資源化することができる古紙等の紙類、空き缶等の金属類、空き瓶等のガラス類、ペットボトル等の廃プラスチックなどのことです。

資源有効利用促進法

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。「再生資源利用促進法」（1991年制定）を抜本的に改正し「資源有効利用促進法」と名称を改め、2000年に制定されました。同法は、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品などを再使用すべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定しています。「循環型社会形成推進基本法」で示された「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」という廃棄物処理の優先順位の考え方を採用しています。

自助、共助、公助

自助とは、自分でできることは自分で行うこと。共助とは、自分だけでは解決できないことについて、周囲や地域が共に助け合って行うこと。公助とは、個人や地域、民間だけでは解決できないことについて、公共（行政）が行うことです。

自然共生社会

平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」において、自然共生社会とは、「人類の生存基盤である生態系を守るという観点から、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会」としています。

自動車リサイクル法

使用済自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律のことです。リサイクル・適正処分の対象となるのは、エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト（車体に粉碎した後に残る破砕くず）、エアバッグの3種類です。リサイクル費用は自動車の所有者が負担します。費用は新車の購入時に支払うか、法律施行前に自動車を購入した人は、法律施行後初めての車検までに費用を支払うこととなります。なお、法施行に先行して、2002年10月からフロンの回収が始まっています。年間に排出される使用済自動車の数は、約500万台。これまでも部品や金属類の約8割はリサイクルされてきましたが、リサイクルしにくいシュレッダーダストはほとんどが埋め立て処分されており、不適正処理もみられたことから、リサイクルを一層進めるため同法が制定されました。

収集及び直接搬入量

収集量とは市町等が収集した量で、直接搬入量とは住民や事業者が市町等の処理施設に直接搬入した量をいい、収集及び直接搬入量とは、これらの合計のことです。

集団回収量

家庭の日常生活の中で出た不用となったものの中で、資源として活かせるものを子ども会やPTA、消費者団体などの地域団体で回収し、リサイクルを進めていく活動によって回収された資源物の量のことで、市町の多くが集団回収実施団体への補助金交付制度を有しています。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄の地球環境に負荷を与える社会経済システムではなく、省資源・リサイクル・廃棄物の極小化を可能とする産業構造・生活様式・技術革新などを組み込んだ環境への負荷ができる限り低減される新たな社会経済システムのことです。

循環資源

山口県循環型社会形成推進条例の第2条第3項で定義する「廃棄物等のうち有用なもの」のことです。

焼却処理量

廃棄物を焼却して処理した量のことです。

森林バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物由来の資源のことをバイオマスといい、特に森林から採取されるバイオマスを森林バイオマスといいます。森林バイオマスは、大気中の二酸化炭素を固定化してできたものであることから、カーボン・ニュートラルといい、焼却しても二酸化炭素の排出量の計算に加えないというルールがあります。

ストックヤード

自治体が収集したごみや集団回収などで回収された資源ごみを、再生資源工場へ運ぶまでの間、一時的に保管しておくための場所のことです。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生・排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の言葉の頭文字Rをとって、3つあるので3R（スリーアール）といいます。

その他中間処理量

中間処理をした量のうち、焼却以外の中間処理を行った量をいい、具体的には、粗大ごみ処理施設、資源化施設、高速堆肥化施設、ごみ燃料化施設、その他の施設によって処理された量です。

夕行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）とポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン（PCDDs）の総称で、物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質です。ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDについては、人に対する発がん性が確認されています。廃棄物の中にはその性質上、焼却処理工程において多量のダイオキシン類を発生させるものが含まれています。

段ボールコンポスト

身近にある段ボール箱を用いて、生ごみをコンポスト化することです。

地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方です。

中間処理（自己中間処理、委託中間処理）

廃棄物を脱水、破碎、選別、焼却、中和等により、減量化や安全で安定した状態に変化させることをいい、自己中間処理とは自ら中間処理を行うことを、また、委託中間処理とは、処理業者に処理を委託して中間処理を行うことです。

直接埋立量

一般廃棄物の埋立処分場でそのまま埋め立てられたごみの量です。

直接資源化量

一般廃棄物の資源化施設でそのまま資源化されるごみの量です。

直接焼却量

一般廃棄物の焼却施設でそのまま焼却されるごみの量です。

低炭素社会

平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」において、低炭素社会とは、「究極的には、化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会」としています。

電気式生ごみ処理機

電気を使って、温風乾燥、微生物分解（バイオ式）、炭化等を行い、生ごみを減量又は堆肥化する装置のことです。

特定有害産業廃棄物

廃PCB等、PCB汚染物、廃石綿等、重金属等を含む汚泥、ばいじんなどのことです。

特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物）

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがある性状を有するものです。特別管理廃棄物のうち、廃エアコン・廃テレビジョン・廃電子レンジに含まれるPCBを含有する部品、一般廃棄物焼却施設から排出されるばいじんやダイオキシン類を含む焼却灰等、病院・診療所等から生じる人に感染する恐れのある一般廃棄物を特別管理一般廃棄物といいます。また、特別管理廃棄物のうち、引火性廃油、腐食性廃酸・廃アルカリ、病院・診療所等から生じる人に感染する恐れのある産業廃棄物、特定有害産業廃棄物のことを特別管理産業廃棄物といいます。

ナ行

生ごみコンポスト

生ごみを原料として、堆肥（コンポスト）をつくることです。

ハ行

BDF

バイオ・ディーゼル・フューエル（Bio Diesel Fuel）の略で、ディーゼル機関用に製造されたバイオマス系（植物油、廃食用油等）の燃料のことです。

バイオマス資源

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもののことです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、生ごみ、建設発生木材、黒液、下水汚泥などが該当します。

排出量

一般廃棄物（ごみ）の場合、

総排出量＝市町等の収集量＋住民等の直接搬入量＋集団回収量

産業廃棄物の場合、本計画では、有償物（有価物）等を含めた広義の廃棄物の量です。

排出量＝有償物量＋直接再生利用量＋中間処理量＋直接最終処分量＋その他量

PFI制度

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）制度の略で、民間の資金や技術・経営能力を公共施設等の建設や運営に導入することにより、効率的に社会資本の整備を図る制度のことです。

PCB 廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）又はPCBを含む廃棄物のことをいいます。PCBは、不燃性で化学的に安定であることから、絶縁油、潤滑油、ノンカーボン紙等に利用されてきました。カネミ油症の原因物質で、大きな社会問題になったことから、昭和47年に製造中止になりましたが、処理体制の整備が遅れ、長期の保管が続いたことから紛失等の事例が生じ、環境汚染物質として問題になっています。

フリーマーケット

不用品や手作り品をそれぞれが持ち寄り、公園や空き地等で開くバザーのことで、廃棄物の発生・排出抑制、再使用に効果があることから、市町が関与して開かれるものもあります。分別収集各市町が行う廃棄物の収集において、住民からの排出段階で分別して出してもらったものをそれぞれに収集することをいいます。分別内容は各市町によって異なります。

マ行

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国が、平成26年末に、人口減少克服と地方創生に向けた総合的な取組を進めるため「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定したことを踏まえて、県として、こうした国の政策と呼応しながら、チャレンジプランを強力に推進するため、チャレンジプランの中で地方創生に資する施策を戦略化したものです。

マテリアルリサイクル

ガラスを粉砕してガラス原料として利用したり、スチール缶を鋼材の原料にするなど、物質を再度物質として加工して利用することをマテリアルリサイクルといいます。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）

排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際に、処理業者に交付する帳票のことをいいます。処理業者に交付したマニフェストを、処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しを回収することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みです。帳票によるシステムをコンピューター等を利用して電子化したものを電子マニフェストといいます。

メタン発酵

家畜ふん尿や生ごみなどのバイオマスをガス化し、エネルギー源として利用するバイオガス化のうち、バイオマスを発酵させてメタンガスを発生させることです。

元請完成工事高

発注者（施主）から直接請負った建設工事（請負工事契約）のうち、当期中の完成工事高（一般企業でいう売上高）のことです。

モニタリング

ある対象を継続して、観測・点検することです。

ヤ行

山口県循環型社会形成推進条例

循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項や産業廃棄物の適正な処理の確保に必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進し、現在及び将

来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成16年3月に制定・公布された条例（平成16年3月23日山口県条例第1号）です。

山口県認定リサイクル製品

リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用して県内で製造・加工されるリサイクル製品を認定する制度（山口県リサイクル製品利用推進要綱：平成12年8月施行）において認定された製品のことで。

容器包装リサイクル法

容器・包装廃棄物に関わる「消費者」、「市町」、「事業者」の3者がそれぞれの立場で容器包装のリサイクルに参画し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図っていく法律のこと。再商品化（リサイクル）の義務は容器包装を利用した中身メーカー、容器包装を生産し、販売した容器包装メーカーなどの事業者課せられます。

ラ行

リサイクル（再生利用）

廃棄物の全部又は一部を原材料として利用することです。例えば、ガラスを粉砕してガラス原料として利用したり、スチール缶を鋼材の原料にするなどがあり、マテリアルリサイクルともいわれています。一方、廃棄物として焼却した際の熱を利用する熱回収も広義のリサイクル（サーマルリサイクル）に含まれます。

リサイクルセンター

ごみの種類別に選別して保管し、必要な場合には粗大ごみなどのリフォームないし再利用設備を備えた施設のことです。

リサイクルプラザ

リサイクルセンターの機能に加え、市民のためのリサイクルひいては環境関連の学習室、展示コーナー、多目的ルームなどの普及・啓発的な機能も有した施設のことです。

リサイクル率（再生利用率）

一般廃棄物（ごみ）の場合、

$$\text{リサイクル率} = \text{再生利用量} / \text{総排出量} \times 100$$

産業廃棄物の場合、

$$\text{リサイクル率} = \text{再生利用量} / \text{排出量} \times 100$$

リターナブル容器（製品）

そのままの容器を洗浄して中身を充填する方法で、何度も繰り返して使うことができる容器のことです。環境負荷が少なく、資源の節約にもなり、ごみの発生抑制にも役立つため、その使用が推進されるべきですが、利便性などから、使い捨てのワンウェイ容器への転換が進んでいます。

リデュース（発生・排出抑制）

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなどごみの発生や排出自体を抑制することです。リユース、リサイクルよりも優先される取組です。

リユース（再使用）

循環資源を製品としてそのまま使用することをいいます（修理を行ってこれを使用することを含む）。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なものです。

山口県循環型社会形成推進基本計画
(第3次計画)

平成28年3月

山口県環境生活部
廃棄物・リサイクル対策課
〒753-8501
山口市滝町1-1
TEL : 083-933-2992
FAX : 083-933-2999

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

F A X 083-933-2999

T E L 083-933-2992

E - m a i l a15700@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/index/>